

電気設備工事特記仕様書

1 工事概要

- | | |
|--------------------------|---------------------------------|
| 1.1 工事名 | 緑小学校校舎トイレ改修工事 |
| 1.2 工事場所 | 春日部市緑町五丁目4番1号 |
| 1.3 工期 | 契約書による |
| 現場施工期間 | 現場施工期間は、施設管理者との調整により変更することができる。 |
| 1.4 工事科目 (○印の付いたものを適用する) | |

○ 電灯設備	・ テレビ共同受信設備
○ 動力設備	・ テレビ電波障害防除設備
・ 電熱設備	・ 監視カメラ設備
・ 雷保護設備	・ 駐車管理設備
・ 変電設備	・ 防犯、入退室管理設備
・ 電力貯蔵設備	・ 自動火災報知設備
・ 発電設備	・ 自動閉鎖設備
・ 構内情報通信網設備	・ ガス漏れ火災警報設備
・ 構内交換設備	・ 電話配管設備
・ 情報表示設備	・ 中央監視制御設備
・ 映像、音響設備	・ 医療関係設備
・ 拡声設備 (非常放送設備)	・ 昇降機設備
・ 誘導支援、呼出し設備	

- 1.5 指定部分 ○ 無 ・有 (工期：令和 年 月 日)
- 1.6 主任技術者又は監理技術者の専任期間 (建設業法により必要になった場合)
- 1 専任期間の始期
請負契約締結の日から、○現場施工に着手するまで (現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事が開始されるまで)の期間 ・令和 年 月 日までの期間)については、主任技術者又は監理技術者の専任を要しないものとする。
- 2 専任期間の終期
工事完成後、検査が終了し (発注者の都合により検査が遅延した場合は除く。)、事務手続き、後片付けのみが残っている場合は、主任技術者又は監理技術者の専任を要しないものとする。
- 3 専任期間の中断
自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により発注者からの通知により、工事を全面的に一時的中止している場合は、主任技術者又は監理技術者の専任を要しないものとする。

- 1.7 建物概要

- 1.8 工事概要

- 1.9 同時期発注の関連工事 ・ 建築工事 ・ 機械設備工事

2 工事仕様

2.1 共通仕様

- (1) この工事は特記仕様書、図面によるほか、春日部市電気設備工事特別共通仕様書 (以下「特別共通仕様書」という。)、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修公共建築工事標準仕様書 (電気設備工事編)、公共建築改修工事標準仕様書 (電気設備工事編)、公共建築設備工事標準図 (電気設備工事編) (以下「標準仕様書等」という。))及び監督員の指示に従い施工する。
- なお、市営住宅の場合は、公共住宅建設工事共通仕様書、機材の品質・性能基準を最優先とする。
- (2) 機械設備工事及び建築工事を本工事に含む場合は、それぞれの特別共通仕様書及び標準仕様書等を適用する。
- (3) 法令・基準・仕様書等は、原則として施工時において最新のものを適用する。

- 2.2 特記仕様 (特記事項の選択項目は、○印の付いたものがなければ※印を適用し、・印のものは適用しない。○印と⊗印の付いた場合は、共に適用する。)

項 目	特 記 事 項
① 機材等	本工事に使用する機材等は、設計図書に規定するもの又はこれと同等のものとする。なお、資材名、製造所名および発注先を記載した報告書を監督員に提出し承諾を受けるものとする。 使用機材等については、アスベスト含有の有無を確認し、アスベストを含む機材等は使用しないこと。 「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」に基づく特定調達品目に該当する機材を使用する場合は、原則として、その判断の基準、配慮事項を満たすこと。 調達する工事材料は、埼玉県産とするよう努めるものとする。
② 施工条件	施工時間 ※行政機関の休日に関する法律 (S63第91号)に定める行政機関の休日以外。 ・上記以外の時間に施工する場合は事前に監督員と協議すること。
③ 工事前電力・水	本工事に必要な電力及び水などの費用は、受注者の負担とする。
④ 工事前仮設物	すべて受注者の負担とし、構内につくることができる。
⑤ 足場・さんばし類	※別契約の関連工事の受注者が定着したものは無償で使用できる。 ・本工事とする。
⑥ 監督員事務所	本工事で ・設ける (規模) ※設けない
⑦ 保 険	受注者は工事目的物及び工事材料について工事完成期日後14日まで、これを火災が保障対象になっている組立保険等にかけて、証書の写しを監督員に提出する。 受注者は法定外の労災保険に付し、証書の写し等を監督員に提出する。
⑧ 再使用機材	取外し再使用機材は、清掃及び絶縁抵抗測定等を行い、機能が良好なことを確認した上で取付ける。なお、その測定結果表を監督員に提出する。
⑨ 建設リサイクル法の適用	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の適用について ※ 適用する (契約金額による) ・ 適用しない
⑩ 完成図書の納品	完成図の表紙及び背表紙には、工事名、受・発注者名、完成年月を記載すること。また、完成図の中に主要機器一覧表 (名称、製造者名、形式、容量又は出力、数量等)を記載すること。 市営住宅の完成図の提出部数は、A3二折つり2部とする。
⑪ 発生根処理	引渡を要するもの以外は構外に撤出し、適切に処理する。 (構外撤出処理費は、※本工事 ・別途) (1) 引渡しを要するもの () (2) 買取処分を要するもの (銅屑・鉄屑) (3) 再生資源化を図るもの (蛍光管) 蛍光管等は再資源化施設等に搬入し、全てリサイクルするものとする。 (4) 特別管理産業廃棄物 () ※処理に先立ち計画書を提出し、処理後は調査を提出すること。

- ⑫ 金属電線管の塗装
- ⑬ 鍵
- ⑭ 地中電線路

敷き均し土	管 種 別	
	硬質ビニル電線管 (VE)	耐衝撃性塩化ビニル管 (HIVE)
良質土	耐衝撃性塩化ビニル管 (HIVE)	波付硬質合成樹脂管 (FEP)
	ポリエチレン被覆鋼管 (PLP)	

(2) 地中電線路には、ケーブル埋設種及び保護シートを設ける。ただし、低圧・弱電回路の保護シートの図面特記による。

(3) 地中電線路の敷設は管路式とし、埋設深さは地表面 (舗装する部分では路盤材下面) から配管の上端まで原則、600mmとする。ただし、公道への引込み管路等の埋設深さについては、供給事業者と協議のうえ決定する。

- ⑮ 回路の種別 行先の表示

- ⑯ 電線の接続
- 湿気の多い場所、水を使用する場所及び屋外は、圧着接続し自己融着テープを巻き付けたうえで絶縁テープ巻きとする。
上記以外の場所においては、屋内配線用電線コネクタによる接続をしてもよい。ただし、接続はボックス内とする。

- ⑰ 電線管の接続
- 屋外におけるケーブルの保護管に用いる厚鋼電線管の接続は、防水処置を施したねじし工法としてもよい。

- ⑱ 接地工事
- 漏電遮断機で保護されている回路と保護されていない回路のD種接地極が共用していない場合の接地線は、混触防止のため、緑色、緑・黄又は緑・青色で区別する。

- ⑲ 建設発生土の処理
- 埋戻し後の建設残土は、※監督員が指示する構内の場所に敷きならす。
・構外搬出適切処理する。

- ⑳ 再生砂・再生砕石 再生アスコン使用
- 契約図書中の山砂の類、砂利、砕石及びアスコンに代替し、表層以外において監督員の了解を得た上で、 ・使用できる。 ※使用できない。
再生砂使用に先立ち、1購入あたり1棟体の穴徑クロム浴出試験を行い土壌の汚染に係る環境基準に適合することを確認すること。

- ㉑ 耐震施工
- 設備機器の固定は、「建築設備耐震設計・施工指針」 (独立行政法人建築研究所監修)による。
なお、施工に際し、耐震強度計算書を監督員に提出し、承諾を受けるものとする。

- (1) 設計用水平地震力
機器の重量 [kgf] に、設計用水平震度を乗じたものとする。
なお、特記なき場合、設計用水平震度は、次による。

設置場所	機器種別	特定の施設		一般の施設	
		重要機器	一般機器	重要機器	一般機器
上層階 屋上及び塔屋	機 器	2.0	1.5	1.5	1.0
	防護支持の機器	2.0	2.0	2.0	1.5
中間階	水 槽 類 (※1)	2.0	1.5	1.5	1.0
	機 器	1.5	1.0	1.0	0.6
地下・1階	防護支持の機器	1.5	1.5	1.5	1.0
	水 槽 類 (※1)	1.5	1.0	1.0	0.6

- 【備 考】 (※1)：水槽類には、オイルタンク等を含む。
重要機器
・配電盤 ・発電装置 (防災用) ・直流電源装置 ・交流無停電電源装置
・交換機 ・火災報知器受信機 ・中央監視装置 ・太陽光発電装置
上層階の定義は次による。
2~6階建の場合は最上階、7~9階建の場合は上層2階、10~12階建の場合は上層3階、13階建以上の場合は上層4階とする。
- (2) 設計用鉛直地震力
設計用水平地震力の1/2とし、水平地震力と同時に働くものとする。

- ⑳ あと施工アンカー
- 機器・配管等の据付けにおけるあと施工アンカーの使用については、監督員の承諾を受けるものとする。
重量100kgを超える機器の耐震支持については、耐震計算書を添付し、アンカーボルトを選定すること。
施工は、(一社)日本建築あと施工アンカー協会の資格を有するもの、又は十分な技能及び経験を有した者が行うこと。
金属拡張系アンカーの場合は、所定の穿孔深さ、拡張の完了がわかる記録を添付すること。
接着系アンカーの場合は、所定の穿孔深さ、清掃状況、マーキング、カプセル挿入、埋込みの完了が分かる記録を添付すること。
(原則として、接着系アンカーは吊り支持に使用しないものとする。)
あと施工アンカーの試験は、アンカーの種類毎に1か所引張試験を実施すること。

- ㉑ はつり及びあと施工アンカー打設
- 既存コンクリート床、壁等の配管貫通部の穴開け及びあと施工アンカー打設前に、図面に明示する箇所についてX線撮影調査を実施すること。
電動ドリル等の刃が鉄筋、金属配管等に接触した場合には、自動で電動工具の電源を遮断する装置を使用する。

- ㉒ 改修部分の足場
- 本工事で単独に必要な足場は、下記により設ける。
(1) 内部足場 ※ 脚立足場
(2) 外部足場 ※ A種 (枠組足場) ・B種 ・C種 ・D種 ・E種 ・F種
※足場を設ける場合は、「「手すり先行工法等に関するガイドライン」について」 (厚生労働省令) の「手すり先行工法等に関するガイドライン」により、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立て等の作業に関する基準」の2の(1)手すり据置方式又は(2)手すり先行専用足場方式により行うものとする。

- ㉓ 墜落制止用器具 (フルハース型)
- ※使用を要する 墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン による
・使用を要しない

- ㉔ 施工計画書
- ※施工に先立ち、次の施工計画書を提出し監督員の承認を受ける
※総合施工計画書 (工程・品質・安全・環境配慮・仮設計画等を含む)
※工程別施工計画書
・電力設備工事 ・変電設備工事 ・電力貯蔵設備工事
・発電設備工事 ・通信・情報設備工事 ・中央監視制御設備工事
・医療関係設備工事 ・昇降機設備工事
※その他監督員が必要と認めるもの

- ㉕ アスベスト事前調査結果の報告
- 全ての建築物、工作物において大気汚染防止法及び石棉障害予防規則の事前調査を建築物石綿含有建材調査者により実施し、アスベスト使用有無に関わらず、結果を知事又は市長あてに報告する。

- ㉖ その他

- (1) 施工に先立って建築及び関連設備の業者と打合せのうえで施工図を作成し、監督員の承認を受ける。
(2) 本工事に使用する製作品は、事前に製作物を監督員に提出し、承諾後製作する。
(3) 本工事に使用する機器は、事前に性能等を記した機器仕様書を監督員に提出し、承諾後施工する。
(4) 本工事にかかる官公庁への諸手続はすべて受注者が代行し、その費用は受注者の負担とする。
(5) 特記なき電線・ケーブルは、原則としてエコマテリアル電線・ケーブルとし、露出部分に使用する場合は耐紫外線性能を有するものとする。
(6) 改修工事等を施工する場合、施工する前後に工事対象箇所の写真撮影を行う。また、既設ケーブル等は施工前後に絶縁抵抗、伝送品質等の測定を行い、試験記録を提出する。
(7) 受注者は、施工にあたって施設運営に支障の無いように綿密に打合せを行うこと。
(8) 本工事における停電措置が必要な場合、事前に計画書を電気主任技術者に提出する。また、停電操作・安全処置は受注者が行い、その費用は受注者の負担とする。
(9) 特に騒音振動など周辺に甚大な影響のある工事については、原則として学校では学校運営に支障を与えない期間、その他の施設では施設管理者と打合せして設定すること。
(10) 工事に先立ち、監督員と打合せの上、住民及び関係自治会等に対して工事説明を実施すること又、工事に先立ち、「工事のお知らせ」等を配布し、周知する。
以上のことを留意し、工程管理、安全管理に万全を期すること。

- 2.3 工事別一般事項 (特記事項選択項目は、○印の付いたものを適用する)

項 目	特 記 事 項
○ 電灯設備	(1) 配線器具 スイッチ・壁付コンセント (2P15A) は適用形とする。なお、2ロコンセントは複式を使用してもよい。 フラッシュプレートは原則としてステンレス又は新金属を使用する。ただし、市営住宅における住戸内のフラッシュプレートについては、樹脂プレートを使用することができる。 コンセント器具に具備されている送り配線端子は使用してはならない。 (2) 照明器具 防災用照明器具は、建築基準法による非常用照明器具及び消防法による誘導灯とし、関係法令に適合したものである。 (3) 照度測定 電灯設備工事に際し、新営工事の場合は新設後の、改修工事の場合は改修前と改修後の照度測定をJIS C 7612「照度測定方法」により、学校においては学校環境衛生基準により実施すること。 (4) 分電盤 分電盤の塗装色は、監督員の指定した色とする。 (5) 継ぎ 天井又は壁埋込みの場合のボックスは、塗りしろカバーと仕上り面とが10mm程度以上離れる場合は継ぎを使用する。ただし、ボード張りて、ボード裏面と塗りしろカバーの間に離れないように施工した場合は、継ぎを必要としない。 (6) 位置ボックスの省略 ケーブルこしが配線で、位置ボックスの図面特記がなく、かつ、照明器具に送り配線端子が具備されている場合は、位置ボックスを省略してもよい。
㊦ 動力設備	(1) 動力制御盤及び開閉器箱の塗装色は、監督員の指定した色とする。負荷用送り端子台は1負荷につきU・V・W・Eの4Pを原則とする。 (2) 電動機等各負荷までの接続は、本工事とする。ただし、制御盤以降が別途工事の場合は、当該制御盤の電源側接続までとする。
3 雷保護設備	受雷部突針はLR1とする。
4 変電設備	高 圧 引 込 引込み口は、設計図に示された位置を電力会社に再確認する。また、ケーブル等の埋設及び、その端末処理は監督員の立会いのうえで施工する。 高圧ケーブル端末部はシースずれ防止対策を施す。 (端末処理 ・耐塩用 ・一般用) 受 電 電 圧 柱上高圧気中 負荷開閉器 (PAS) 主 遮 断 装 置 変圧器設備容量 交流3相3線式 6.6kV 50Hz 定格電圧 7.2kV 定格電流 A 定格電圧 kV 定格遮断電流 kA 動力用 kVA x 台 電灯用 kVA x 台 高圧進相コンデンサ kVar x 台 直列リアクトル ・6% ・1.3% kVar x 台

- 5 構内情報通信網設備
- ネットワーク機器を盤内等に収納する場合は、放熱、耐塵等を考慮する。

- 6 電力貯蔵設備
- ・直流電源装置 ・交流無停電電源装置
・ (概要)

- 7 発電設備
- ・ディーゼル発電装置 ・ガスエンジン発電装置
・ガスタービン発電装置 ・マイクロガスタービン発電装置
・燃料電池発電装置 ・熱供給 (コージェネレーション) 発電装置
・太陽光発電装置 ・風力発電装置
・ (概要)

8 構内交換設備	局線電話の引込位置は、第一種電気通信事業者と打合せのうえで施工する。
9 自動火災報知設備、ガス漏れ火災警報設備、拡声設備 (非常放送設備)	(1) 所轄する消防署と打合せのうえ、各関係条例等に準じて施工する。 (2) 総合盤内の接続は端子を使用し、回路名を記入しておくものとする。 (3) ガス漏れ警報設備の動作試験は、原則としてガス納入業者立会いのうえで行うものとする。
10 昇降機設備	特記なき場合の施工は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修公共建築工事標準仕様書 (機械設備工事編) による。 なお、市営住宅の場合は、公共住宅建設工事共通仕様書による。

- 2.4 取付高さ
壁付、壁掛型の機器等の取付高さは、図面に記載のない場合は原則として次のとおりとする。

名 称	測 点	取付高さ (mm)	
		一 般	市営住宅
スイッチ (一般)	床下~中心	1,300	1,200
〃 (身体障害者用)	〃	1,100	1,000
〃 (人感センサー切換用)	〃	2,000	2,000
コット、電話用7Aレット、直列ユニット	〃	300	400
〃 (和室)	〃	150	200
〃 (台上)	台上~中心	150	500
防水型コンセント	床下~中心	500	500
分電盤、制御盤、開閉器箱	〃	(上端1,900以下)1,500	(上端1,900以下)1,500
呼出ボタン (身体障害者用)	〃	900	900
後場ボタン (〃)	〃	1,800	1,800
廊下表示灯 (〃)	〃	2,000	2,000
端子盤	〃	(上端1,900以下)1,500	2,000

3 その他

- 3.1 他工事との取合区分
発注図又は工事区分表による。
- 3.2 図面上の縮尺
図面上の縮尺は、JIS A1版とした縮尺とする。
- 3.3 疑義
本特記仕様書、特別共通仕様書及び標準仕様書等において疑義が生じた場合は、監督員と協議するものとする。
- 3.4 工事前図面
工事前着手時原設計図 縮小製図 (A3版 A3以上の設計図はA3に縮小)
※要 (部) ・不要

舗装版切断時に発生する濁水の処理に係る特記仕様書	
第1条	この特記仕様書は、春日部市電気設備工事特別共通仕様書に定めるもののほか、アスファルト舗装版切断時に発生する濁水 (以下「濁水」という。)の処理に関し必要な事項を定めるものである。
第2条	受注者は、回収した濁水を次のとおり処理するものとする。 ・種類及び処理量 汚泥 (油分を含む汚泥) m3 ・中間処理施設 市 地内、(株) ・処理方法 ・中間処理後、最終処分場に搬入 (処理に焼却又は熔融含まず) ・中間処理後、最終処分場又は再資源化 (処理に焼却又は熔融を含む)
2	受注者は、別の中間処理施設を選定する場合には、事前に監督員と協議するものとする。
第3条	受注者は、舗装版切断作業を行いながら濁水として可能な限り回収し、作業後速やかに回収した濁水を産業廃棄物の汚泥 (油分を含む汚泥) として中間処理施設に運搬及び処理するものとする。 2 受注者は、汚泥の中間処理業の許可を受けている業者と産業廃棄物処分委託契約を締結しなければならないものとする。 3 受注者は、自ら運搬を行う場合を除き、汚泥の収集運搬業の許可を受けている業者と産業廃棄物収集運搬委託契約を締結しなければならないものとする。 4 受注者は、濁水の処理に関する履行について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律において定める産業廃棄物管理票 (以下「マニフェスト」という。)により管理するものとする。
第4条	受注者は、設計図書において、濁水の回収、運搬及び処理に関する方法を定めなければならないものとする。また、中間処理業者及び収集運搬業者と第3条第3項及び第4項に基づき締結した委託契約書の写し及び許可証の写しを添付すること。 2 受注者は、工事検査時にマニフェスト原本を提示する。
第5条	濁水処理量については、舗装版の切断延長や切断厚が変わった場合を除き、原則として設計変更の対象としないものとする。 2 受注者は、舗装版切断時に濁水を生じない工法を使用する場合においては、事前に監督員と協議するものとする。 3 この特記仕様書に疑義等が生じた場合については、別途監督員と協議するものとする。

昇降機の適切な維持管理に係る特記仕様書	
第1条	この特記仕様書は、昇降機設備工事 (新設、増設又は更新) において、昇降機を常時適法な状態に維持できるよう必要な事項を定める。なお、この特記仕様書に記載されていない事項は、「昇降機の適切な維持管理に関する指針」による。
第2条	この特記仕様書における用語の定義は、次の各号による。 2 昇降機とは、本工事で施工した昇降機設備をいう。 3 発注者とは、本工事の発注者をいう。 4 受注者とは、本工事の受注者をいう。 5 製造者とは、昇降機の製造者をいう。 6 管理者とは、昇降機の引渡しを受け、施設管理を行う者をいう。 7 保守点検受注者とは、管理者からの委託により、保守・点検業務を受注した者をいう。 第3条 2 製造者または受注者は、次の各号に掲げる責任を果たすよう努めなければならない。 2 製造者は、製造した昇降機の部品等々、昇降機の引渡しから起算して耐用年数を勘案して適切な期間供給すること。 3 製造者は、適切な維持管理を行うことができるよう、管理者に対して維持管理に必要な情報又は機材を提供又は公開するとともに、問い合わせ等に対応する体制を整備すること。 4 製造者は保守点検受注者からの依頼に対し協力すること。 5 受注者は、製造者に対し、前各号の規定を遵守するよう要請すること。 第4条 この特記仕様書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者が協議して定める。

官公庁等打ち合わせ手 建築： 昇降機： 施設管理者： 電力会社： 電話会社： ケーブルテレビ会社： 消防本部：	
--	--

受変電設備特記仕様書

1. 適用規格

- 本特記仕様書及び設計図によるほか下記によること。
 (1) 公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)最新版
 (2) 電気設備技術基準
 (3) 高圧受変電設備規定(JEAC)
 (4) 日本工業規格(JIS)

2. 特記事項

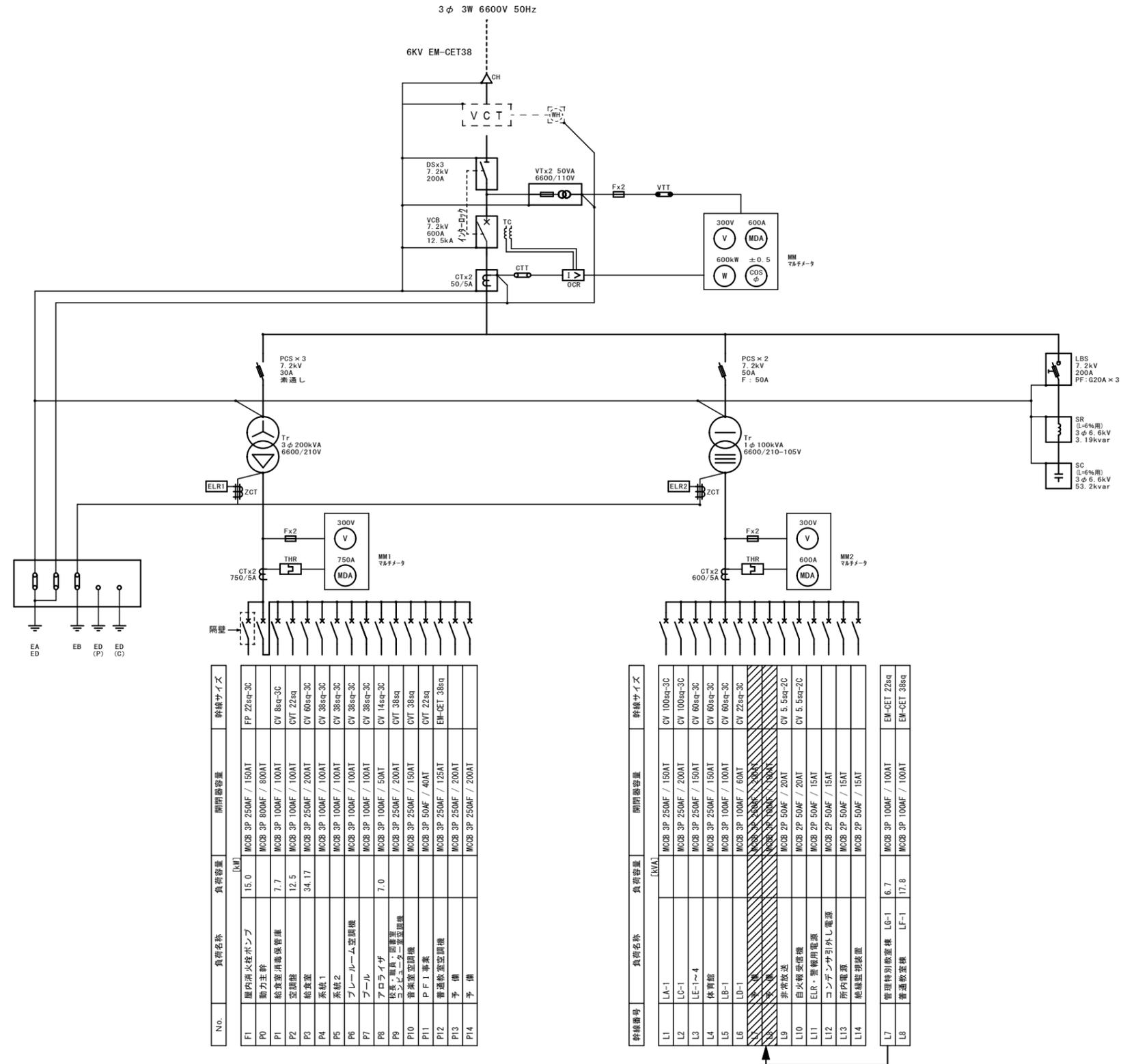
- ・トイレ改修に伴う既設受変電設備の改修を行う。

3. 改修項目一覧表

- ① 電灯: 予備開閉器 MCB3P250/200Aを撤去、管理特別教室棟トイレ分電盤(LG-1)用開閉器 MCB100/100Aを新設
- ② 電灯: 予備開閉器 MCB3P100/100Aを普通教室棟トイレ分電盤(LF-1)用と変更

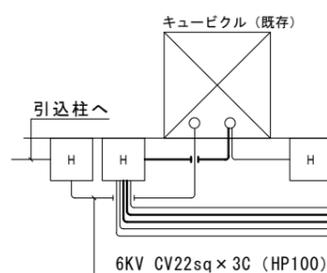
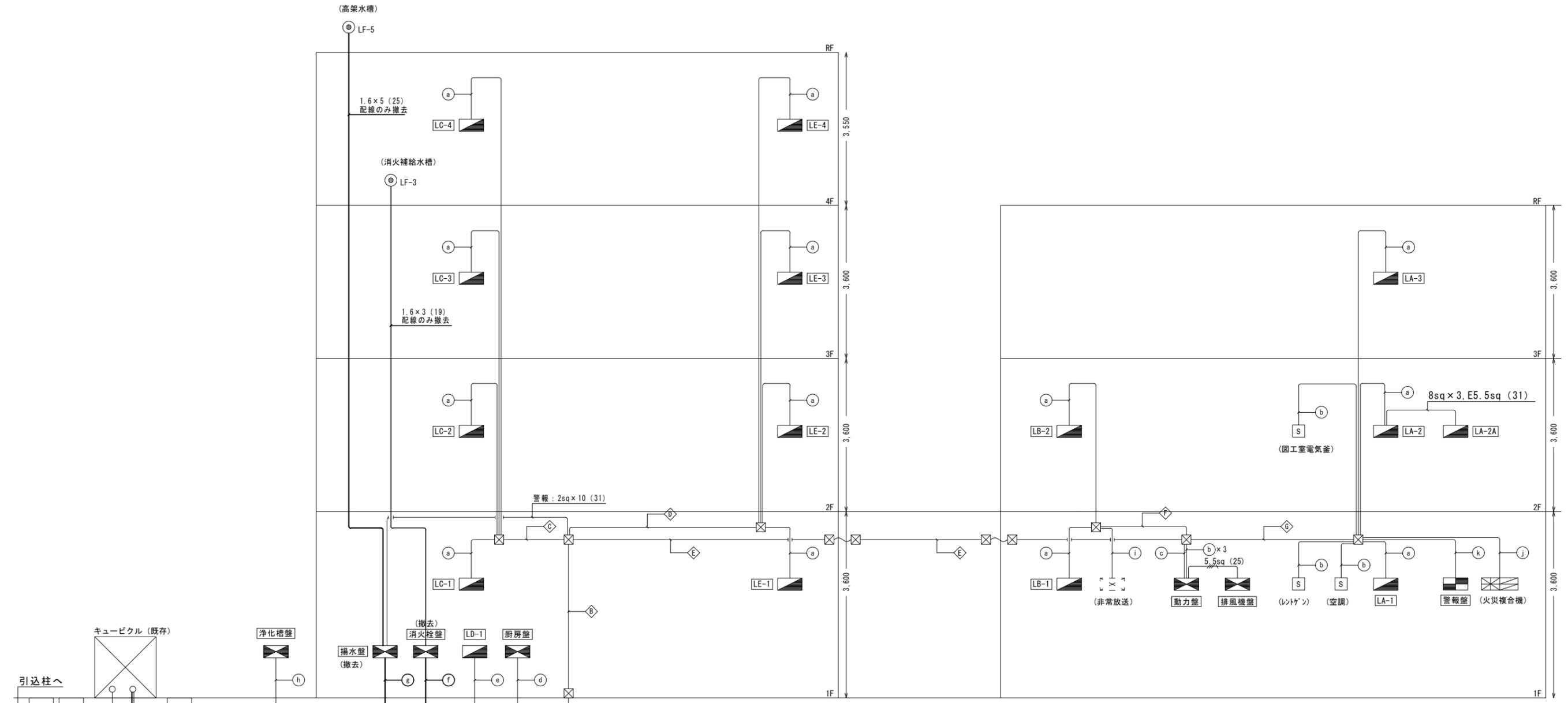
4. 諸経費・試験・立合い

- 下記費用を本工事に見込む
 ・停電工事に伴う電気主任技術者立ち合い
 ・更新機器の現場試験



No.	負荷名称	負荷容量 [kW]	開閉器容量	幹線サイズ
F1	屋内用気送ポンプ	15.0	MCB 3P 250AF / 150AT	FP 22sq-3C
P0	動力主幹		MCB 3P 800AF / 800AT	
P1	給食室消火設備	7.7	MCB 3P 100AF / 100AT	CV 8sq-3C
P2	空調機	12.5	MCB 3P 100AF / 100AT	CVT 22sq
P3	給食室	34.17	MCB 3P 250AF / 200AT	CV 60sq-3C
P4	系統1		MCB 3P 100AF / 100AT	CV 38sq-3C
P5	系統2		MCB 3P 100AF / 100AT	CV 38sq-3C
P6	プレールーム空調機		MCB 3P 100AF / 100AT	CV 38sq-3C
P7	プール		MCB 3P 100AF / 100AT	CV 14sq-3C
P8	アロライザ	7.0	MCB 3P 100AF / 50AT	CVT 38sq
P9	校長・副校長・図書室 校長・副校長・図書室 コンピュータ室空調機		MCB 3P 250AF / 200AT	CVT 38sq
P10	P.F.I 専業		MCB 3P 50AF / 40AT	CVT 22sq
P11	普通教室空調機		MCB 3P 250AF / 150AT	EM-CET 38sq
P12	普通教室空調機		MCB 3P 250AF / 200AT	
P13	予備		MCB 3P 250AF / 200AT	
P14	予備		MCB 3P 250AF / 200AT	

幹線番号	負荷名称	負荷容量 [kVA]	開閉器容量	幹線サイズ
L1	LA-1		MCB 3P 250AF / 150AT	CV 100sq-3C
L2	LC-1		MCB 3P 250AF / 200AT	CV 100sq-3C
L3	LE-1~4		MCB 3P 250AF / 150AT	CV 60sq-3C
L4	体育館		MCB 3P 250AF / 150AT	CV 60sq-3C
L5	LB-1		MCB 3P 100AF / 100AT	CV 22sq-3C
L6	LD-1		MCB 3P 100AF / 60AT	CV 60sq-3C
L7	非常放送		MCB 2P 50AF / 20AT	CV 5.5sq-2C
L8	自火報警機		MCB 2P 50AF / 20AT	CV 5.5sq-2C
L9	ELR・警報用電源		MCB 2P 50AF / 15AT	
L10	コンテナ引外し電源		MCB 2P 50AF / 15AT	
L11	所内電源		MCB 2P 50AF / 15AT	
L12	給食室空調機		MCB 2P 50AF / 15AT	
L13	管理特別教室棟 LG-1	6.7	MCB 3P 100AF / 100AT	EM-CET 22sq
L14	普通教室棟 LF-1	17.8	MCB 3P 100AF / 100AT	EM-CET 38sq



普通教室棟

管理特別教室棟

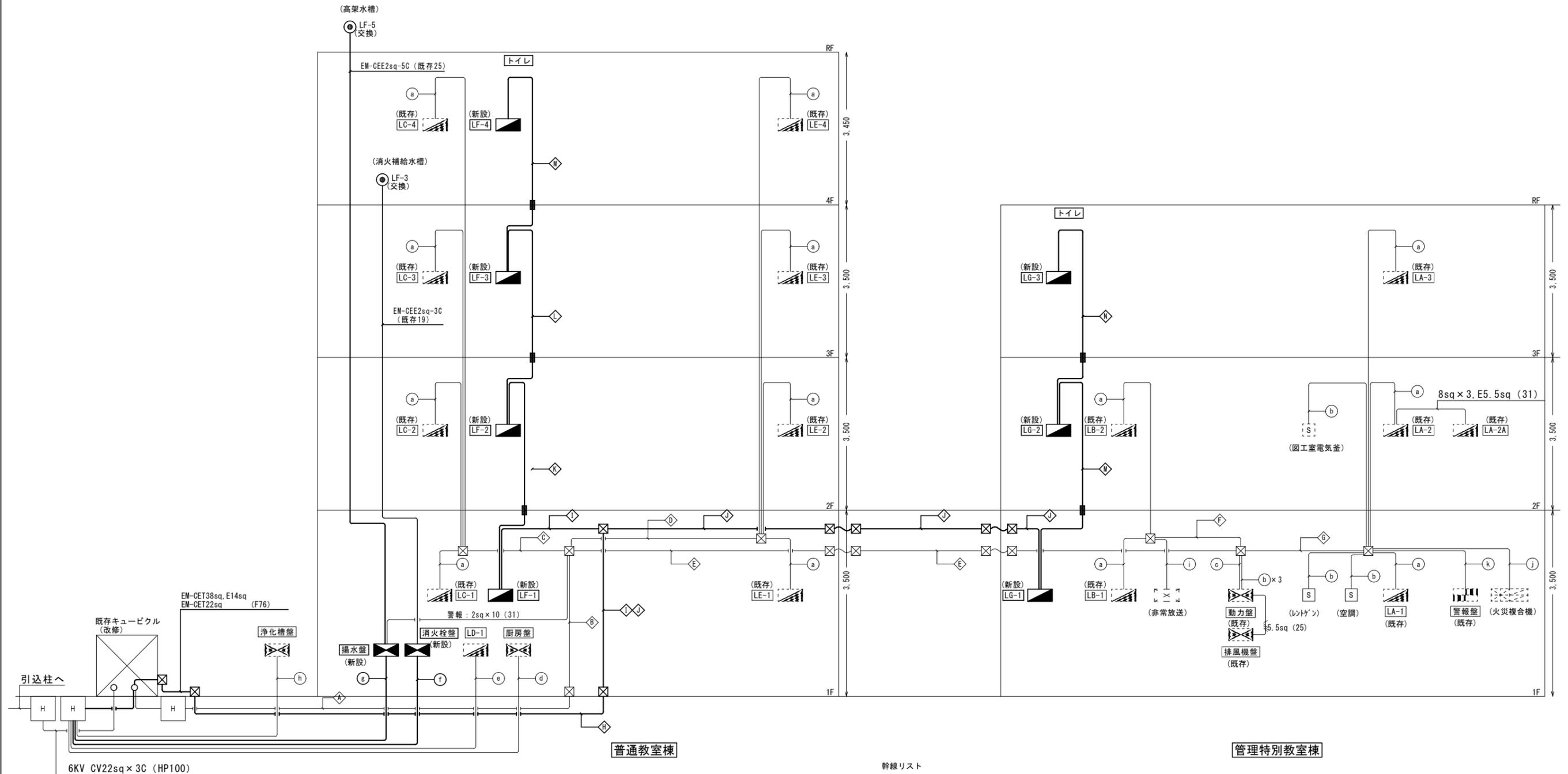
注記：
 細線は既存のままとする。
 太線は撤去とする。
 1. 全てのハンドホール及び埋設配管は既存とする。

幹線リスト

記号	負荷名称	ケーブルサイズ	保護管
◇	LC-1	1V80sq x 3, E22sq	(82) x 4 (82) x 1 ヨビ
	LE-1	1V60sq x 3, E14sq	
	動力盤	CV38sq-3C, E22sq	
	LB-1	1V50sq x 3, E14sq	
	放送設備	HIV5.5sq x 2	
	警報盤	1V2sq x 17	
	LA-1	1V100sq x 3, E22sq	
◇	LC-1	1V80sq x 3, E22sq	(63)
	LE-1	1V60sq x 3, E14sq	(51)
	動力盤	CV38sq-3C, E22sq	(51)
	LB-1	1V50sq x 3, E14sq	(51)
	放送設備	HIV5.5sq x 2	(25)
	警報盤	1V2sq x 6	(31)
	LA-1	1V100sq x 3, E22sq	(63)
◇	自火報	HIV5.5sq x 2	(25)
	予備		(63)

記号	負荷名称	ケーブルサイズ	保護管
◇	LC-1	1V80sq x 3, E22sq	(63)
	LE-1	1V60sq x 3, E14sq	(51)
◇	動力盤	CV38sq-3C, E22sq	(51)
	LB-1	1V50sq x 3, E14sq	(51)
◇	放送設備	HIV5.5sq x 2	(25)
	警報盤	1V2sq x 16	(31)
◇	LA-1	1V100sq x 3, E22sq	(63)
	自火報	HIV5.5sq x 2	(25)
◇	LB-1	1V50sq x 3, E14sq	(51)
	放送設備	HIV5.5sq x 2	(25)
	警報盤	1V2sq x 16	(31)
	電気釜	1V8sq x 3, E8sq	(31)
レトゲン	1V8sq x 3, E8sq	(31)	

記号	負荷名称	ケーブルサイズ	保護管
Ⓐ	電灯盤	1V14sq x 3, E5.5sq	(31)
Ⓑ	開閉器	1V8sq x 3, E8sq	(31)
Ⓒ	動力盤	CV38sq-3C, E22sq	(51)
Ⓓ	厨房盤	CV60sq-3C	PE (70)
Ⓔ	LD-1	CV14sq-3C	PE (36)
Ⓚ	消火栓盤	CV22sq-3C(撤去)	PE (54) 残置
Ⓛ	揚水盤	CV8sq-3C(撤去)	PE (36) 残置
Ⓜ	浄化槽盤	CV60sq-3C	
Ⓨ	浄化槽電灯	CV5.5sq-2C	HP100/PE82
Ⓩ	浄化槽警報	CVV2sq-2C	
ⓐ	アラライザ	CV14sq-3C	
ⓑ	放送設備	HIV5.5sq x 2	(25)
ⓒ	自火報	HIV5.5sq x 2	(25)
ⓓ	警報盤	1V2sq x 17	(31)



6KV CV22sq × 3C (HP100)

注記：
 細線は既存。
 太線は新設とする。
 床貫通・防火区画処理
 (国土交通省認定仕様)

幹線リスト

記号	負荷名称	ケーブルサイズ	保護管
◇	LC-1	1V80sq × 3, E22sq	(63)
◇	LE-1	1V60sq × 3, E14sq	(51)
◇	動力盤	CV38sq-3C, E22sq	(82) × 4
◇	LB-1	1V50sq × 3, E14sq	(82) × 1ヨビ
◇	放送設備	H1V5.5sq × 2	
◇	警報盤	CVV2sq2C+4C	
◇	LA-1	1V100sq × 3, E22sq	(63)
◇	自火報	H1V5.5sq × 2	(25)
◇	予備		(63)

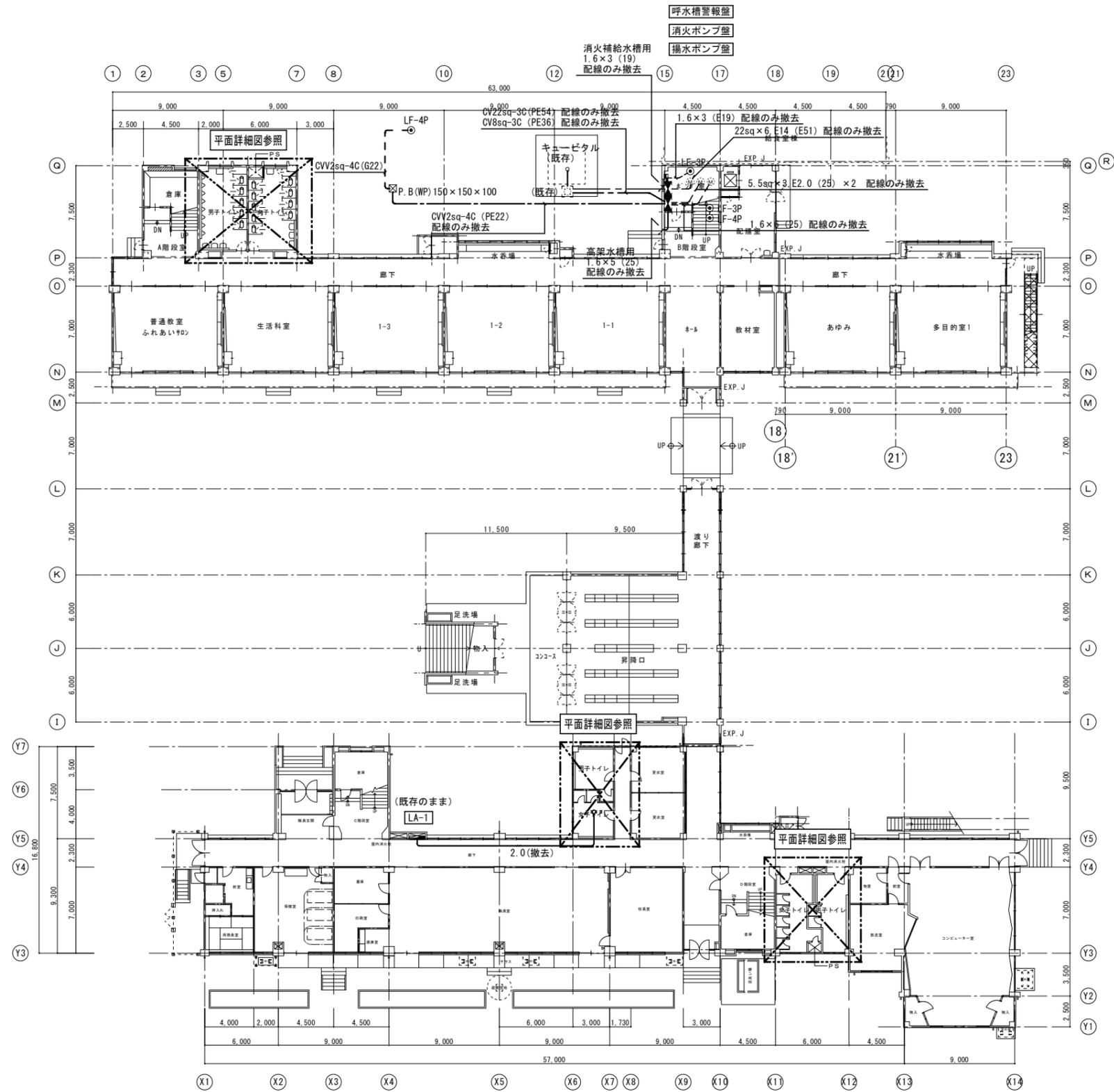
管理特別教室棟

記号	負荷名称	ケーブルサイズ	保護管
◇	LC-1	1V80sq × 3, E22sq	(63)
◇	LE-1	1V60sq × 3, E14sq	(51)
◇	動力盤	CV38sq-3C, E22sq	(51)
◇	LB-1	1V50sq × 3, E14sq	(51)
◇	放送設備	H1V5.5sq × 2	(25)
◇	警報盤	IV2sq × 16	(31)
◇	LA-1	1V100sq × 3, E22sq	(63)
◇	自火報	H1V5.5sq × 2	(25)
◇	空調	IV8sq × 3, E8sq	(31)
◇	電気釜	IV8sq × 3, E8sq	(31)
◇	レントゲン	1V8sq × 3, E8sq	(31)

記号	負荷名称	ケーブルサイズ	保護管
○	電灯盤	1V14sq × 3, E5.5sq	(31)
○	開閉器	1V8sq × 3, E8sq	(31)
○	動力盤	CV38sq-3C, E22sq	(51)
○	厨房盤	CV60sq-3C	PE(70)
○	LD-1	CV14sq-3C	PE(36)
○	消火栓盤	EM-FP22sq-3C	PE(54) 既存
○	揚水盤	EM-CE8sq-3C	PE(36) 既存
○	浄化槽電灯	CV60sq-3C	
○	浄化槽警報	CV5.5sq-2C	HP100/PE82
○	アラライザー	CV14sq-3C	
○	放送設備	H1V5.5sq × 2	(25)
○	自火報	H1V5.5sq × 2	(25)
○	警報盤	IV2sq × 17	(31)

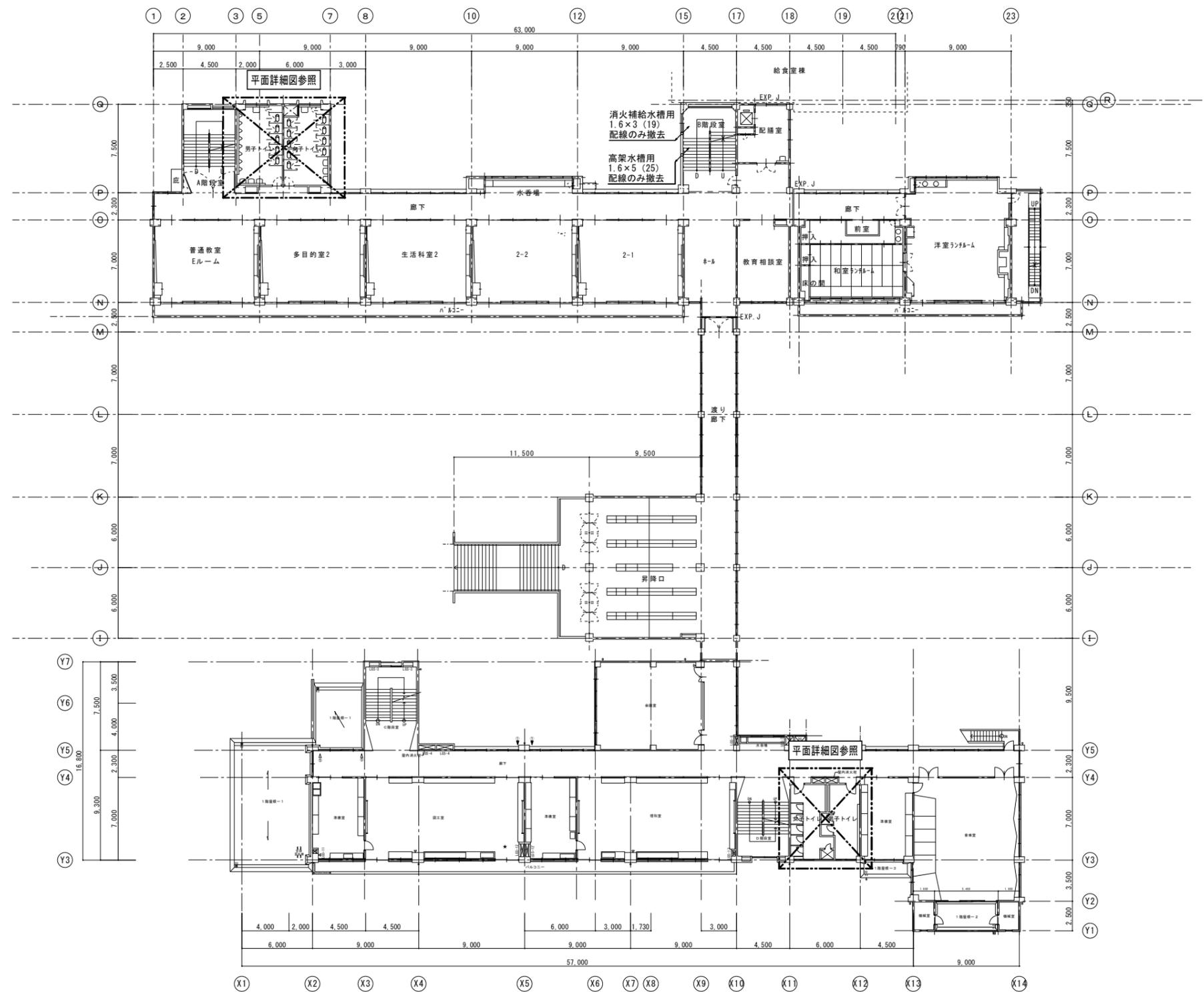
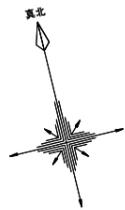
◇	LF-1 + LG-1	EM-CET38sq+22sq, E14sq, (FEP80)	
◇	LF-1	EM-CET38sq, E8sq	
◇	LG-1	EM-CET22sq, E5.5sq	

◇	LF-2	EM-CET22sq, E8sq	
◇	LF-3	EM-CET14sq, E5.5sq	
◇	LF-4 (LG-2)	EM-CE8sq-3C, E2.0	
◇	LG-3	EM-CE8sq-3C, E2.0	

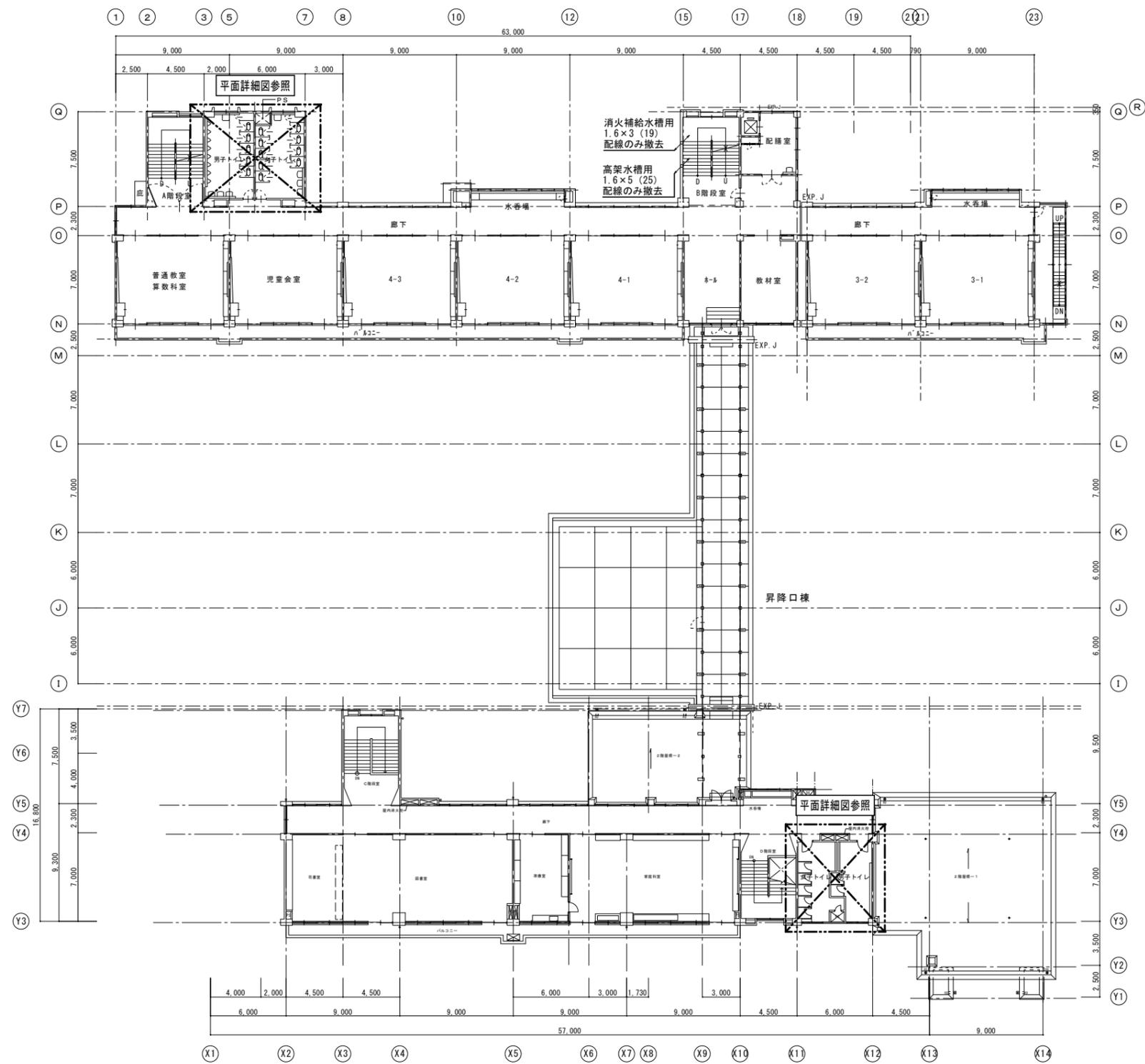
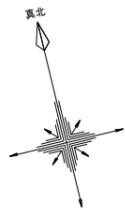


1階平面図 (改修前) S=1/200

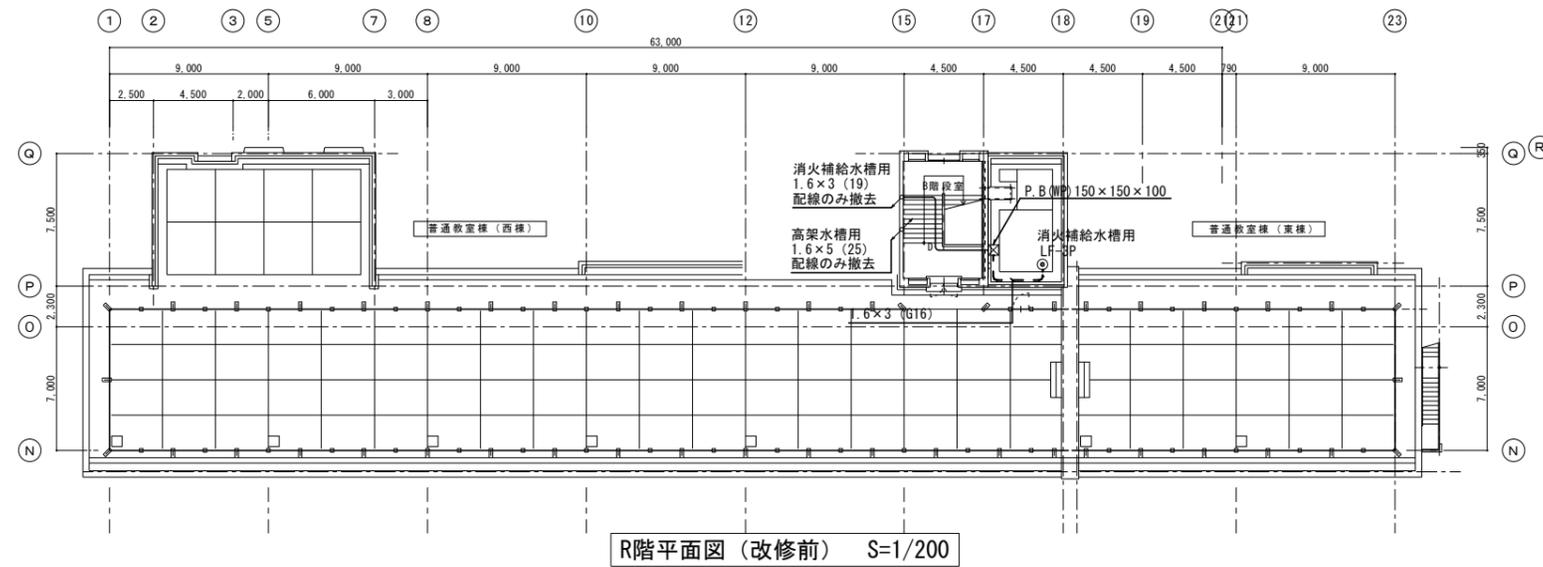
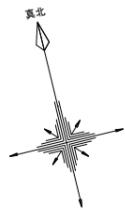
注：特記なき全て撤去とする。



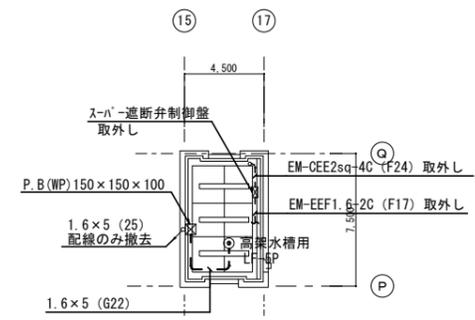
2階平面図 (改修前) S=1/200



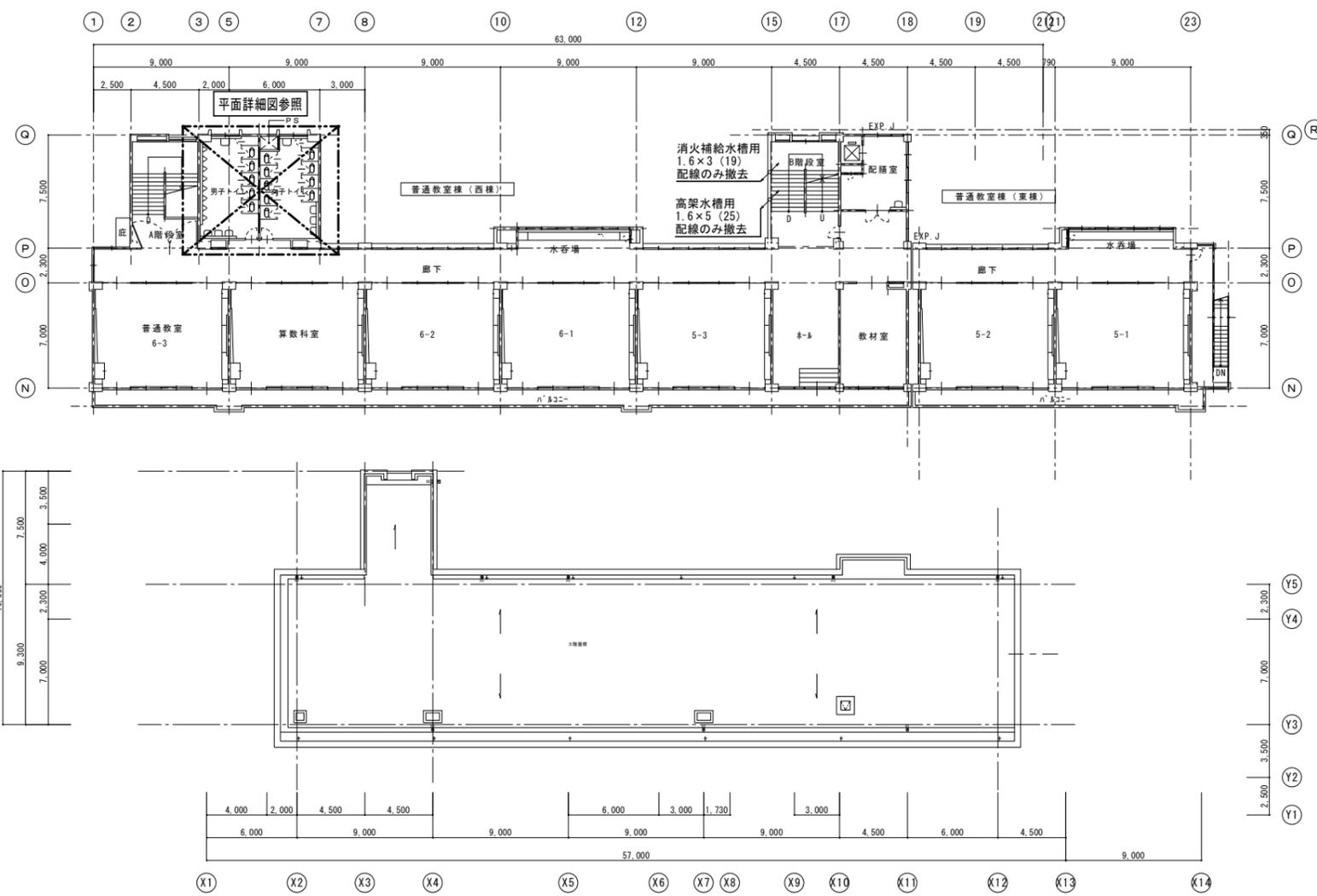
3階平面図 (改修前) S=1/200



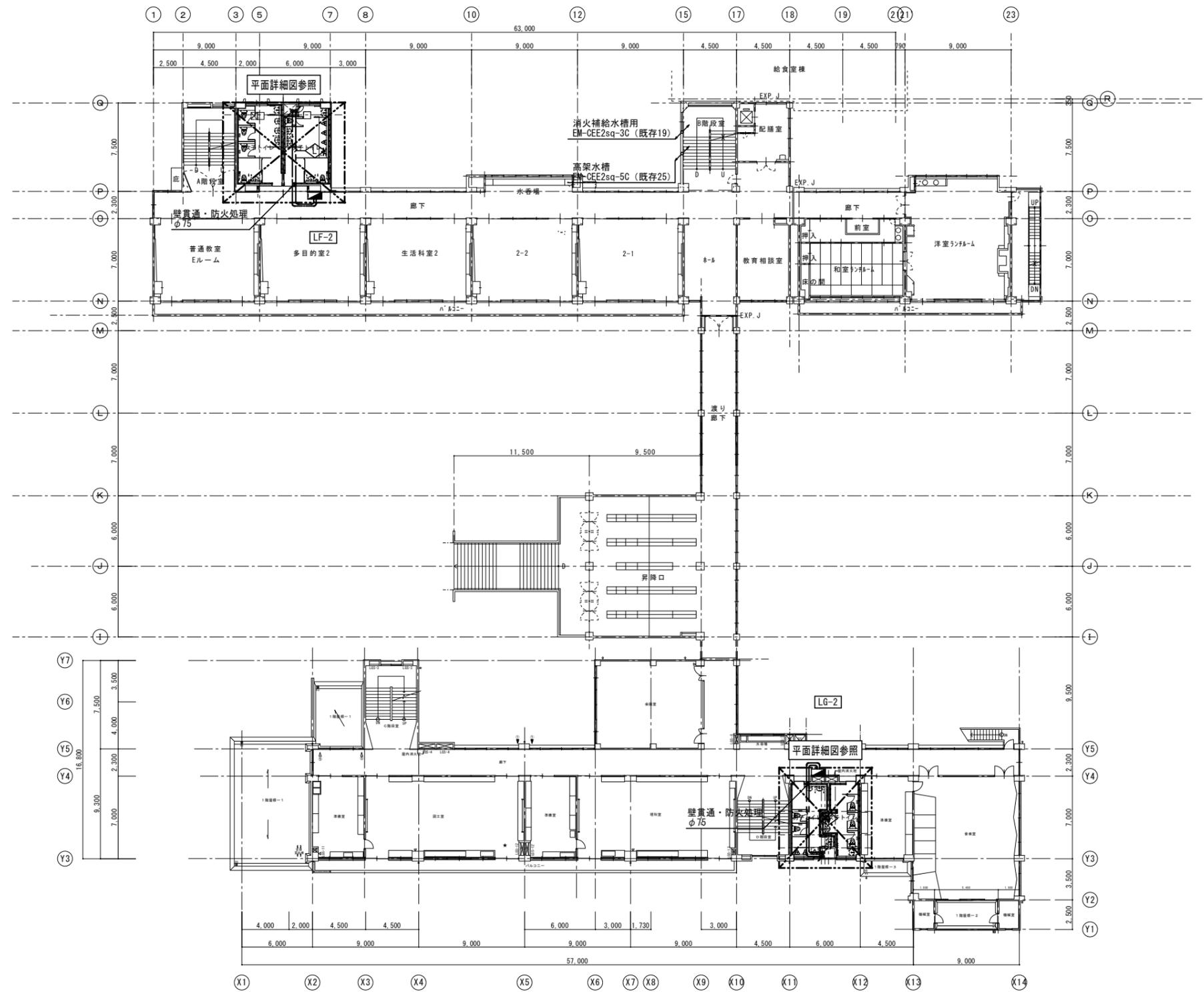
R階平面図 (改修前) S=1/200



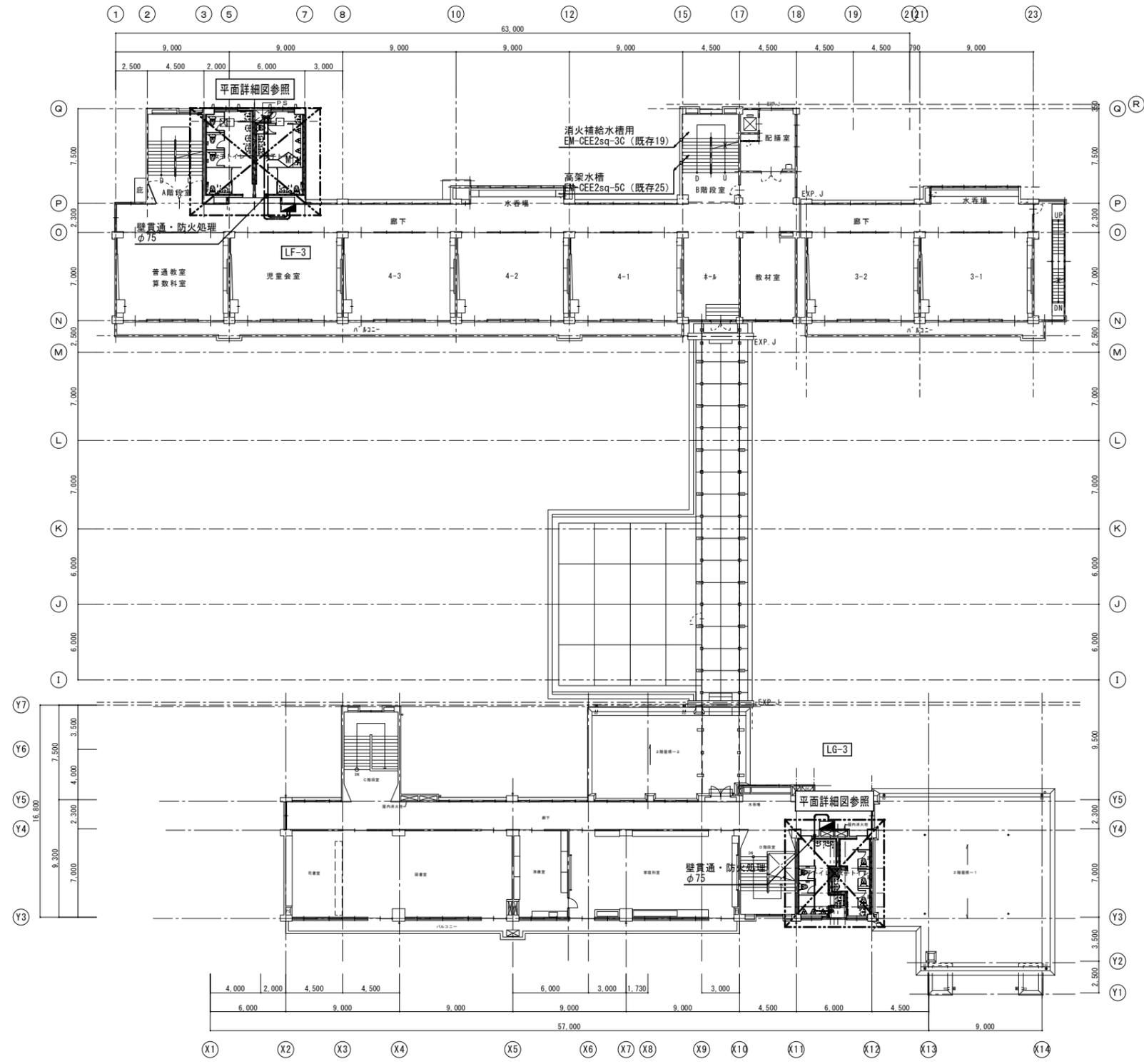
PH階平面図 (改修前) S=1/200



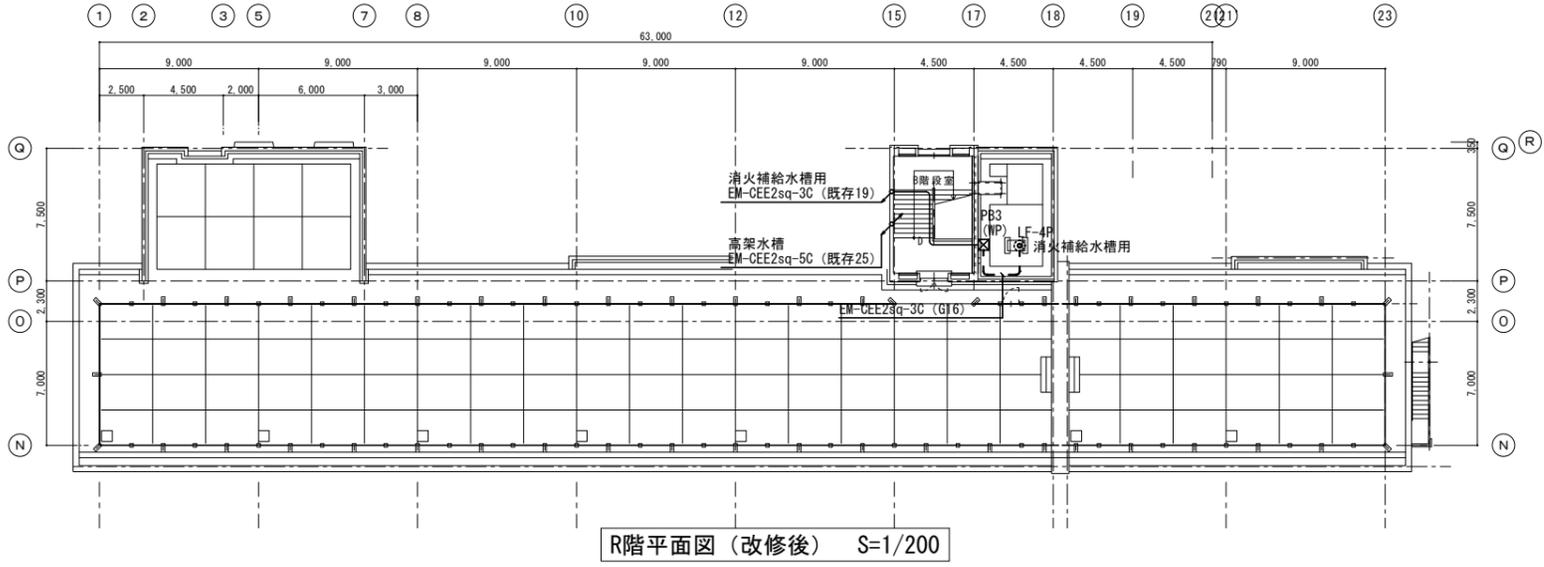
4階平面図 (改修前) S=1/200



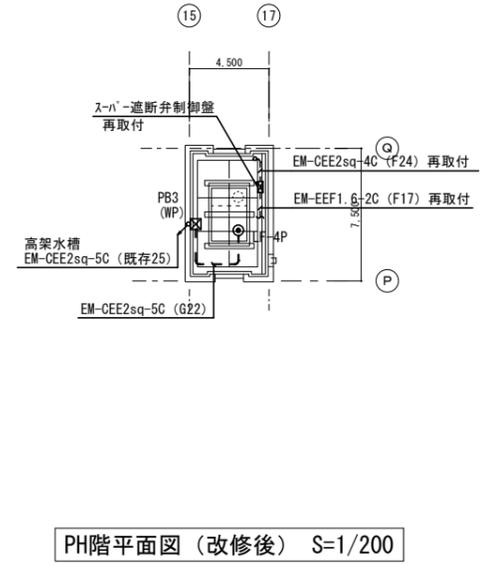
2階平面図 (改修後) S=1/200



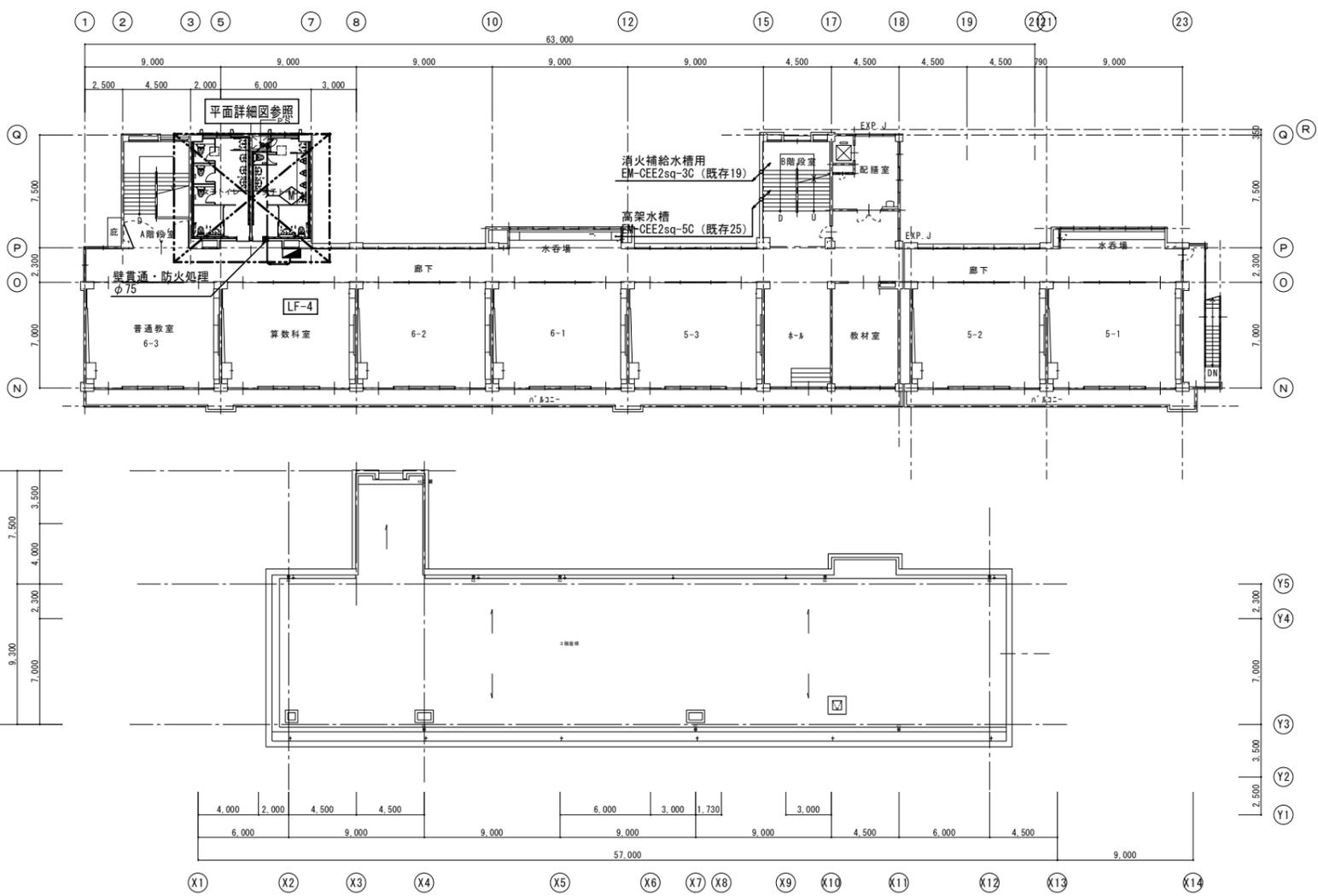
3階平面図 (改修後) S=1/200



R階平面図 (改修後) S=1/200



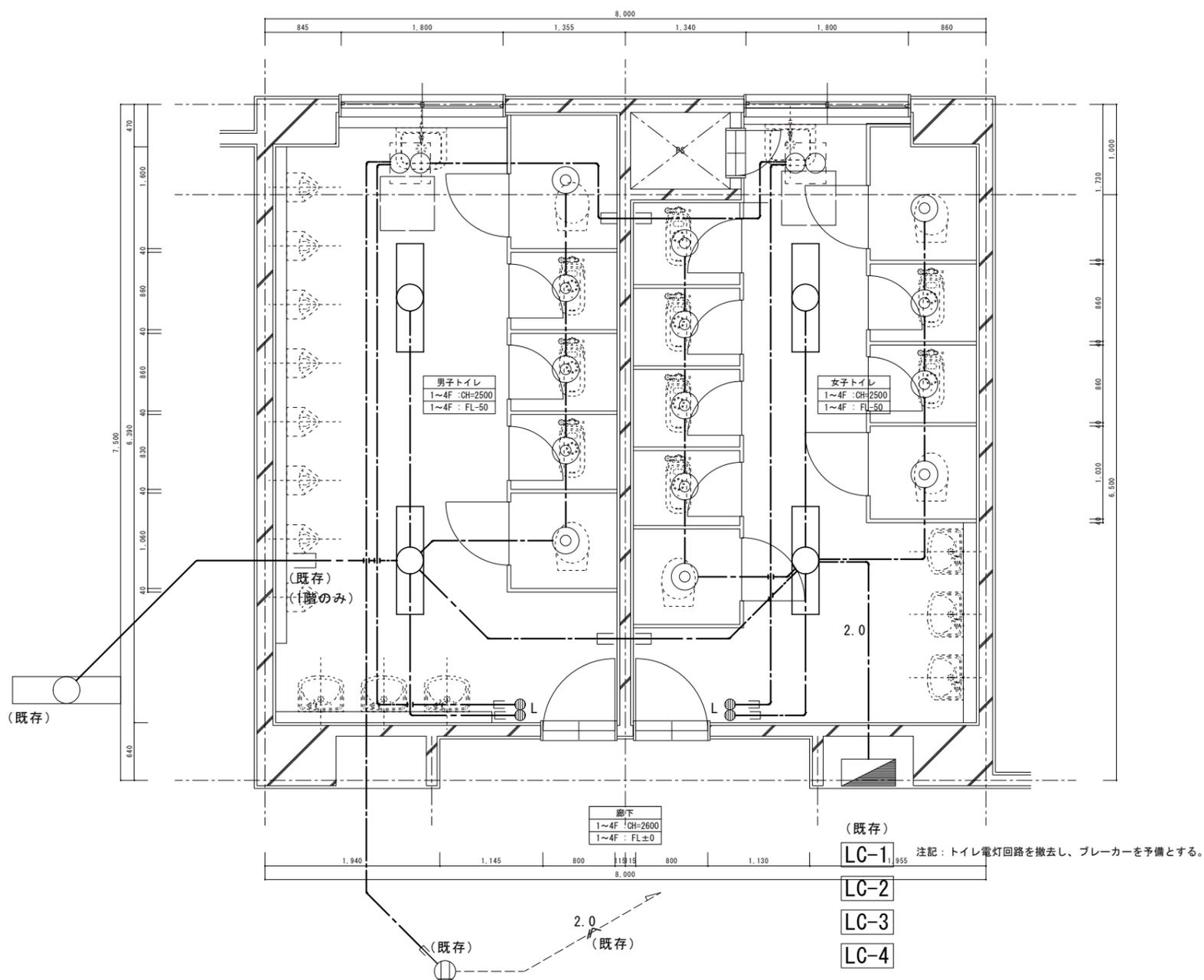
PH階平面図 (改修後) S=1/200



4階平面図 (改修後) S=1/200

A	ダウンライト 60形	B	ダウンライト 100形	C	ダウンライト 200形
 <p>LED内蔵<ワンコア(ひと粒)タイプ>、電源ユニット内蔵、一般光色タイプ 5000K、Ra85、拡散タイプ 光到達光角15度、光源寿命40000時間(光束維持率85%) 器具光束:610lm、消費電力:4.2W、電圧:100-242V 反射板(上部):プラスチック(ホワイト) 反射板(下部):銅板(ホワイトつや消し仕上) 枠:銅板(ホワイトつや消し仕上)、埋込穴φ150</p> <p>公共施設型番 LRS1-05 (参考)パナソニック XND0639WNLE9</p>		 <p>LED内蔵<ワンコア(ひと粒)タイプ>、電源ユニット内蔵、一般光色タイプ 5000K、Ra85、拡散タイプ 光到達光角15度、光源寿命40000時間(光束維持率85%) 器具光束:1045lm、消費電力:7W、電圧:100-242V 反射板(上部):プラスチック(ホワイト) 反射板(下部):銅板(ホワイトつや消し仕上) 枠:銅板(ホワイトつや消し仕上)、埋込穴φ150</p> <p>公共施設型番 LRS1-08 (参考)パナソニック XND1069WNLE9</p>		 <p>LED内蔵<ワンコア(ひと粒)タイプ>、電源ユニット内蔵、一般光色タイプ 5000K、Ra85、拡散タイプ 光到達光角15度、光源寿命40000時間(光束維持率85%) 器具光束:2070lm、消費電力:15W、電圧:100-242V 反射板(上部):プラスチック(ホワイト) 反射板(下部):銅板(ホワイトつや消し仕上) 枠:銅板(ホワイトつや消し仕上)、埋込穴φ150</p> <p>公共施設型番 LRS1-17 (参考)パナソニック XND2069WNLE9</p>	
D	iDシリーズ直付型40形 Dスタイル W150	E	LED高演色ミラーライト W540		
 <p>一般タイプ、5200lmタイプ 消費電力31.9W、定格出力型、電圧100~242V 本体:銅板(白色粉体塗装) ライトバー(カバー):ポリカーボネート(乳白) 光源寿命40000時間(光束維持率85%) 昼白色(5000K)、Ra83 電源装置はライトバー側に内蔵</p> <p>公共施設型番 LSS9-4-48 (参考)パナソニック XLX450AENPLE9</p>		 <p>スリムタイプ、5000K、高演色Ra93、高演色タイプ クラス2 器具光束1420lm、消費電力11.2W、電圧100V カバー:プラスチック(乳白) 壁面(縦・横向き)・天井面取付専用 幅540・高38・出しろ76</p> <p>(参考)パナソニック NNN12010LE1</p>			

注:消費電力は JIS C 8105-3 による。



特記なき記号は下記による。

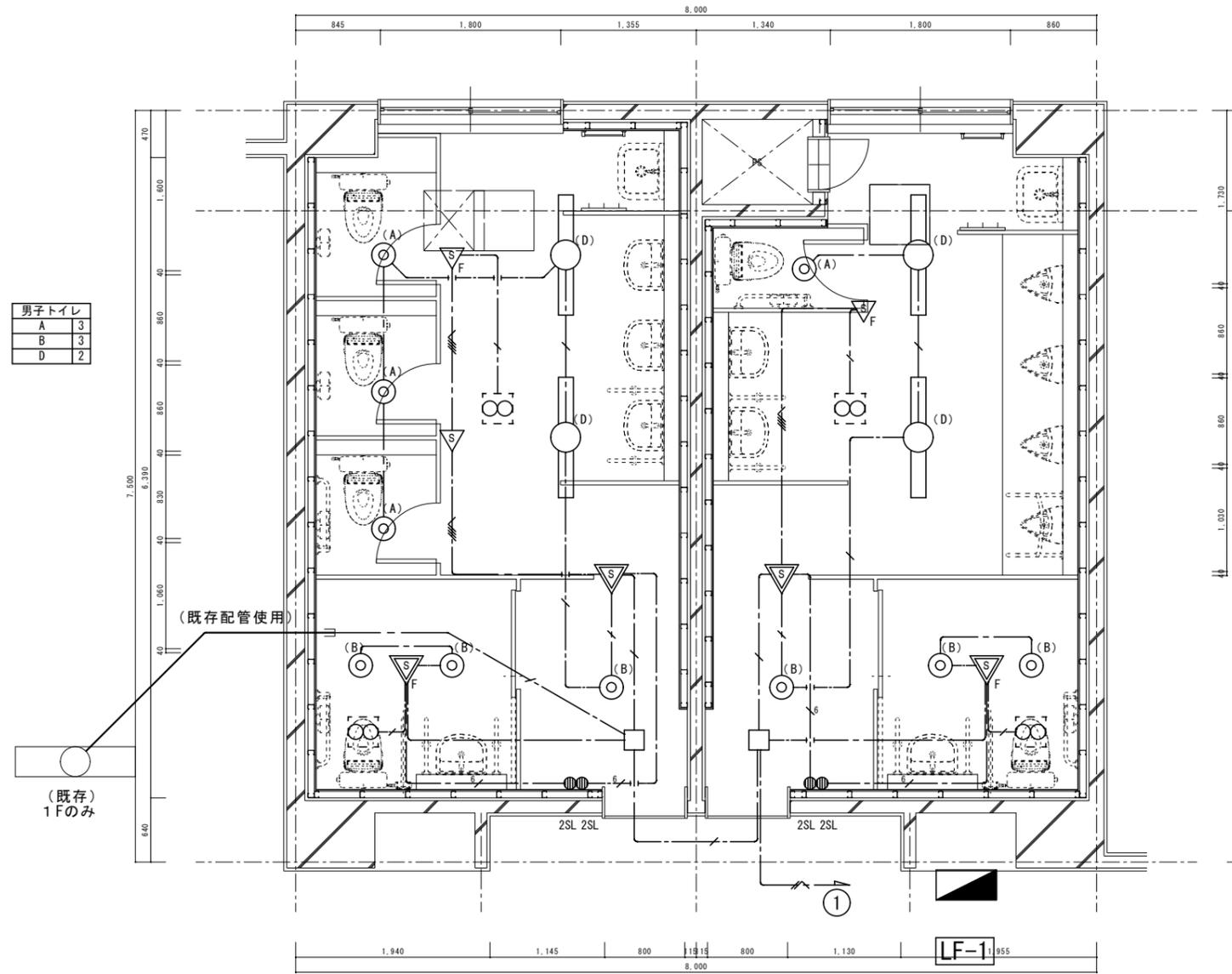
分電盤	
	Hf32×2 富士型
	Hf32×1 富士型
	FL10×1 壁付
	ダウライト
	片切スイッチ 1P15A×1+1P15A×1オンビカ
	片切スイッチ 1P15A×3+1P15A×1オンビカ
	片切スイッチ 1P15A×2+1P15A×1オンビカ
	人感センサー
	コンタクト 2P15A×1
	ブランクプレート
	換気扇 (機械設備工事)

特記なき配線は下記による。

	IV2.0mm×2 (19)天井隠蔽
	IV1.6mm×2 (19)天井隠蔽
	VVF2.0-2C コア3芯
	VVF1.6-2C コア3芯
	VVF1.6-3C コア3芯
	VVF1.6-2C (既存管内)

<注記>
 ・特記なき器具、配管、配線は全て撤去とする。
 ・埋込配管は残置とする。

普通教室棟 1~4階トイレ 平面詳細図 (改修前) S=1/30



A	3
B	3
D	2

A	1
B	3
D	2

普通教室棟 1~4階トイレ 平面詳細図 (改修後) S=1/30

	EM-EEF2.0-3C(天井コック)
	EM-EEF1.6-2C(天井コック)
	EM-EEF1.6-3C(天井コック)
	EM-EEF1.6-3C+2C(天井コック)
	EM-EEF1.6-3C x 2(天井コック)
	EM-EEF1.6-2C (PF16)

・新設壁内配線はPF管にて保護とする。

	ジョイントボックス
	2SL
	人感センサ操縦機イ換気扇制御時(H=2,000)
	人感センサ 親機
	人感センサ 子機
	人感センサ 子機・換気扇端子付

特記なき記号は下記による。

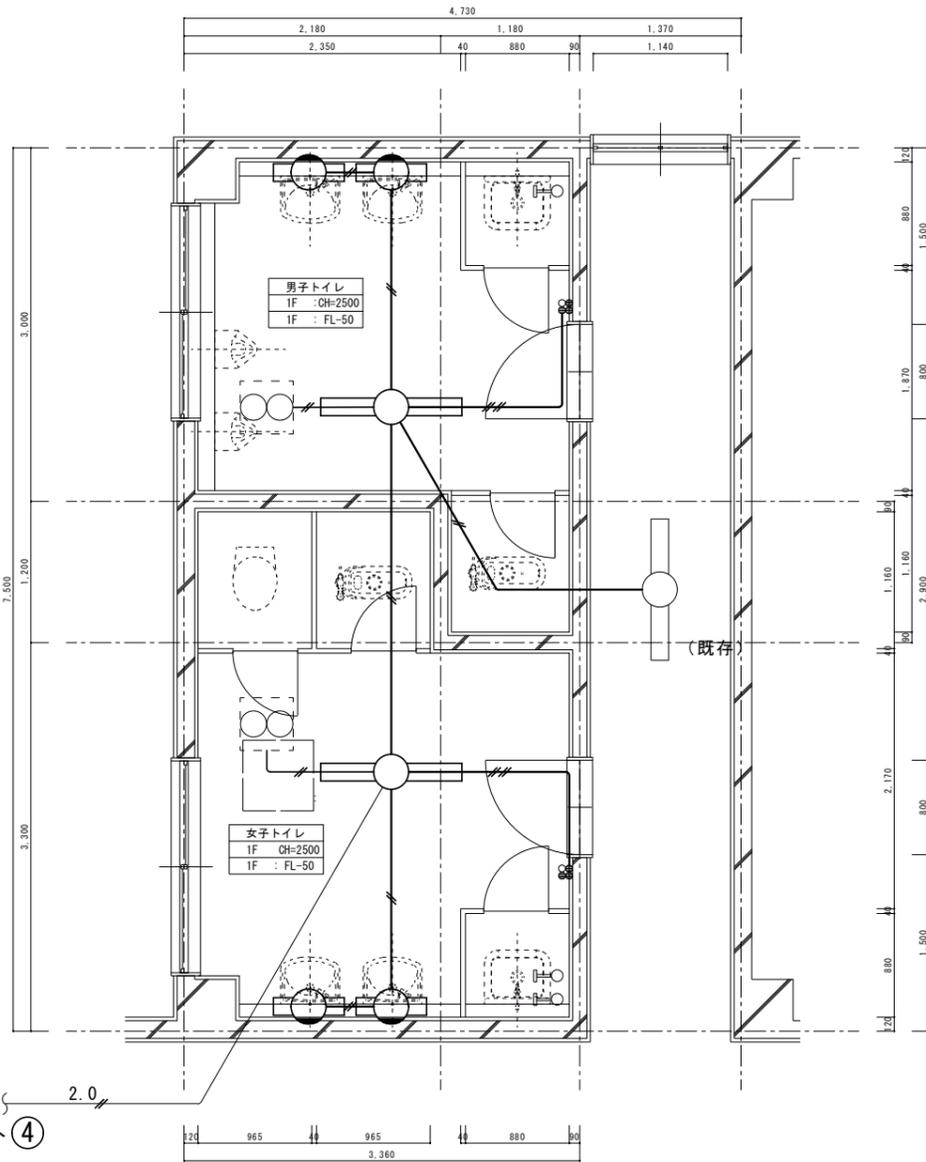
分電盤	
	HF32×2 富士型
	HF32×1 富士型
	FL10×1 壁付
	ライト
	片切スイッチ 1P15A×2
	片切スイッチ 1P15A×3
	片切スイッチ 1P15A×1+1P15A×1端子カ
	人感センサー
	コンセント 2P15A×1
	ブラケットプレート
	換気扇 (機械設備工事)

特記なき配線は下記による。

	IV2.0mm×2 (19)天井隠蔽
	IV1.6mm×2 (19)天井隠蔽
	IV1.6mm×3 (19)天井隠蔽
	IV1.6mm×4 (19)天井隠蔽
	VVF1.6-2C コロガシ
	VVF1.6-3C コロガシ

〈注記〉
 ・特記なき器具、配管、配線は
 全て撤去とする。
 ・埋込配管は残置とする。

以降平面図参照
 LA-1へ④



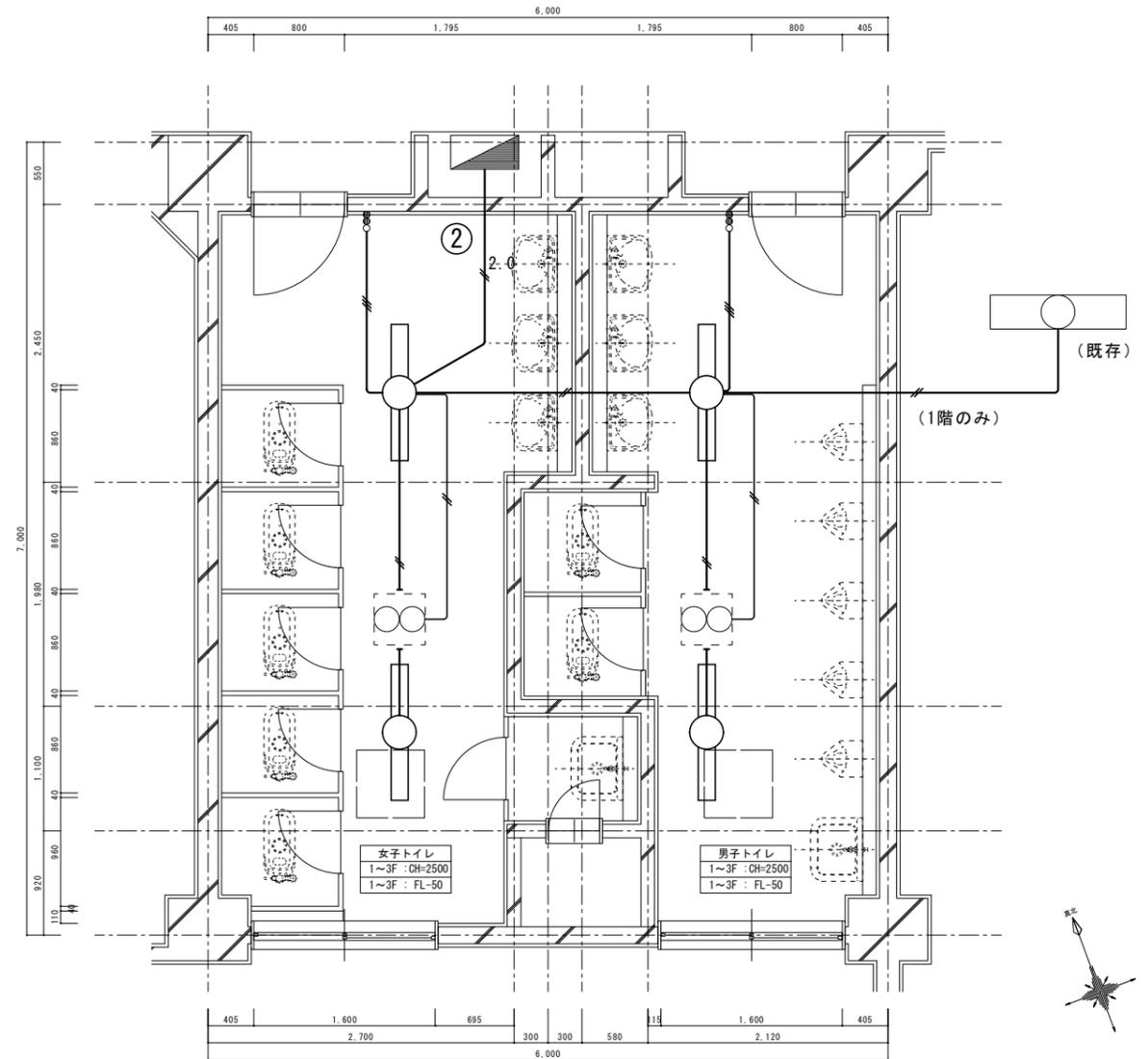
管理特別教室棟(職員用) 1階トイレ 平面詳細図(改修前) S=1/30

(既存)

LB-1 注記: トイレ電灯回路を撤去し、ブレーカーを予備とする。

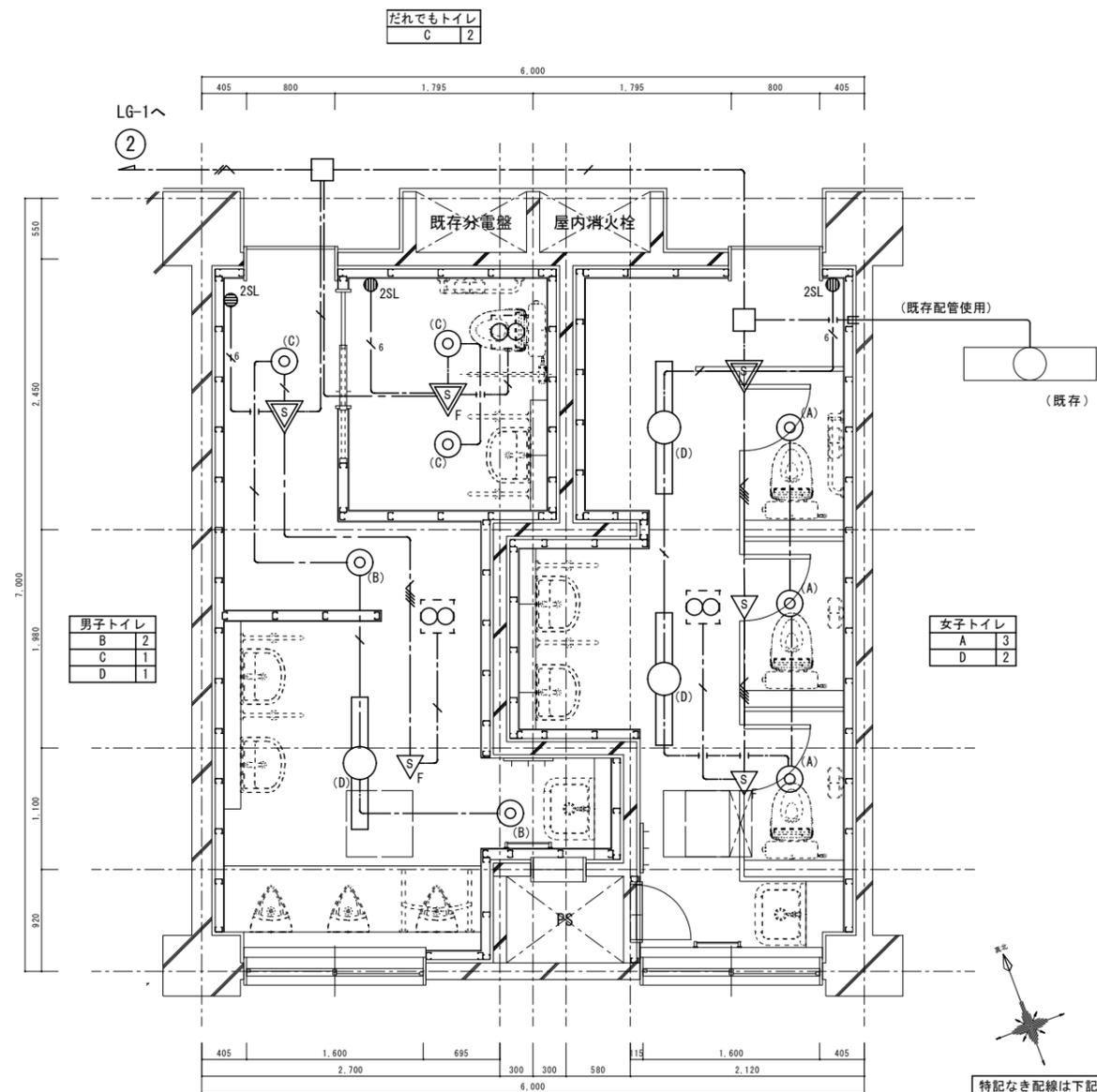
LB-2

LB-3

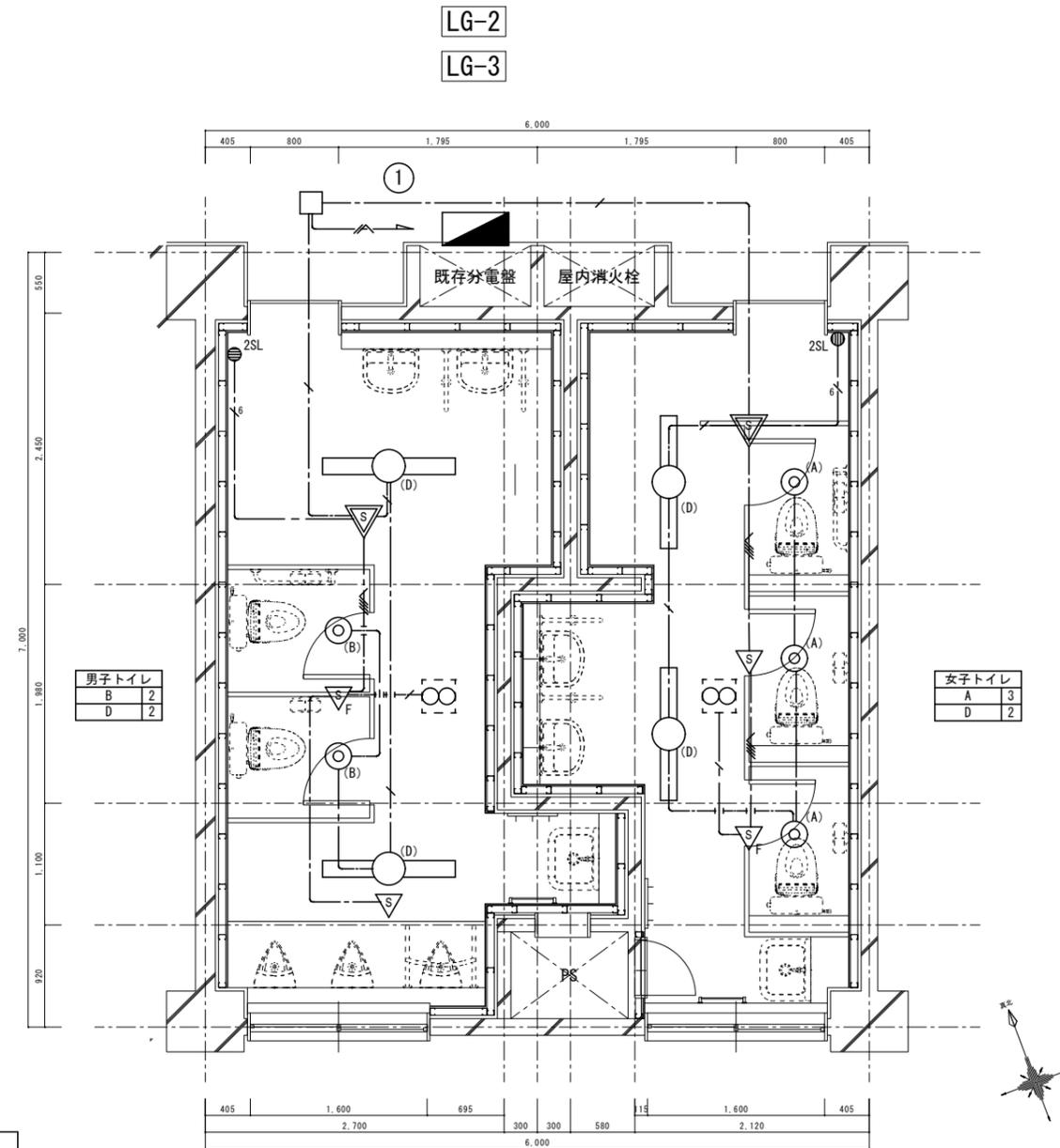


管理特別教室棟(児童用) 1~3階トイレ 平面詳細図(改修前) S=1/30





管理特別教室棟(児童用) 1階トイレ 平面詳細図(改修後) S=1/30



管理特別教室棟(児童用) 2~3階トイレ 平面詳細図(改修後) S=1/30

特記なき配線は下記による。

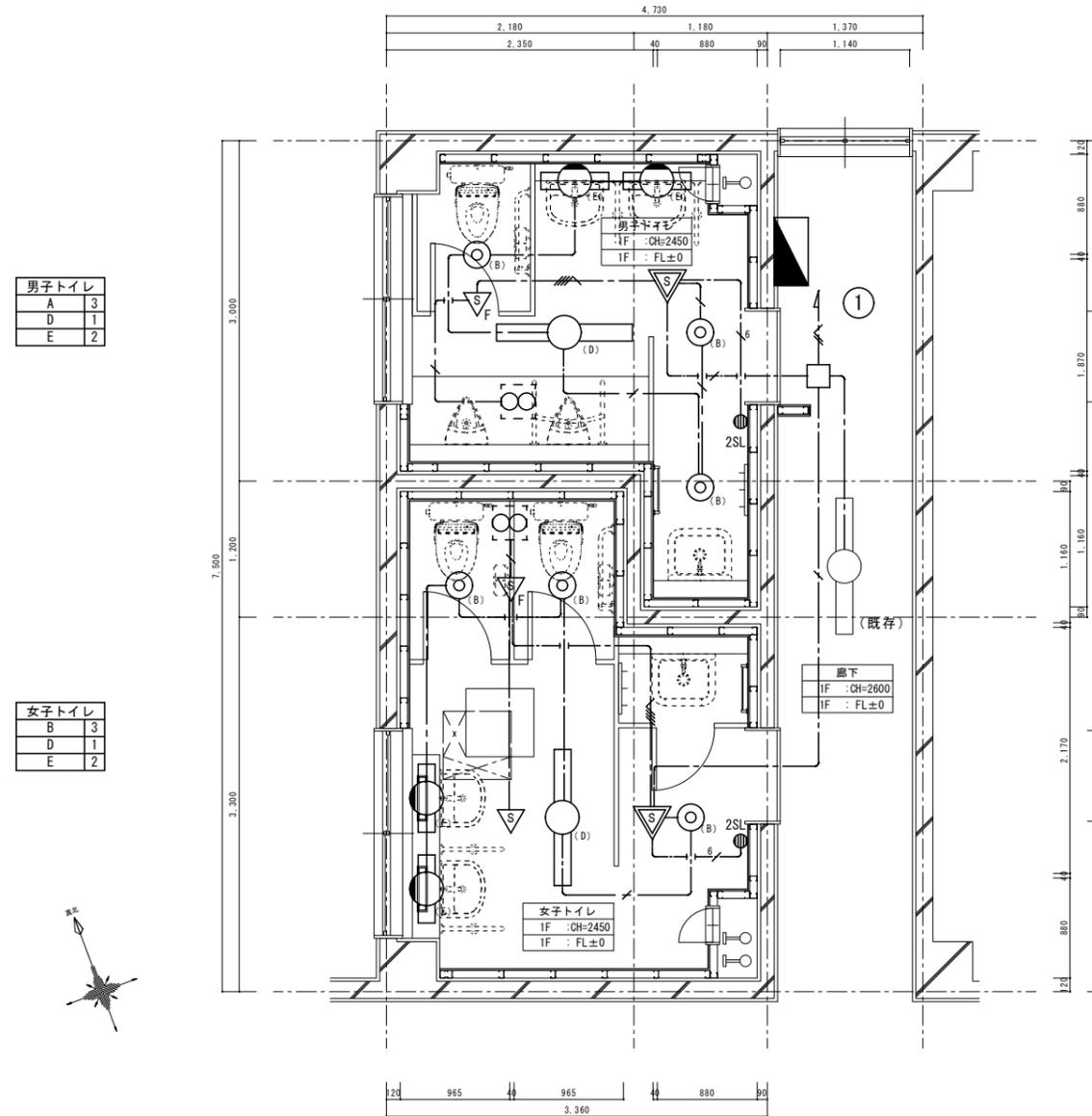
	EM-EEF2.0-3C(天井コック)
	EM-EEF1.6-2C(天井コック)
	EM-EEF1.6-3C(天井コック)
	EM-EEF1.6-3C+2C(天井コック)
	EM-EEF1.6-3C x 2(天井コック)
	EM-EEF1.6-2C (PF16)

・新設壁内配線はPF管にて保護とする。

特記なき記号は下記による。

	ショットボックス
	2SL 人感センサ操作スイッチ 2回路 (H=2,000)
	人感センサ 親機・換気扇端子付
	人感センサ 親機
	人感センサ 子機
	人感センサ 子機・換気扇端子付

LG-1
(新設)



A	3
D	1
E	2

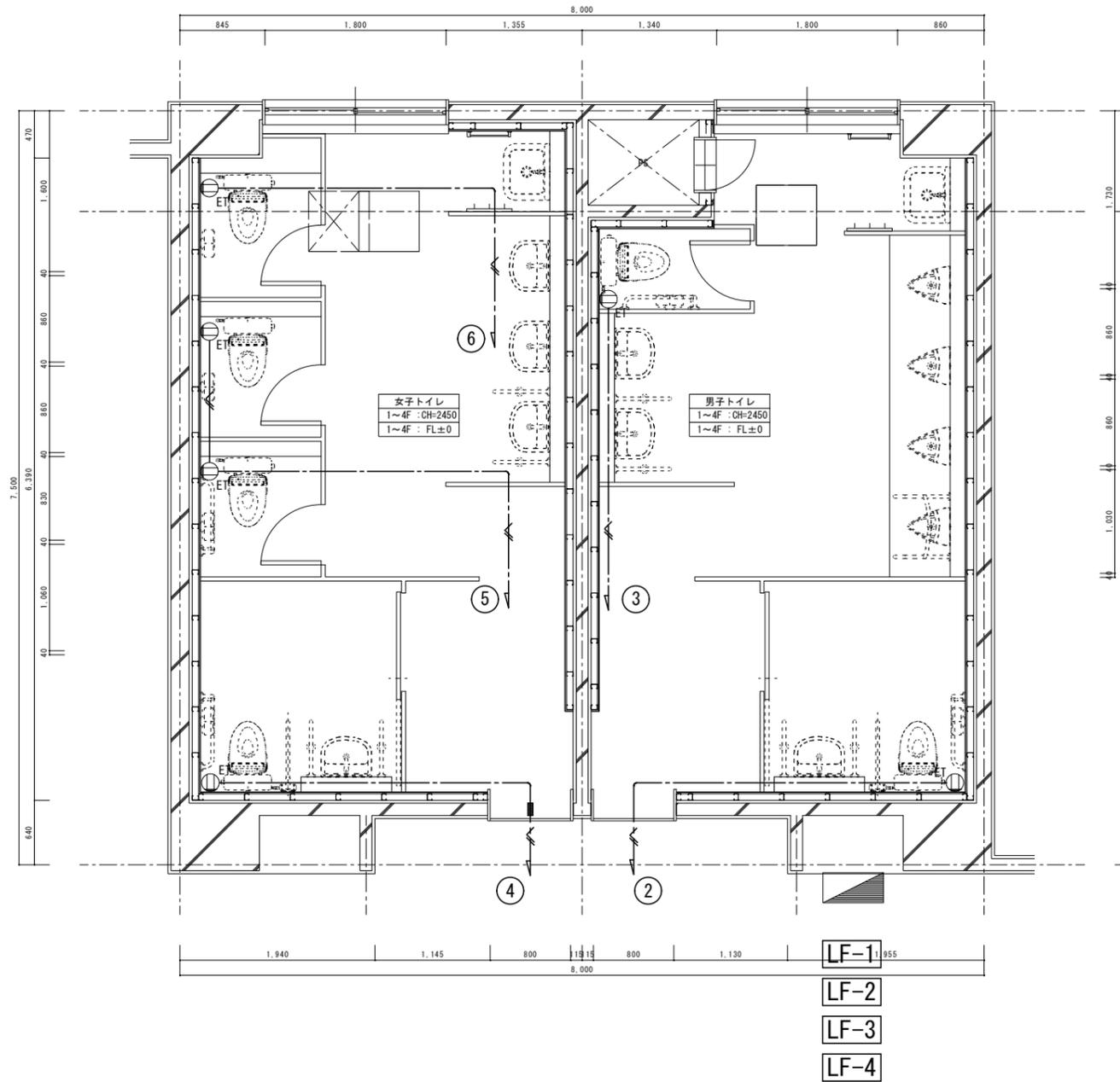
B	3
D	1
E	2

	EM-EEF2.0-3C(天井コタツ)
	EM-EEF1.6-2C(天井コタツ)
	EM-EEF1.6-3C(天井コタツ)
	EM-EEF1.6-3C+2C(天井コタツ)
	EM-EEF1.6-3C x 2(天井コタツ)
	EM-EEF1.6-2C (PF16)

・新設壁内配線はPF管にて保護とする。

	ジョイントボックス
	2SL 人感センサ操作スイッチ 2回路 (H=2,000)
	人感センサ 親機・換気扇端子付
	人感センサ 親機
	人感センサ 子機
	人感センサ 子機・換気扇端子付

管理特別教室棟(職員用) 1階トイレ 平面詳細図 (改修後) S=1/30



普通教室棟 1~4階トイレ 平面詳細図 (改修後) S=1/30

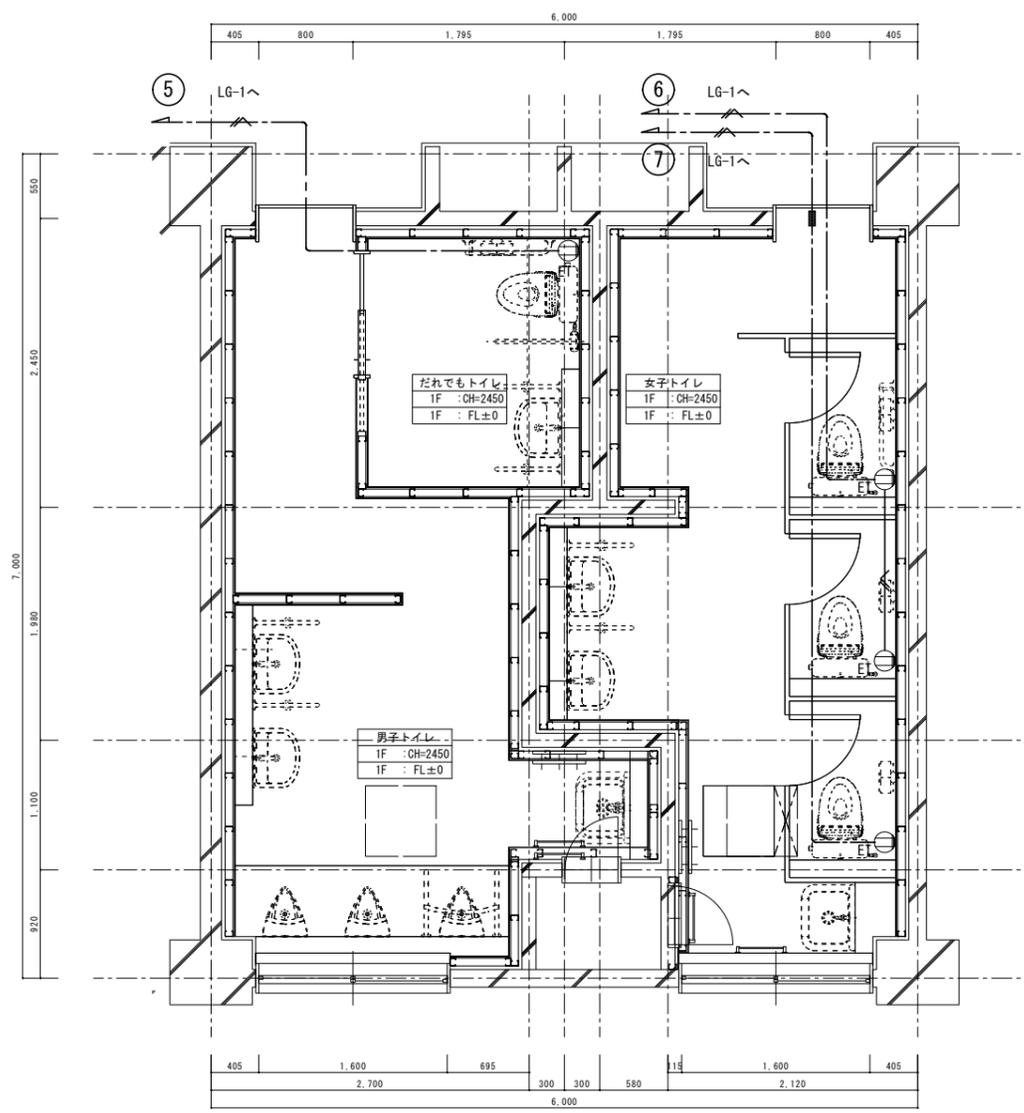
特記なき配線は下記による。

	EM-EEF2.0-30 (天井コア付)
	EM-EEF2.0-30 (PF22)

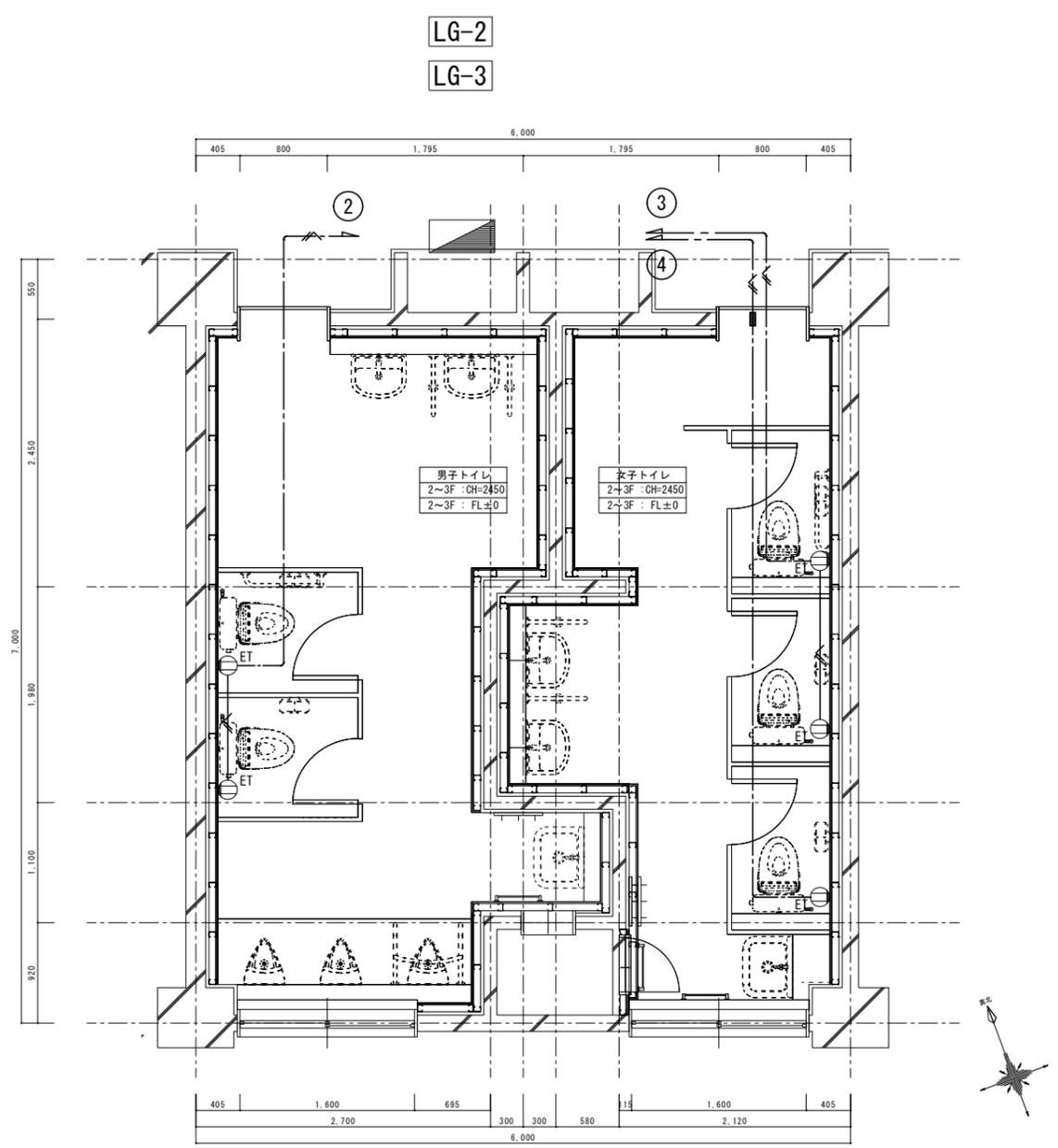
・新設壁内、ライニング内はPF管にて保護とする。

特記なき記号は下記による。

	ジョイントボックス
	壁付コンセント2P15A×1 E・ET端子付
	壁貫通処理 機械はつり50φ×120L (防火区画貫通処理共)



管理特別教室棟(児童用) 1階トイレ 平面詳細図(改修後) S=1/30



管理特別教室棟(児童用) 2~3階トイレ 平面詳細図(改修後) S=1/30

特記なき配線は下記による。

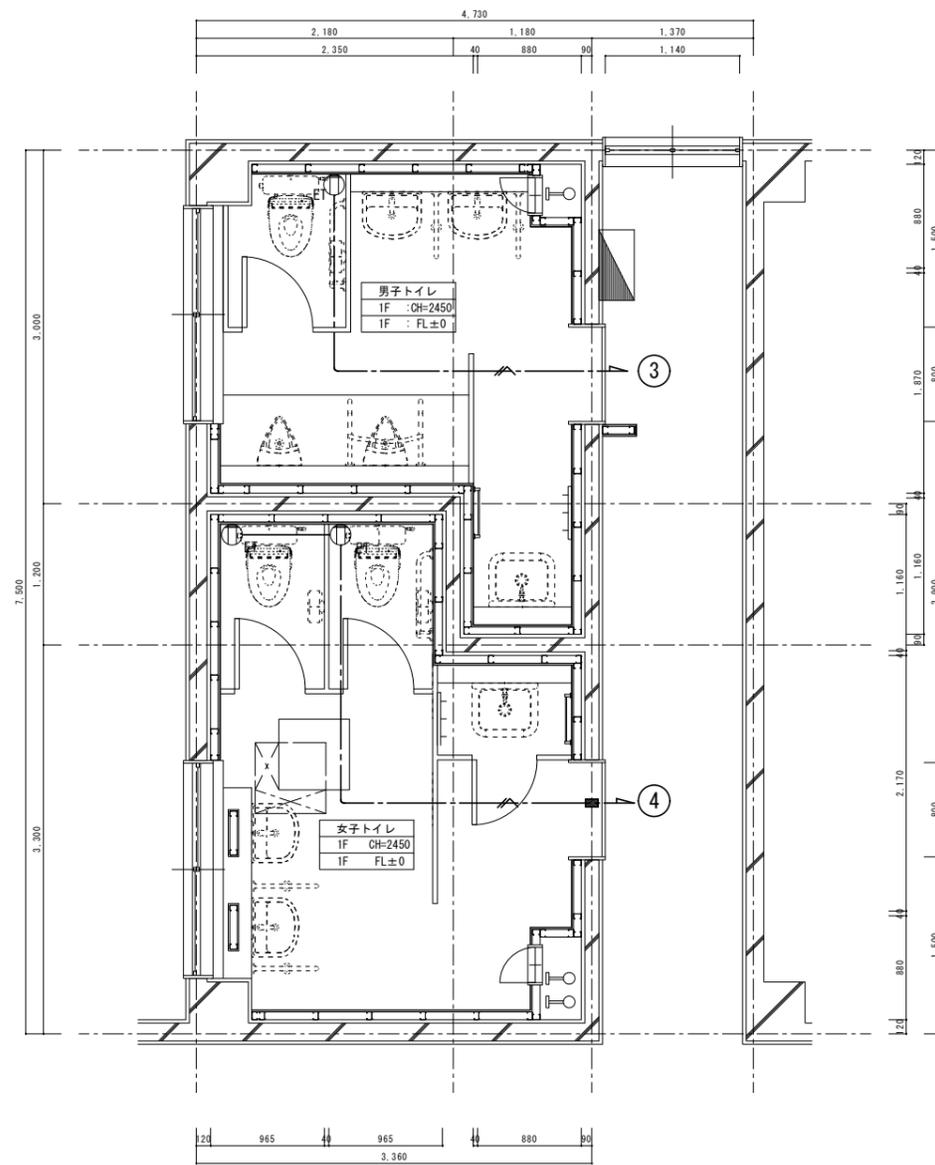
	EM-EEF2, 0-3C (天井コカシ)
	EM-EEF2, 0-3C (PF22)

・新設壁内、ライニング内はPF管にて保護とする。

特記なき記号は下記による。

	ジョイントボックス
	壁付コンセント2P15A x 1 E・ET端子付
	壁貫通処理 機械はつり50φ x 120L (防火区画貫通処理共)

LG-1



特記なき配線は下記による。

	EM-EEF2.0-3C(天井コブダシ)
	EM-EEF2.0-3C (PF22)

・新設壁内、ライニング内はPF管にて保護とする。

特記なき記号は下記による。

	ジョイントボックス
	壁付コンセント2P15A×1 E・ET端子付
	壁貫通処理 機械はつり50φ×120L (防火区画貫通処理共)

管理特別教室棟(職員用) 1階トイレ 平面詳細図 (改修後) S=1/30

春日部市
学校教育課

日付
工事名称 緑小学校校舎トイレ改修工事
縮尺 A1: 1/30
A3: 1/60
図面名称 コンセント設備 管理特別教室棟(職員用)
1階トイレ 平面詳細図(改修後)

凡例

▨ : 工事建物を、表す。

凡例	
←	: 工事用車両進入路
←	: 学校関係者動線の確保
▨	: 強化型プラスチック敷き (4尺 x 6尺)
---	: 仮囲い (鋼製、H=2,000)
AA-AA	: シートゲート (w6,000 x h4,500)
▨	: 枠組足場 (900 x 1,800)
○	: コーナクション
☆	: 交通誘導員

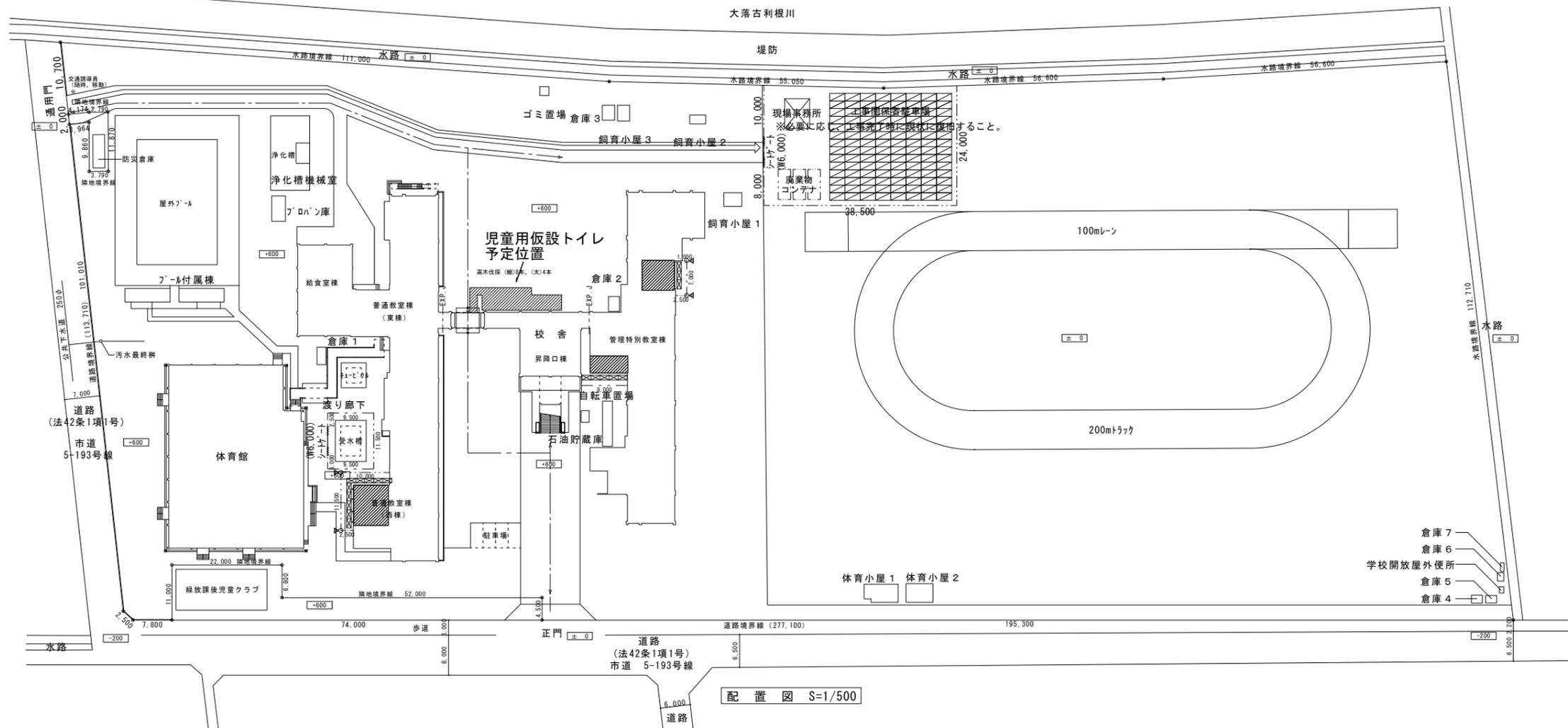
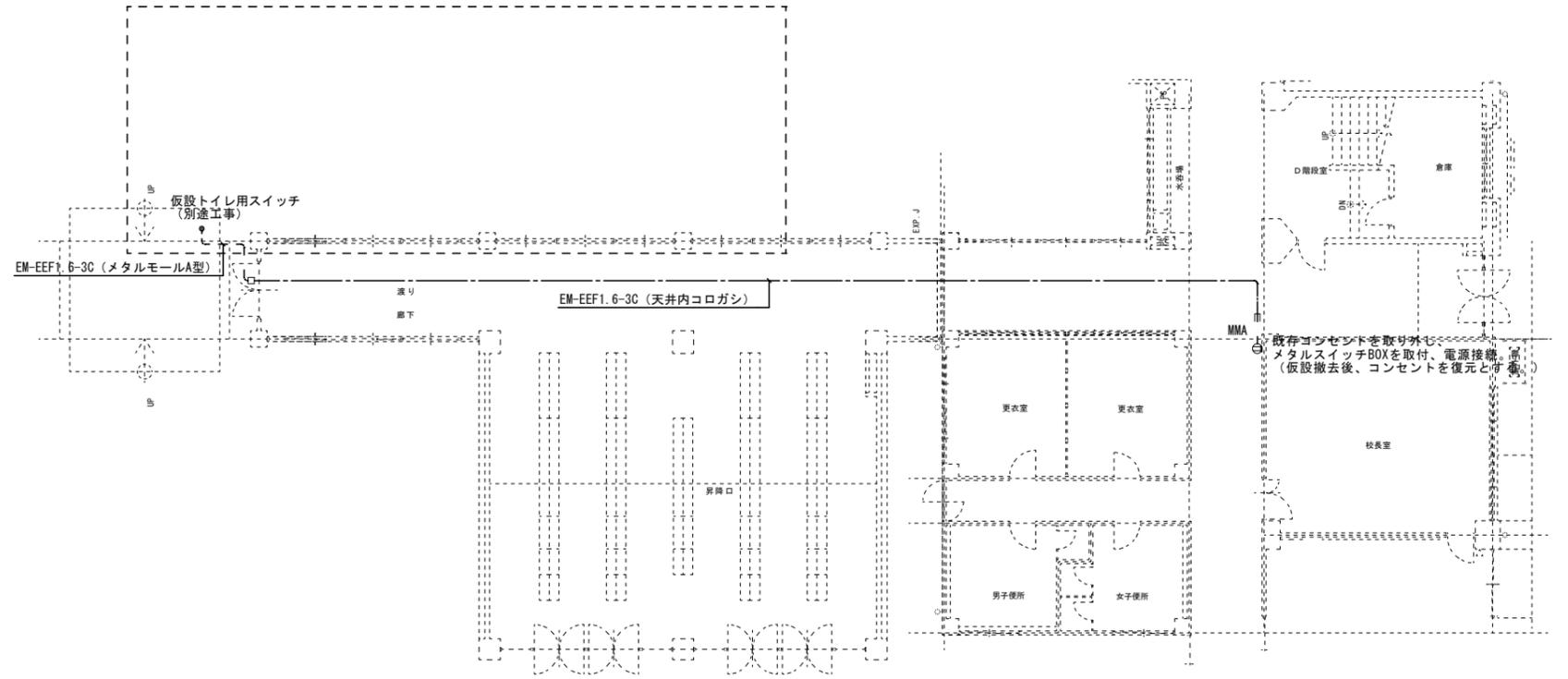
※仮設計画については、監督員・学校関係者と協議

の上、適切に設置する事。

図面に記入がなく、やむ負えず必要となる工事は、
監督員と協議の上、施工を行う事。

工事車輛進入路の鉄板敷きは、工事完了後に現状に
復旧させる事。

足場については、労働安全衛生法を厳守すること。



機械設備工事特記仕様書

I 工事概要

1	工事名称	緑小学校校舎トイレ改修工事
2	工事場所	春日部市緑町五丁目4番1号
3	工期	契約書による
現場施工期間	現場施工期間は、施設管理者との調整により変更することがある。	

建物名称	構造	階数	延面積 (㎡)	消防法施行令別表第一	備考
① 普通教室棟	RC造	4階	3,456		
② 管理特別教室棟	RC造	3階	2,009		
③					
④					
⑤					

工事種目 (●印を付いたものを適用する。)		工事種別					屋外
建物別及び屋外	工事種目	①	②	③	④	⑤	
○	空気調和設備						
●	換気設備	一 式	一 式				
○	排煙設備						
○	自動制御設備						
●	衛生器具設備	一 式	一 式				
●	給水設備	一 式	一 式				一 式
●	排水設備	一 式	一 式				一 式
○	給湯設備						
●	消火設備	一 式					
○	厨房機器設備						
○	ガス設備						

6 指定部分 ※無 ・有
対象部分： 工期：令和 年 月 日

7 主任技術者又は監理技術者の専任期間 (建設業法により必要になった場合)
1 専任期間の始期
請負契約締結の日から、○現場施工に着手するまで (現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまで)の期間 ・令和 年 月 日までの期間)については、主任技術者又は監理技術者の専任を要しないものとする。
2 専任期間の終期
工事完成後、検査が終了し (発注者の都合により検査が遅延した場合は除く。)、事務手続き、後片付けのみが残っている場合は、主任技術者又は監理技術者の専任を要しないものとする。
3 専任期間の中断
自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により発注者からの通知により、工事を全面的に一時中止にしている場合は、主任技術者又は監理技術者の専任を要しないものとする。

8 工事範囲 図示のとおり

9 機械設備工事概要
・ トイレ改修に伴う機械設備工事
・ 受水槽、高架水槽、消火用給水槽、揚水ポンプ及び消火ポンプの撤去新設

10 電気設備工事及び建築工事を本工事に含む場合、電気設備工事及び建築工事は、それぞれの工事仕様を適用し、下記の工事仕様は適用しない。なお、それぞれの工事仕様について特記されていない事項は、電気設備工事は春日部市電気設備工事特別共通仕様書により、建築工事は春日部市建築工事特別共通仕様書による。

11 同時発注の関連工事
・ 建築工事 ・ 電気設備工事

II 工事仕様

1 共通仕様
(1) この工事は特記仕様書、図面によるほか、春日部市機械設備工事特別共通仕様書 (最新版) (以下「特別共通仕様書」という。)、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修公共建築工事標準仕様書 (機械設備工編) (最新版)、公共建築改修工事標準仕様書 (機械設備工編) (最新版)、公共建築設備工事標準図 (機械設備工編) (最新版) (以下「標準仕様書等」という。))及び監督員の指示に従い施工する。
なお、市営住宅の場合は、公共住宅建設工事共通仕様書、機材の品質・性能基準を最優先とする。
(2) 電気設備工事及び建築工事を本工事に含む場合は、それぞれの特別共通仕様書及び標準仕様書等を適用する。
(3) 法令・基準・仕様書等は、原則として施工時において最新のものを適用する。
2 特記仕様
(1) 章は●印の付いたもの、項目は番号に○印の付いたものを適用する。
(2) 特記事項のうち選択する事項は、○印の付いたものがなければ、※印を適用し、・印のものは適用しない。
○印と●印の付いた場合は、共に適用する。

章	項目	特記事項																																									
①	機材等	本工事に使用する設備機材等は、設計図書に規定するもの又は、これらと同等のものとする。なお、資材名、製造所名及び発注先を記載した報告書を監督員に提出すること。使用機材等については、7A1を含む有無を確認し、7A1を含む機材は、使用しないこと。「国等による環境物品等の調達の推進に関する法律」(グリーン購入法)に規定される特定調達品目に該当する機材は、その判断基準、配慮事項を満たすこと。調達する工事材料は、埼玉県産とするよう努めるものとする。 ・置く ※置かない 施工時間 ※行政機関の休日に関する法律 (S63第91号)に定める行政機関の休日以外。 ・上記以外の時間に施工する場合は事前に監督員と協議すること。 ・配管施工 (配管工事) ・建築板金施工 (風通制作及び取付け) ・熱絶縁施工 (保温工事) ・冷凍空調調和機器施工 (冷凍空調調和機器の据付け) 検査及び試験を行うべき機材等は、標準仕様書及び特別仕様書によるほか下記による。 ※取用に供する設備機器の据付け及び取付け完了後、水質試験を行う。水質試験は、水道法による「水質基準に関する省令」に基づく化学的、物理的及び生物化学的試験とし、公立の保健所、試験所又は認定の試験所 (事前に監督員の承諾を得る)に依頼して行うものとし、その結果は、監督員に提出するものとする。 ただし、検査項目は①一般細菌、②大腸菌、③亜硝酸態窒素、④硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、⑤塩化物イオン、⑥有機物、⑦pH値、⑧味、⑨臭気、⑩色度、⑪濁度および⑫残留塩素の12項目とする。 ※雨水利用システム及び排水再利用システムを設置したときは、工事完成後後常の使用状態に入った後速やかに (概ね3ヶ月以内) 流入水・処理水の水質試験を行う。試験は上記の取用に供する場合の方法に従うものとする。 ただし、検査項目は残留塩素、pH値、臭気、外観、大腸菌、濁度、BOD、CODとする。																																									
②	電気保安技術者																																										
③	施工条件																																										
④	技能士の適用																																										
⑤	機材の検査及び試験、施工の検査及び試験																																										
⑥	監督員事務所	本工事で ・設ける (規模) ※設けない																																									
⑦	官公署その他への届出手続等	工事の着手、施工、完成に当り、関係官公署などへの必要な届出手続等は受注者が代行し遅滞なく行う。																																									
⑧	工事用電力・水等	本工事に必要な工事用電力及び水などの費用は、すべて受注者の負担とする。																																									
⑨	工事用仮設物	すべて受注者の負担とし、構内につくことが ※できる ・できない																																									
⑩	足場・さんばし類	※別契約の関連工事の受注者が定着したものは無償で使用できる。 ・本工事とする。																																									
⑪	建設発土の処理	埋め戻し後の建設残土は、※監督員が指示する構内の場所に敷きならす。 ・構外搬出適切処理する。																																									
⑫	埋め戻し土・盛土	※根切土の中の良質土 (但しコンクリート管以外の管の周囲は山砂の類) ・山砂の類																																									
⑬	再生砂、再生砕石、再生アスコン使用	契約図書中の山砂の類、砂利、砕石及びアスコンに代替し、表層以外において監督員の了解を得た上で、 ・使用できる。 ※使用できない。 再生砂の使用に先立ち、1購入あたり1検体の六価クロム溶出試験を行い土壌の汚染に係る環境基準に適合することを確認すること。																																									
⑭	発生材の処理等	※引渡しを要するもの以外は構外に搬出し、適切処理する。 (構外搬出処理費は ※本工事 ・別途) (1) 引渡しを要するもの () (2) 買取処分をするもの () (3) 再生資源化を図るもの (・硬質塩化ビニル管 ・) (4) 特別管理産業廃棄物 () ※処理に先立ち計画書を提出し、処理後は調査を提出すること。																																									
⑮	容量等の表示	(1) 機器等の能力、容量等は表示された数値以上とする。 (2) 電動機出力、燃料消費量及び圧力損失は、原則として表示された数値以下とする。																																									
⑯	配管	(1) 地中埋設配管 (排水管を除く) 1) 地中埋設標 (コンクリート製) ※要 (図示の箇所) ・不要 2) 地中埋設紙 (キャットアイ) ※要 (舗装部の分岐、曲部) ・不要 3) 埋設表示テープ (2倍折込み) ※要 ・不要																																									
⑰	耐震施工	設備機器の固定等は、「建築設備耐震設計・施工指針」(独立行政法人建築研究所監修)を参考とする。 ただし、設計用地震力 (水平及び鉛直) は次の設計用水平地震力K _h 及び設計用鉛直地震力K _v (K _h /2)を用いて計算する。 設計用水平地震力と設計用鉛直地震力は同時に作用するものとする。 設計用水平地震力 <table border="1"><thead><tr><th rowspan="2">設置場所</th><th colspan="4">耐震安全性の分類</th></tr><tr><th colspan="2">特定の施設</th><th colspan="2">一般の施設</th></tr><tr><th></th><th>重要機器</th><th>一般機器</th><th>重要機器</th><th>一般機器</th></tr></thead><tbody><tr><td rowspan="2">上層階 屋上及び塔屋</td><td>2.0 (2.0)</td><td>1.5 (2.0)</td><td>1.5 (2.0)</td><td>1.0 (1.5)</td></tr><tr><td><2.0></td><td><1.5></td><td><1.5></td><td>1.0</td></tr><tr><td rowspan="2">中間階</td><td>1.5 (1.5)</td><td>1.0 (1.5)</td><td>1.0 (1.5)</td><td>0.6 (1.0)</td></tr><tr><td><1.5></td><td><1.0></td><td><1.0></td><td><0.6></td></tr><tr><td rowspan="2">1階及び地下階</td><td>1.0 (1.0)</td><td>0.6 (1.0)</td><td>0.6 (1.0)</td><td>0.4 (0.6)</td></tr><tr><td><1.5></td><td><1.0></td><td><1.0></td><td><0.6></td></tr></tbody></table> (注) () 内の数値は防振支持の機器の場合に適用する。 < > 内の数値は水槽類に適用する。 ※上層階とは2~6階建の場合は最上階、7~9階建の場合は上層2階、10~12階建の場合は上層3階、13階建以上の場合は上層4階) 中間階とは地下階、1階を除く各階で上層階に該当しないもの (平屋建の場合は無し) 重要機器は次のものを示す。 給水装置 排水装置 換気機器 空調機器 熱源機器 防火設備 監視制御設備 危険物貯蔵装置 火を使用する設備 避難経路上に設置する機器	設置場所	耐震安全性の分類				特定の施設		一般の施設			重要機器	一般機器	重要機器	一般機器	上層階 屋上及び塔屋	2.0 (2.0)	1.5 (2.0)	1.5 (2.0)	1.0 (1.5)	<2.0>	<1.5>	<1.5>	1.0	中間階	1.5 (1.5)	1.0 (1.5)	1.0 (1.5)	0.6 (1.0)	<1.5>	<1.0>	<1.0>	<0.6>	1階及び地下階	1.0 (1.0)	0.6 (1.0)	0.6 (1.0)	0.4 (0.6)	<1.5>	<1.0>	<1.0>	<0.6>
設置場所	耐震安全性の分類																																										
	特定の施設		一般の施設																																								
	重要機器	一般機器	重要機器	一般機器																																							
上層階 屋上及び塔屋	2.0 (2.0)	1.5 (2.0)	1.5 (2.0)	1.0 (1.5)																																							
	<2.0>	<1.5>	<1.5>	1.0																																							
中間階	1.5 (1.5)	1.0 (1.5)	1.0 (1.5)	0.6 (1.0)																																							
	<1.5>	<1.0>	<1.0>	<0.6>																																							
1階及び地下階	1.0 (1.0)	0.6 (1.0)	0.6 (1.0)	0.4 (0.6)																																							
	<1.5>	<1.0>	<1.0>	<0.6>																																							
⑱	あと施工アンカー	機器・配管等の据付けにおけるあと施工アンカーの使用については、監督員の承諾を受けるものとする。 重量100kgを超える機器の耐震支持については、耐震計算書を添付し、アンカーポルトを選定すること。 施工は、(一社)日本建築あと施工アンカー協会に資格を有するもの、又は十分な技能及び経験を有した者が行うこと。 金属拡張系アンカーの場合は、所定の穿孔深さ、拡張の完了がわかる記録を添付すること。 接着系アンカーの場合は、所定の穿孔深さ、清掃状況、マーキング、カプセル挿入、埋込みの完了が分かる記録を添付すること。 (原則として、接着系アンカーは吊り支持に使用しないものとする。) あと施工アンカーの試験は、アンカーの種類毎に1か所引張試験を実施すること。																																									

⑱ 防露保温工事

標準仕様書第2編によるほか下記による。		
空気調和設備工事の保温の種別		
区分	施工箇所	保温種別
ドレン管	屋内露出 (一般居室、廊下) 機械室、書庫、倉庫	a1・(ハ)・Ⅶ
	天井内、P S内及び空隙壁中 浴室、厨房等の多湿箇所 (厨房の天井内は含まない。)	b・(ハ)・Ⅶ c2・(ロ)・Ⅶ e3・(ハ)・Ⅶ
蒸気管	屋内露出 (一般居室、廊下) 機械室、書庫、倉庫	A1・(イ)・Ⅱ
	天井内、P S内及び空隙壁中 床下、暗渠内 (ビット内、共同溝を含む。) 屋外露出 (バルコニー、開放廊下を含む。) 及び浴室、厨房等の多湿箇所 (厨房の天井内は含まない。)	B・(イ)・Ⅱ C2・(ロ)・Ⅱ D・(ロ)・Ⅱ E3・(イ)・Ⅱ
冷水・冷温水管 (膨張管、空気抜管、膨張タンクからボイラー等への給給水管を含む。)	屋内露出 (一般居室、廊下) 機械室、書庫、倉庫	A1・(ハ)・Ⅲ
	天井内、P S内及び空隙壁中 床下、暗渠内 (ビット内、共同溝を含む。) 屋外露出 (バルコニー、開放廊下を含む。) 及び浴室、厨房内の多湿箇所 (厨房の天井内は含まない。)	B・(ハ)・Ⅲ C1・(イ)・Ⅲ D・(ハ)・Ⅲ E3・(ハ)・Ⅲ
温水管 (膨張管を含む。)	屋内露出 (一般居室、廊下) 機械室、書庫、倉庫	A1・(イ)・Ⅰ
	天井内、P S内及び空隙壁中 床下、暗渠内 (ビット内、共同溝を含む。) 屋外露出 (バルコニー、開放廊下を含む。) 及び浴室、厨房等の多湿箇所 (厨房の天井内は含まない。)	B・(イ)・Ⅰ C2・(ロ)・Ⅰ D・(ロ)・Ⅰ E3・(イ)・Ⅰ

(注) 1. 冷媒管は、断熱材被覆銅管を使用し、外装は下記による。
屋内露出部 ※保温化粧カバー (※樹脂製 ・亜鉛メッキ鋼板製 ・SUS製)
屋外露出部 ※溶融アルミニウム亜鉛鉄板ラッキング ・SUSラッキング
・保温化粧カバー (※樹脂製 ・亜鉛メッキ鋼板製 ・SUS製)
2. 施工種別別の材料及び施工順序 4、5に替え、アルミガラス化粧原紙を使用する。
3. 機器類の保温材の種別は、(※グラスウール保温材 ・ロックウール保温材)とする。

ダクトの保温の種別		
区分	施工箇所	保温種別
長方形ダクト	屋内露出 (一般居室、廊下)	J1・(イ)・X I
	屋内露出 (機械室、書庫、倉庫)	I・(イ)・X I
	屋内隠ぺい、D S内 屋外露出 (バルコニー、解放廊下を含む。) 及び浴室、厨房等の多湿箇所 (厨房の天井内は含まない。)	I・(ロ)・X I K3・(イ)・X I
円形ダクト	屋内露出 (一般居室、廊下)	O1・(イ)・X I
	屋内露出 (機械室、書庫、倉庫)	N・(イ)・X I
	屋内隠ぺい、D S内 屋外露出 (バルコニー、開放廊下を含む。) 及び浴室、厨房等の多湿箇所 (厨房の天井内は含まない。)	N・(ロ)・X I P3・(イ)・X I
消音内貼り	サブライチャンパー 消音チャンパー・消音エルボ	M・(ロ)・IX L・(ロ)・VII

給排水衛生設備工事の保温の種別		
区分	施工箇所	保温種別
給水管	屋内露出 (一般居室、廊下) 機械室、書庫、倉庫	a1・(ハ)・Ⅶ
	天井内 P S内及び空隙壁中 市営住宅P S内 床下、暗渠内 (ビット内、共同溝を含む。) 屋外露出 (バルコニー、解放廊下を含む。) 及び浴室、厨房等の多湿箇所 (厨房の天井内は含まない。)	b・(ハ)・Ⅶ c2・(ロ)・Ⅶ — c2・(ハ)・Ⅶ — e3・(ハ)・Ⅶ
排水及び通気管	屋内露出 (一般居室、廊下) 機械室、書庫、倉庫	—
	天井内 P S及び空隙壁中 及び浴室、厨房等の多湿箇所 (厨房の天井内は含まない。)	c2・(ロ)・Ⅶ — e3・(ハ)・Ⅶ
給湯管 (膨張管、空気抜管、膨張タンクからボイラー等への給給水管を含む。)	屋内露出 (一般居室、廊下) 機械室、書庫、倉庫	a1・(イ)・Ⅰ
	天井内 P S内及び空隙壁中 屋外露出 (バルコニー、解放廊下を含む。) 及び浴室、厨房内の多湿箇所 (厨房の天井内は含まない。)	b・(イ)・Ⅰ c2・(ロ)・Ⅰ d・(ロ)・Ⅰ e3・(イ)・Ⅰ

(注) 1. 消火、排水及び通気管のうち見えかきり部は塗装を施す。
2. 排水管の管種が耐火二層管、耐火V Pの場合は、保温を要しない。
3. 施工種別bの材料及び施工順序3、4に替え、アルミガラス化粧原紙を使用する。
4. 機器類の保温材の種別は、(※グラスウール ・ロックウール)とする。
5. 消火管屋外露出部保温仕様は、e3・(ハ) ・Ⅶとする。
6. 便所内露出S U S管及び流し内露出S U S管は保温を要しない。
7. 空調設備を要する便所以外の便所で高密度ポリエチレン管を採用する場合は、施工箇所によらず保温を要しない。
※ロックウール・グラスウールのホルムアルデヒド放射量による区分は、原則としてF☆☆☆☆とする。

⑱ 防露保温
・屋外露出給水管 (呼び径20以下のみ) は、保温厚50mmの防露保温を行うこと。
※図示の屋外露出部 (給水管、消火管、給湯管、膨張管、弁類を含む。) は下記仕様により防露保温を行う。
※保温仕様は保温厚さを40mmとする。
・保温材をグラスウールとし、凍結防止ヒーターを設置。

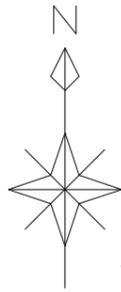
20 塗装
下記の亜鉛メッキを施したダクト及び配管は、塗装を行わない。
※機械室、書庫、倉庫
下記の金属電線管は塗装を行う。
※屋外露出 ※多湿箇所 屋内露出 (※見えかきり部)

21 電線
表示なき電線・ケーブルは、原則としてエコマテリアル電線・ケーブルとし、露出部分に使用する場合は耐紫外線性能を有するものとする。
ただし、自動制御設備に関わる配線は標準仕様書の自動制御設備の項による。

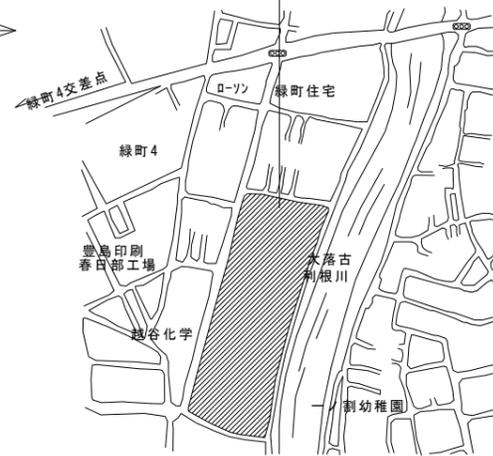
⑳	はつり及びあと施工アンカー打設	既存コンクリート床、壁等の配管貫通部の穴開及びあと施工アンカー打設前に、図面に明示した箇所についてX線撮影調査と実施すること。 電動ドリル等の刃が鉄筋、金属配管等に接触した場合に、自動で電動工具の電源を遮断する装置を使用する。
㉑	管の埋設深さ	(1) 公道上は、道路管理者の指定する深さとする。 (2) 構内車両通路では、路盤材下面から管の上端まで600mmとする。 (3) その他の場所では、地表面 (舗装する部分では路盤材下面) から管の上端まで300mmとする。
㉒	既設管分岐・接続	既設管に接続・分岐する場合は、原則として新設時の接合方法として標準仕様書に規定された工法による。 やむを得ずそれ以外の工法を採用する場合は監督員の承諾を受ける。
㉓	絶縁継手の設置・種別	※コンクリートの建築物に出入りする箇所付近の露出部配管 ※鋼管と鋼管及びこれに類する部分 ※鋼管とステンレス管及びこれに類する部分 ※S O A以下は絶縁ユニオンとし、それ以上は絶縁フランジ ・全て絶縁フランジ () 書きの室名は直天井を示し、その他は二重天井を示す。
26	天井仕上げ区分	スリーブ、箱入れその他工事との取合いは、工事区分表によるものとし、施工に支障を来さない時期までに、必要な位置、大きさなどを明示し、監督員と打合わせる。
㉔	施工図等の取扱い	施工図等の著作権に係わる当該建物に限る使用権は、発注者に帰属するものとする。
㉕	保険	受注者は工事目的物及び工事材料について工事完成期日後14日まで、これを火災が保障対象になっている相互保険等にかけて、証書の写しを監督員に提出する。 受注者は法定外の労災保険に付し、証書の写しを監督員に提出する。
㉖	配管識別	配管等の識別は、その方法等について監督員と協議のうえ行うこと。
㉗	墜落制止用器具 (フルハーネス型)	※使用を要する 墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン による ・使用を要しない 三相誘導電動機はJ I S C 4 2 1 3 (I E 3) トップランナーモーターとする。
㉘	誘導電動機	建築工事特記仕様書による
㉙	施工計画書	建築工事特記仕様書による
㉚	その他	建築工事特記仕様書による

①	共通事項	改修工事で特別に付加すべき事項について指定するものとし、それ以外は本特記仕様書の一般共通事項による。
②	改修部分の足場	建築工事特記仕様書による
③	既存部分養生・既存家具等養生	建築工事特記仕様書による
4	備品等の移動	・別途工事 ・本工事 ※接続配管等の取外し、接続は本工事
5	仮設間仕切り	(1) 関係請負業者と共用部分 ※別契約の関係受注者が定着したものは無償で使用できる。 ・本工事で負担とする。(種別は(2)による。) (2) 本工事で単独で必要となる仮設間仕切りは、下記による。 ※A種 単管下地全面シート張り ・
6	撤去後機材の扱い	(1) 改修部分の機材は原則として撤去後新品に取替えるものとし、再使用する場合は図示区分による。 (2) 撤去後再使用する指定がない機材のうち、撤去後使用価値を有するものは、現場廃品として監督員に報告する。(種別は(2)による。) それ以外の機材は種類別に産業廃棄物として分別処分し、マニフェストを監督員に提出する。
7	支持金物の再利用	(1) インサート金物 ・インサートの径毎に引張試験を行った場合は、再利用できる ※新品 (2) 形鋼支持金物等 ・再利用できる ※新品
8	あと施工アンカーの種別	金属拡張アンカー又は接着系アンカーを使用するものとし、その使用については、監督員の承諾を受けるものとする。
9	フロン回収	冷媒管の撤去に当たっては、すべてのフロンガスを回収し下記の方法で処理する。 ※破壊プラント搬入 ・フロン再生後引渡し ・未再生引渡し 「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」に基づき処理すること。
10	総合調整	・全体再調整 ※改修部及び影響部のみ調整
11	既設基礎類の解体はつり	建設機械は、原則として、排出ガス対策型、低騒音型、低振動型を使用すること。 現場内で使用する重機等は、解体建築物の位置及び規模に応じた機種及び規格のものを選定すること。 粉じんの飛散等により周辺環境に影響を及ぼさないよう適宜散水や粉じん発生源を覆うなど環境対策に配慮すること。
12	アスベスト事前調査結果の報告	全ての建築物、工作物において大気汚染防止法及び石綿障害予防規則の事前調査を建築物石綿含有建材調査者により実施し、アスベスト使用有無に関わらず、結果を知事又は市長あてに報告すること。

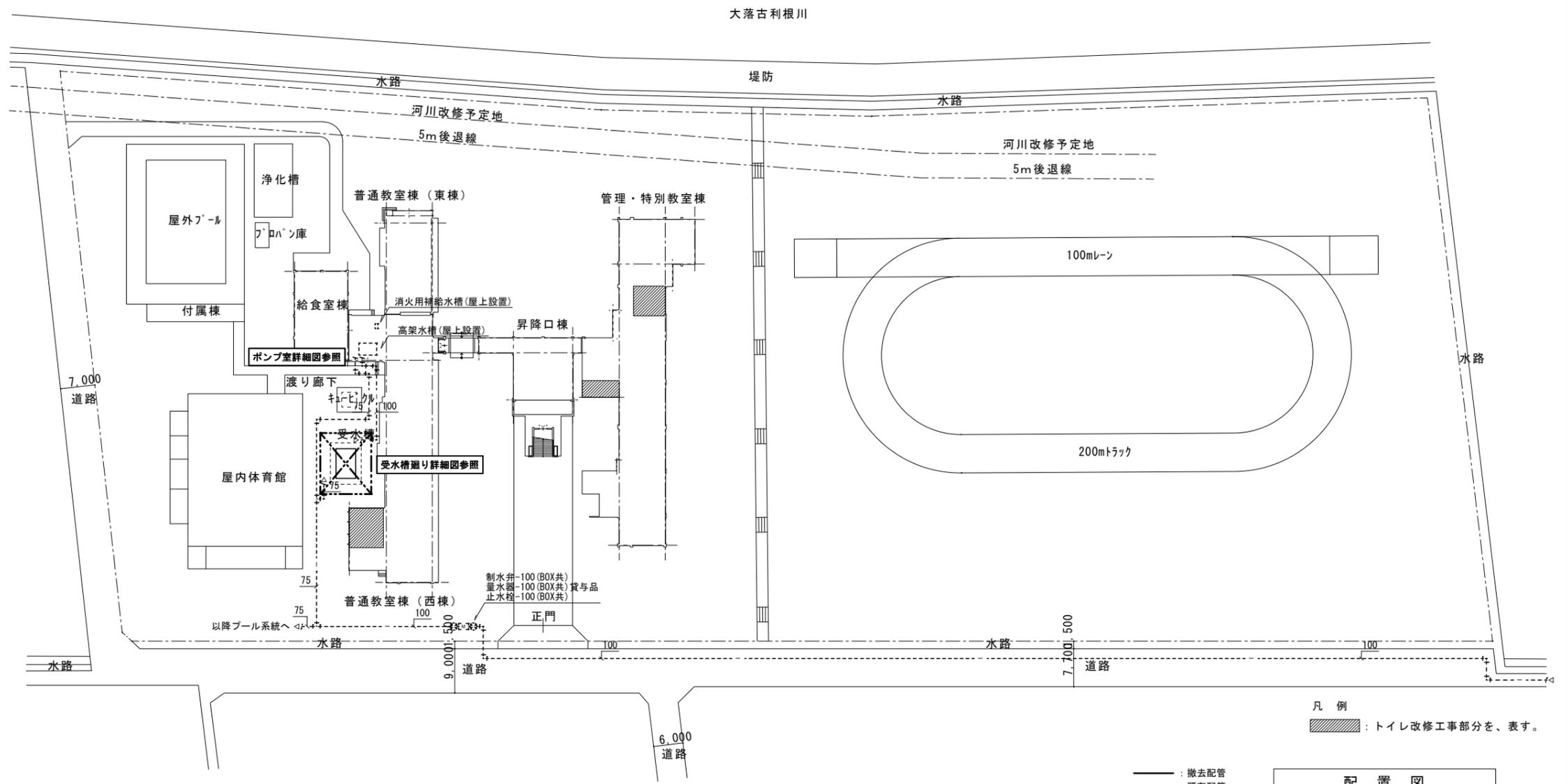
<p>⑬ その他</p> <p>(1) 図面上の縮尺は、JIS A1版とした縮尺とする。 (2) 受注者は、施工にあたって施設運営に支障の無いように締密に打合せを行うこと。 (3) 特に騒音振動など周辺に甚大な影響のある工事については、原則として学校では学校運営に支障を与えない期間、その他の施設では施設管理者と打合せして設定すること。 (4) F式温風暖房機の撤去・再取付、新規設置について F式温風暖房機の一時的取外し・再取付、新規設置及び動作確認は、製造者又は製造者認定の代理店等に所属する「石油機器技術士」の登録を受けたもの（一財）日本石油燃焼機器保守協会）が行い、記録を整備すること。なお、動作確認は、一時的取外し前、再取付け後の双方で行うこと。新規設置の場合は設置後に行うこと。</p>	<p>18 空気熱源ヒートポンプ空調機</p> <p>標準仕様書によるほか下記による。 (1) 圧縮機駆動機の制御方式 ※回転数制御 ・オンオフ制御 (2) 冷媒 HFC（R410A、R32又はR407C） (注1) R410Aを採用した場合、冷媒配管は機器の設計圧力を満足するものを使用すること。 (注2) R32を採用した場合、冷媒配管の断熱材被覆鋼管は難燃性のものを使用すること。 (3) 埼玉県グリーン調達推進方針で掲げる成績係数を満たす機器とする。</p>	<p>12 擬音装置</p> <p>・女子用トイレブースに設置する。（※本工事 ・別途工事） ・男子用トイレブースに設置する。（※本工事 ・別途工事） ・バリアフリートイレブースに設置する。（※本工事 ・別途工事） 衛生設備器具の適用等の必要ことは別途衛生設備器具表による。</p>	<p>② 洗面器等の排水管</p> <p>洗面器等に直結する排水管は、器具トラップより1サイズアップする。</p> <p>③ 満水試験継手</p> <p>3階以上にわたる排水立て管には、各階毎に次の継手を設ける。 ※掃除口付きソケット ・満水試験用掃除口ソケット</p> <p>④ 斜の通用</p> <p>別紙表による。</p>	<p>日付</p> <p>工事名称 緑小学校校舎トイレ改修工事</p> <p>縮尺 A1: - A3: -</p> <p>図面名称 特記仕様書(2)</p> <p>M-02</p>																																																																																																			
<p>1 設計温度</p> <table border="1"> <tr> <th colspan="2">外 気</th> <th colspan="4">一 般 系 統</th> <th colspan="4">屋 内</th> </tr> <tr> <th>温度 (DB)</th> <th>湿度 (RH)</th> </tr> <tr> <td>夏 期</td> <td>37.1℃</td> <td>47.1%</td> <td>28</td> <td>℃</td> <td>%</td> <td>℃</td> <td>%</td> <td>℃</td> <td>%</td> </tr> <tr> <td>冬 期</td> <td>0.5℃</td> <td>49.4%</td> <td>20</td> <td>℃</td> <td>%</td> <td>℃</td> <td>%</td> <td>℃</td> <td>%</td> </tr> </table> <p>※外気処理用エアコンの屋内設定値は、夏期湿度50%とする。</p> <p>2 総合試運転調整</p> <p>※本工事 ・別途 風量調整 ※する ・しない 水量調整 ・する ※しない 騒音の測定 ・する ※しない 室内外空気の温度の測定 ※する ・しない 室内空気流及びじんあいの測定 ・する ※しない 初期運転状態の記録 ※する ・しない 工事対象範囲の既設機器運転状態の記録 ・する ※しない</p> <p>3 煙 道</p> <p>(1) 鉄板厚 (※3.2mm ・4.5mm) (2) ばい煙濃度計 ※設ける ・設けない (3) ばいじん量測定口 ※設ける (測定口は80φとする) ・設けない</p> <p>4 煙 突</p> <p>※別途 ・本工事</p> <p>5 長方形ダクト</p> <p>※低圧ダクト (亜鉛鉄板製) 長辺の長さ1500mm以下 ※共板工法 ・スライドオンフランジ工法 ・アングルフランジ工法 それ以外の部分 ※アングルフランジ工法 ・高圧1ダクト (亜鉛鉄板製) ・高圧2ダクト (亜鉛鉄板製) ・ステンレス製ダクト (A区分 ※B区分) ・塩ビ製ダクト (A区分 ※B区分)</p> <p>6 円形ダクト</p> <p>※スパイラルダクト (※亜鉛鉄板製 ・ステンレス製) ・硬質塩化ビニル管 (VU) ・換気用耐火二層管 (大臣認定品) ※フレキシブルダクト (・保温付 ・保温無) (注1) 使用区分は図示による。</p> <p>7 風量測定口</p> <p>取付け箇所は、図示した箇所及び下記の箇所とする。 送風機吐出ダクト又は吸込ダクト、外気取入ダクト、空調機出口チャンパーの分岐ダクト</p> <p>8 チャンパー</p> <p>(1) 内貼りを施すチャンパーの表示方法は外法を示す。 (2) ダクト接続形の空調調和機等に取り付けるサブライチャンパー、レタンチャンパー及びダクト系で消音内貼りしたチャンパーには、点検口を設けるものとし点検口の大きさは下記のとおりとする。 ・300×300 ・300×500 ※400×600 ・550×750 (3) 外壁に面するガラリに直接取り付けるチャンパー及びホッパーは雨水が滞留しないようにする。</p> <p>9 吹出口及び吸込口ボックス</p> <p>※亜鉛鉄板製 ・ガラスウール製</p> <p>10 ダンパー</p> <p>(1) 防煙ダンパー 復帰方式 (※遠隔 ・) 定格入力DC24V、0.7A以下 (2) ビストンダンパー 復帰方式 (※遠隔 ・)</p> <p>11 配管材料</p> <p>(1) 冷温水管 ※配管用炭素鋼管 (白) ・ (2) 冷却水管 ※配管用炭素鋼管 (白) ・ (3) プライ管 ※配管用炭素鋼管 (黒) ・ (4) 冷媒管 ※断熱材被覆鋼管 (保温厚mm ガス管 ※20以上 ・10以上 液管 ・20以上 ※10以上)</p> <p>(5) ドレン管 (屋外) ※配管用炭素鋼管 (白) ・硬質塩化ビニル管VP ドレン管 (屋内) ※保温機能付空調用ドレン管 (10φACT10φ) 相当品 ・耐火二層管VP (FDPS-1) ・配管用炭素鋼管 (白) ・硬質塩化ビニル管VP (消防協議事項： ただし、保温機能付空調用ドレン管は、水圧1mを超える配管には使用しない。 (6) 油管 ※配管用炭素鋼管 (黒) ・ (7) 蒸気管 給気管 ※配管用炭素鋼管 (黒) ・ 運 管 ※圧力配管用炭素鋼管 (黒) Sch40 ・ステンレス鋼管 (8) 膨張管、空気抜き管及び膨張タンクよりボイラー等への補給水管 ※配管用炭素鋼管 (白) ・</p> <p>12 弁 類</p> <p>規格はJIS又はJVVとし、指定なきものは5K、それ以外は図示及び共通仕様書による。また、鋼管用伸縮管継手の種類は図示による。</p> <p>13 温 度 計</p> <p>取付部は下記による。 ※熱源機器の冷温水管 (出入口共)、冷却水管 (出入口共) ※空調調和機の冷温水管 (出入口共) ※ダクト接続形空調調和機のサブライチャンパー、レタンダクト、外気取入ダクト及びレタンチャンパー ※冷温水ヘッダー (往) 及び各選り管 ※熱交換器の温水管 (出入口) ・</p> <p>14 圧 力 計</p> <p>取付部は下記による。 ※熱源機器の冷温水管 (出入口共)、冷却水管 (出入口共) ※空調調和機の冷温水管 (出入口共) ※冷温水ヘッダー (往) 及び各選り管 ※熱交換器の温水管 (出入口) ・</p> <p>15 瞬間流量計</p> <p>瞬間流量計はビトー管方式によるもので止水コック付とし、型式及び取付部は下記による。なお、着脱部の指示部は (※1個 ・ 個) 付属とする。 ・熱源機器の冷温水管、冷却水管の出入口どちらかに (※固定形 ・着脱形) を設ける。 ・空調調和機の冷温水管の出入口どちらかに (※固定形 ・着脱形) を設ける。</p> <p>16 油面制御装置</p> <p>※往又は還どちらかの冷温水ヘッダーの各接続管へ (※固定形 ・着脱形) を設ける。 制御部には (※給油ポンプ制御 ※満減油警報 ・遠隔警報 ・電磁弁制御 ・返油ポンプ制御) の端子を設ける。 なお、フロートスイッチ部と制御装置の配管・配線は製造者標準仕様とする。</p> <p>17 冷却塔</p> <p>※直交流式 ・向流型 ※レジオネラ属殺菌剤等の自動薬剤注入装置 ※自動ブロー装置 ・ 補給水は、水道水とし、補給水接続管部分に清排水の水栓を分岐して設ける。</p>	外 気		一 般 系 統				屋 内				温度 (DB)	湿度 (RH)	夏 期	37.1℃	47.1%	28	℃	%	℃	%	℃	%	冬 期	0.5℃	49.4%	20	℃	%	℃	%	℃	%	<p>● 換気設備</p> <p>① 長方形ダクト</p> <p>※低圧ダクト (亜鉛鉄板製) 長辺の長さ1500mm以下 ※共板工法 ・スライドオンフランジ工法 ・アングルフランジ工法 それ以外の部分 ※アングルフランジ工法 ・高圧1ダクト (亜鉛鉄板製) ・高圧2ダクト (亜鉛鉄板製) ・ステンレス製ダクト (A区分 ※B区分) ・塩ビ製ダクト (A区分 ※B区分)</p> <p>② 円形ダクト</p> <p>※スパイラルダクト (※亜鉛鉄板製 ・ステンレス製) ・硬質塩化ビニル管 (VU) ・耐火二層管 (大臣認定品) ※フレキシブルダクト (・保温付 ・保温無) (注1) 使用区分は図示による。</p> <p>3 風量測定口</p> <p>取付け箇所は、図示した箇所及び下記の箇所とする。 送風機吐出ダクト又は吸込ダクト、外気取入ダクト</p> <p>4 チャンパー</p> <p>(1) 内貼りを施すチャンパーの表示方法は外法を示す。 (2) 消音内貼りしたチャンパーには、点検口を設けるものとし、点検口の大きさは下記のとおりとする。 ・300×300 ・300×500 ※400×600 ・550×750 (3) 外壁に面するガラリに直接取り付けるチャンパー及びホッパーは雨水が滞留しないようにする。</p> <p>5 ダンパー</p> <p>(1) 防煙ダンパー 復帰方式 (※遠隔 ・) 定格入力DC24V、0.7A以下 (2) ビストンダンパー 復帰方式 (※遠隔 ・)</p> <p>6 多湿箇所の排気ダクト</p> <p>(1) 排気ダクトのうち下記箇所は硬質塩化ビニル管 (VU) (防火区画直通箇所は換気用耐火二層管又は耐火VP) を使用できる。 ※浴室 (シャワー室、脱衣室を含む) ・ (2) 水抜き管は (※厨房、浴室 ※結露水が滞留する部分 ・) の排気ダクトには設ける</p> <p>⑦ 保 温</p> <p>下記のダクトの保温を行う。 ※全熱交換器用の隠ぺい部ダクト 仕様はN・(口) ・X1とする。 保温施工範囲は、給気用OAダクトは全て、また、排気用EAダクトは外壁より1mの部分とする。 ※ (※厨房 ・湯沸室 ・) 用の隠ぺい部ダクト (仕様はh・(イ) ・Ⅹとし範囲は図示による)</p> <p>⑧ 試運転調整</p> <p>風量調整 ※する ・しない 風量測定 ※する ・しない 騒音の測定 ・する ※しない</p> <p>○ 排煙設備</p> <p>1 ダクト</p> <p>※亜鉛鉄板 ・</p> <p>2 排煙口の形式</p> <p>※天井取付 (・スリット形 ※スイング形) ・壁取付 (・スリット形 ・スイング形)</p> <p>3 排煙口手動開放装置</p> <p>開放及び復帰方式 ※ワイヤー式 ・電気式 (遠隔操作 ・不要 ・要)</p> <p>4 排煙風量測定</p> <p>建築設備定期検査業務基準書 (一財) 日本建築設備・昇降機センター) の排煙風量の検査方法に準ずる。</p> <p>○ 自動制御</p> <p>1 中央監視制御装置</p> <p>・有り ※無し</p> <p>2 構成・機能</p> <p>図示による</p> <p>3 電気計装用機材</p> <p>使用する電線及びケーブルは、原則としてEM電線またはEMケーブルとする。 屋外・屋内露出の電線は、図面に特記のない限り金属管配線とする。 天井内隠ぺい電線は、図面に特記のない限りケーブル配線とする。</p> <p>● 衛生器具設備</p> <p>① 小便器用節水装置</p> <p>JIS B 2026 (自動水栓) による電気開閉式とし、小便器 (※一体形・分離形) とする。</p> <p>② バリアフリー対応</p> <p>・小便器 ※全部ストール形 一部ストール形 手すり (・本工事 ※別途工事) ・洗面器 ※自動水栓 (・全部 ※一部) ・レバー式水栓 (一部) ・シャワー ※サーモスタット式 ・ミキシング式 ※スライドバー ・フック ※止水機能付節水形シャワーヘッド ・鏡 ※600×800 (耐食鏡) ・傾斜鏡 (・照明無 ・照明付)</p> <p>③ 衛生器具付属水栓</p> <p>(1) 器具付属水栓は ※ドライバー式 ・ハンドル式 (2) 水抜き栓を使用する場合は、水栓は固定コマ式とする。</p> <p>④ 自動水栓用の電源</p> <p>※AC100V ・乾電池等 ・自己発電</p> <p>⑤ 暖房便座</p> <p>(1) JIS A 4422 (温水洗浄便座) とする。 (2) 機能種別 ※温水洗浄 ※脱臭 ・温風乾燥 ・トイレ室内暖房 (3) 温水洗浄加熱方式 ※瞬間式 ・貯湯式 (4) 使用流体は、飲料用水道水とする。 (5) リモコン ・AC100V ・乾電池等 ※自己発電</p> <p>⑥ 大便器洗浄弁・洗浄用タンク</p> <p>器具表又は下記の場合を除き、※節水I型 ・節水II型とする。 ・洗浄弁操作方式は、※手動式 ・電気開閉式 (※センサー式 ・タッチスイッチ式) ・上階階で使用する大便器洗浄弁は、現地給水管の流動圧を確認し、必要に応じ低圧形とする。</p> <p>7 大便器放水カバー</p> <p>※設ける (ピット内は除く) ・設けない</p> <p>⑧ 掃除流し</p> <p>※共栓なしとする。 ・共栓付とする。</p> <p>⑨ 排水器具用ゴミ継手</p> <p>※使用できる ・使用できない</p> <p>10 標 記 板</p> <p>大便器、小便器の洗浄用に雨水等の利用をしている場合は、その旨をわかりやすく各トイレ毎に表示する。</p> <p>11 水せっけん入れ</p> <p>せっけん供給栓等がない場合は、監督員と協議のうえ洗面器、手洗い器に設ける。</p>	<p>● 給水設備</p> <p>① 配管材料</p> <p>配管材料は ※下記 ・図面指示 (図面指示が不足する箇所は下記) による。</p> <table border="1"> <tr> <th>施 工 箇 所</th> <th>管 種 別</th> </tr> <tr> <td>床下、暗渠内 (ピット内、共同溝を含む) ・</td> <td>・SUS ・SGP-PP ※HIVP</td> </tr> <tr> <td>ウエット厨房、浴室等の湿潤シダー内配管) ・</td> <td>・SUS ・SGP-PP ※HIVP</td> </tr> <tr> <td>保温をしない屋外露出部</td> <td>※HIVP ・SGP-PP ・SUS</td> </tr> <tr> <td>地中埋設部 (水道直結部分)</td> <td>※HIVP ・水道用ステンレス鋼管 ・水道配水用ポリエチレン管 (PE) ・</td> </tr> <tr> <td>地中埋設部 (一般部分)</td> <td>※HIVP ・水道用ポリエチレン管 ・水道配水用ポリエチレン管 (PE) ・</td> </tr> <tr> <td>市営住宅 住戸内</td> <td>※ポリブテン管 (さや管ヘッダー工法)</td> </tr> <tr> <td>便所天井内、PS内 (注5)</td> <td>※高密度ポリエチレン管 (32A以上)</td> </tr> <tr> <td>便所天井内</td> <td>※ポリブテン管 (10mm保温付)</td> </tr> <tr> <td>便所空腔壁内又は衛生器具等接続管</td> <td>※ポリブテン管</td> </tr> <tr> <td>その他の部分</td> <td>・SUS ・SGP-PP ※HIVP</td> </tr> <tr> <td>床下、暗渠内 (ピット内、共同溝を含む) ・</td> <td>※SUS ・SGP-PP ・HIVP</td> </tr> <tr> <td>湿潤シダー内配管</td> <td>※SUS ・SGP-PP ・HIVP</td> </tr> <tr> <td>保温をしない屋外露出部</td> <td>※SUS ・SGP-PP</td> </tr> <tr> <td>地中埋設部 (一般部分)</td> <td>※HIVP ・水道用ポリエチレン管 ・水道配水用ポリエチレン管 (PE) ・</td> </tr> <tr> <td>便所天井内、PS内 (注5)</td> <td>※高密度ポリエチレン管 (32A以上)</td> </tr> <tr> <td>便所天井内</td> <td>※ポリブテン管 (10mm保温付)</td> </tr> <tr> <td>便所空腔壁内又は衛生器具等接続管</td> <td>※ポリブテン管</td> </tr> <tr> <td>その他の部分</td> <td>・SUS ・SGP-PP ・HIVP</td> </tr> </table> <p>(注) 1. SUSとは、JIS G 3448 またはJWMA G 115に規定するステンレス鋼管とし、継手は一般部 (・圧縮 ・グロブ) ※拡張) 便所・廊下流し廻り露出配管 (※拡張) とする。 2. ステンレス管に取り付ける弁は、JV8-11による。 3. 飲料水以外の給水管は、系統別に管外部に配管識別テープを巻く。また、誤接続がないことを確認するため衛生器具の取付完了後、系統毎に着色水を用いた通水試験を行う。 4. 建物導入部において、ポリエチレン管と異種管を接合する場合は、接合部が容易に点検できるように点検用枠を設ける。 5. 口径25Aにて大便器等に接続する場合は、施工状況に応じて高密度ポリエチレン管の使用も可とする。 6. 高密度ポリエチレン管とは、主材料に高密度ポリエチレン樹脂 (PE100) を採用し、管と継手を電気溶着にて接合するものをいう。 7. 地中埋設部 (水道直結部分) は水道事業者の指示による。</p> <p>② 一体形タンク</p> <p>一体形タンクについての標準図は一般的な形状及び数値を示すものであって、図面及び特記仕様書に記載された耐震強度、容量、寸法を満たすものであればよい。</p> <p>③ 水 栓</p> <p>※給湯用水栓を除き大きさの呼び13の水栓は、節水コマとする。 ・水抜き栓を使用する場合は、屋外に設ける水栓は耐水栓とする。ただし屋内は固定コマ式とする。</p> <p>4 量 水 器</p> <p>※観メーター (※貨と品 ・) ・子メーター (※買取り ・)</p> <p>5 量水器枠</p> <p>※水道事業者指定品 ・標準図MC形</p> <p>⑥ 弁 類</p> <p>規格はJIS又はJVVとし、水道直結部分は10Kとし、指定なきものは5K、それ以外は図示及び標準仕様書による。</p> <p>7 水 栓 柱</p> <p>・防寒コンクリート水栓柱 (1200L) ※不凍給水栓</p> <p>8 建物導入部配管</p> <p>図示部分について下記のとおり施工する。 ※埋設用フレキシブルジョイント2本をL字状に設ける。 ・標準図施工4 (・(a) ・(b) ・(c))</p> <p>9 検針方法</p> <p>水道事業者の集合住宅に関する戸別検針規程に適合するように関連工事業者と調整のうえ施工すること。</p> <p>10 水道利用加入金</p> <p>水道利用加入金は、別途とする。ただし、水道事業者との調整は本工事を含む。</p> <p>11 本管取出し</p> <p>水道本管からの給水取出し工事は、本工事範囲とする。また、取出し部における舗装の復旧も含む。</p> <p>● 排水設備</p> <p>① 配管材料</p> <p>配管材料は ※下記 ・図面指示 (図面指示が不足する箇所は下記) による。</p> <table border="1"> <tr> <th>施 工 箇 所</th> <th>管 種 別</th> </tr> <tr> <td>床下、暗渠内 (ピット内、共同溝を含む) ・</td> <td>※RF-VF又はリサイクルVP ・VP</td> </tr> <tr> <td>厨房等の湿排水</td> <td>※SGP (白) ・</td> </tr> <tr> <td>耐火性能を要求される箇所</td> <td>※耐火二層管VP (FDPS-1) 又は耐火VP ・SGP (白)</td> </tr> <tr> <td>その他の部分</td> <td>※RF-VF又はリサイクルVP ・VP ・排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管</td> </tr> <tr> <td>床下、暗渠内 (ピット内、共同溝を含む) ・</td> <td>※RF-VF又はリサイクルVP ・VP</td> </tr> <tr> <td>耐火性能を要求される場所</td> <td>※耐火二層管VP (FDPS-1) 又は耐火VP ・排水用/フタ・鉢 鉢塗装鋼管</td> </tr> <tr> <td>その他の部分</td> <td>※RF-VF又はリサイクルVP ・VP ・排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管</td> </tr> <tr> <td>地中埋設部</td> <td>※RS-VU又はリサイクルVUU ・VU ・卵形管 (ゴム輪接合) ※REP-VU (軽荷重の場合) ・RF-VF又はリサイクルVP ・VP</td> </tr> <tr> <td>耐火性能を要求される箇所</td> <td>※耐火二層管VP (FDPS-1) 又は耐火VP ・SGP (白)</td> </tr> <tr> <td>その他の部分</td> <td>※リサイクルVP又はRF-VF ・VP ・排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管</td> </tr> </table> <p>(注) 1. リサイクルVP、リサイクルVUUはJIS K6714の規格をもつ塩ビリサイクル管、RF-VF、RS-VU又は、REP-VUは標準仕様書第2編 2. 1. 2. 6による。 2. 雨水排水を含む場合は、雨水排水管は雑排水配管の材料種別による。 3. 原則として雑排水配管、汚水配管の管接合部はY45度で行う。</p>	施 工 箇 所	管 種 別	床下、暗渠内 (ピット内、共同溝を含む) ・	・SUS ・SGP-PP ※HIVP	ウエット厨房、浴室等の湿潤シダー内配管) ・	・SUS ・SGP-PP ※HIVP	保温をしない屋外露出部	※HIVP ・SGP-PP ・SUS	地中埋設部 (水道直結部分)	※HIVP ・水道用ステンレス鋼管 ・水道配水用ポリエチレン管 (PE) ・	地中埋設部 (一般部分)	※HIVP ・水道用ポリエチレン管 ・水道配水用ポリエチレン管 (PE) ・	市営住宅 住戸内	※ポリブテン管 (さや管ヘッダー工法)	便所天井内、PS内 (注5)	※高密度ポリエチレン管 (32A以上)	便所天井内	※ポリブテン管 (10mm保温付)	便所空腔壁内又は衛生器具等接続管	※ポリブテン管	その他の部分	・SUS ・SGP-PP ※HIVP	床下、暗渠内 (ピット内、共同溝を含む) ・	※SUS ・SGP-PP ・HIVP	湿潤シダー内配管	※SUS ・SGP-PP ・HIVP	保温をしない屋外露出部	※SUS ・SGP-PP	地中埋設部 (一般部分)	※HIVP ・水道用ポリエチレン管 ・水道配水用ポリエチレン管 (PE) ・	便所天井内、PS内 (注5)	※高密度ポリエチレン管 (32A以上)	便所天井内	※ポリブテン管 (10mm保温付)	便所空腔壁内又は衛生器具等接続管	※ポリブテン管	その他の部分	・SUS ・SGP-PP ・HIVP	施 工 箇 所	管 種 別	床下、暗渠内 (ピット内、共同溝を含む) ・	※RF-VF又はリサイクルVP ・VP	厨房等の湿排水	※SGP (白) ・	耐火性能を要求される箇所	※耐火二層管VP (FDPS-1) 又は耐火VP ・SGP (白)	その他の部分	※RF-VF又はリサイクルVP ・VP ・排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管	床下、暗渠内 (ピット内、共同溝を含む) ・	※RF-VF又はリサイクルVP ・VP	耐火性能を要求される場所	※耐火二層管VP (FDPS-1) 又は耐火VP ・排水用/フタ・鉢 鉢塗装鋼管	その他の部分	※RF-VF又はリサイクルVP ・VP ・排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管	地中埋設部	※RS-VU又はリサイクルVUU ・VU ・卵形管 (ゴム輪接合) ※REP-VU (軽荷重の場合) ・RF-VF又はリサイクルVP ・VP	耐火性能を要求される箇所	※耐火二層管VP (FDPS-1) 又は耐火VP ・SGP (白)	その他の部分	※リサイクルVP又はRF-VF ・VP ・排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管	<p>○ ガス設備</p> <p>1 配管材料</p> <p>都市ガス ガス事業者の供給規定による。埋設配管はPE管を原則とする。 液化石油ガス 一般配管 ※合成樹脂被覆鋼管 ・SGP (白) ・地中埋設 ※PE管</p> <p>2 ガス漏れ警報遮断装置</p> <p>漏洩検知装置は、流量検知式圧力監視型とする。</p> <p>3 液化石油ガスの供給栓</p> <p>ガス設備工事の施工者にガスの供給権は付帯しない。</p> <p>○ 厨房設備</p> <p>1 厨房機器の固定</p> <p>原則として、移動を前提とする厨房機器を除き地震時に転倒及び位置ずれを起こさないよう、床又は壁に堅固に取り付ける。</p> <p>2 シンク用水栓</p> <p>※レバー式泡沫水栓 ・自動水栓</p> <p>3 安全装置の機能の通用</p> <p>標準仕様書第5編1・6・1の表5.1.7安全装置の表中の△の項目はすべて通用とする。</p> <p>舗装版切断時に発生する濁水の処理に係る特記仕様書</p> <p>第1条 この特記仕様書は、春日部市機械設備工事特別共通仕様書に定めるもののほか、アスファルト舗装版切断時に発生する濁水 (以下「濁水」という。) の処理に関し必要な事項を定めるものである。 第2条 受注者は、回収した濁水を次のとおり処理するものとする。 ・種類及び処理量 汚泥 (油分を含む汚泥) ・ m3 ・中間処理施設 市 地 内、(株) ・処理方法 ・中間処理後、最終処分場に搬入 (処理に焼却又は溶融含まず) ・中間処理後、最終処分場又は再資源化 (処理に焼却又は溶融を含む) 2 受注者は、別の中間処理施設を選定する場合には、事前に監督員と協議するものとする。 第3条 受注者は、舗装版切断作業を行わずに濁水を可能な限り回収し、作業後速やかに回収した濁水を産業廃棄物の汚泥 (油分を含む汚泥) として中間処理施設に運搬及び処理するものとする。 2 受注者は、汚泥の中間処理業の許可を受けている業者と産業廃棄物処分委託契約を締結しなければならないものとする。 3 受注者は、自ら運搬を行う場合を除き、汚泥の収集運搬業の許可を受けている業者と産業廃棄物収集運搬委託契約を締結しなければならないものとする。 4 受注者は、濁水の処理に関する履行について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律において定める産業廃棄物管理票 (以下「マニフェスト」という。) により管理するものとする。 第4条 受注者は、施工計画書において、濁水の回収、運搬及び処理に関する方法を定めなければならないものとする。また、中間処理業者及び収集運搬業者と第3条第3項及び第4項に基づき締結した委託契約書の写し及び許可証の写しを添付すること。 2 受注者は、工事検査時にマニフェスト原本を提示する。 第5条 濁水処理量については、舗装版の切断延長や切断厚が変わった場合を除き、原則として設計変更の対象としないものとする。 2 受注者は、舗装版切断時に濁水を生じない工法を使用する場合においては、事前に監督員と協議するものとする。 3 この特記仕様書に疑義等が生じた場合については、別途監督員と協議するものとする。</p>								
外 気		一 般 系 統				屋 内																																																																																																	
温度 (DB)	湿度 (RH)	温度 (DB)	湿度 (RH)	温度 (DB)	湿度 (RH)	温度 (DB)	湿度 (RH)	温度 (DB)	湿度 (RH)																																																																																														
夏 期	37.1℃	47.1%	28	℃	%	℃	%	℃	%																																																																																														
冬 期	0.5℃	49.4%	20	℃	%	℃	%	℃	%																																																																																														
施 工 箇 所	管 種 別																																																																																																						
床下、暗渠内 (ピット内、共同溝を含む) ・	・SUS ・SGP-PP ※HIVP																																																																																																						
ウエット厨房、浴室等の湿潤シダー内配管) ・	・SUS ・SGP-PP ※HIVP																																																																																																						
保温をしない屋外露出部	※HIVP ・SGP-PP ・SUS																																																																																																						
地中埋設部 (水道直結部分)	※HIVP ・水道用ステンレス鋼管 ・水道配水用ポリエチレン管 (PE) ・																																																																																																						
地中埋設部 (一般部分)	※HIVP ・水道用ポリエチレン管 ・水道配水用ポリエチレン管 (PE) ・																																																																																																						
市営住宅 住戸内	※ポリブテン管 (さや管ヘッダー工法)																																																																																																						
便所天井内、PS内 (注5)	※高密度ポリエチレン管 (32A以上)																																																																																																						
便所天井内	※ポリブテン管 (10mm保温付)																																																																																																						
便所空腔壁内又は衛生器具等接続管	※ポリブテン管																																																																																																						
その他の部分	・SUS ・SGP-PP ※HIVP																																																																																																						
床下、暗渠内 (ピット内、共同溝を含む) ・	※SUS ・SGP-PP ・HIVP																																																																																																						
湿潤シダー内配管	※SUS ・SGP-PP ・HIVP																																																																																																						
保温をしない屋外露出部	※SUS ・SGP-PP																																																																																																						
地中埋設部 (一般部分)	※HIVP ・水道用ポリエチレン管 ・水道配水用ポリエチレン管 (PE) ・																																																																																																						
便所天井内、PS内 (注5)	※高密度ポリエチレン管 (32A以上)																																																																																																						
便所天井内	※ポリブテン管 (10mm保温付)																																																																																																						
便所空腔壁内又は衛生器具等接続管	※ポリブテン管																																																																																																						
その他の部分	・SUS ・SGP-PP ・HIVP																																																																																																						
施 工 箇 所	管 種 別																																																																																																						
床下、暗渠内 (ピット内、共同溝を含む) ・	※RF-VF又はリサイクルVP ・VP																																																																																																						
厨房等の湿排水	※SGP (白) ・																																																																																																						
耐火性能を要求される箇所	※耐火二層管VP (FDPS-1) 又は耐火VP ・SGP (白)																																																																																																						
その他の部分	※RF-VF又はリサイクルVP ・VP ・排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管																																																																																																						
床下、暗渠内 (ピット内、共同溝を含む) ・	※RF-VF又はリサイクルVP ・VP																																																																																																						
耐火性能を要求される場所	※耐火二層管VP (FDPS-1) 又は耐火VP ・排水用/フタ・鉢 鉢塗装鋼管																																																																																																						
その他の部分	※RF-VF又はリサイクルVP ・VP ・排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管																																																																																																						
地中埋設部	※RS-VU又はリサイクルVUU ・VU ・卵形管 (ゴム輪接合) ※REP-VU (軽荷重の場合) ・RF-VF又はリサイクルVP ・VP																																																																																																						
耐火性能を要求される箇所	※耐火二層管VP (FDPS-1) 又は耐火VP ・SGP (白)																																																																																																						
その他の部分	※リサイクルVP又はRF-VF ・VP ・排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管																																																																																																						



工事建物：春日部市立緑小学校
 工事場所：春日部市緑町5丁目4番1号

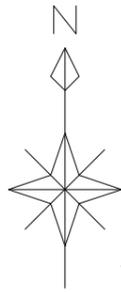


案内図 Non scale

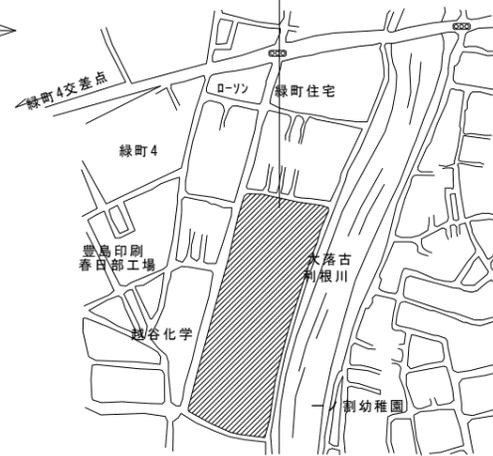


凡例
 [Hatched Box] : トイレ改修工事部分を、表す。

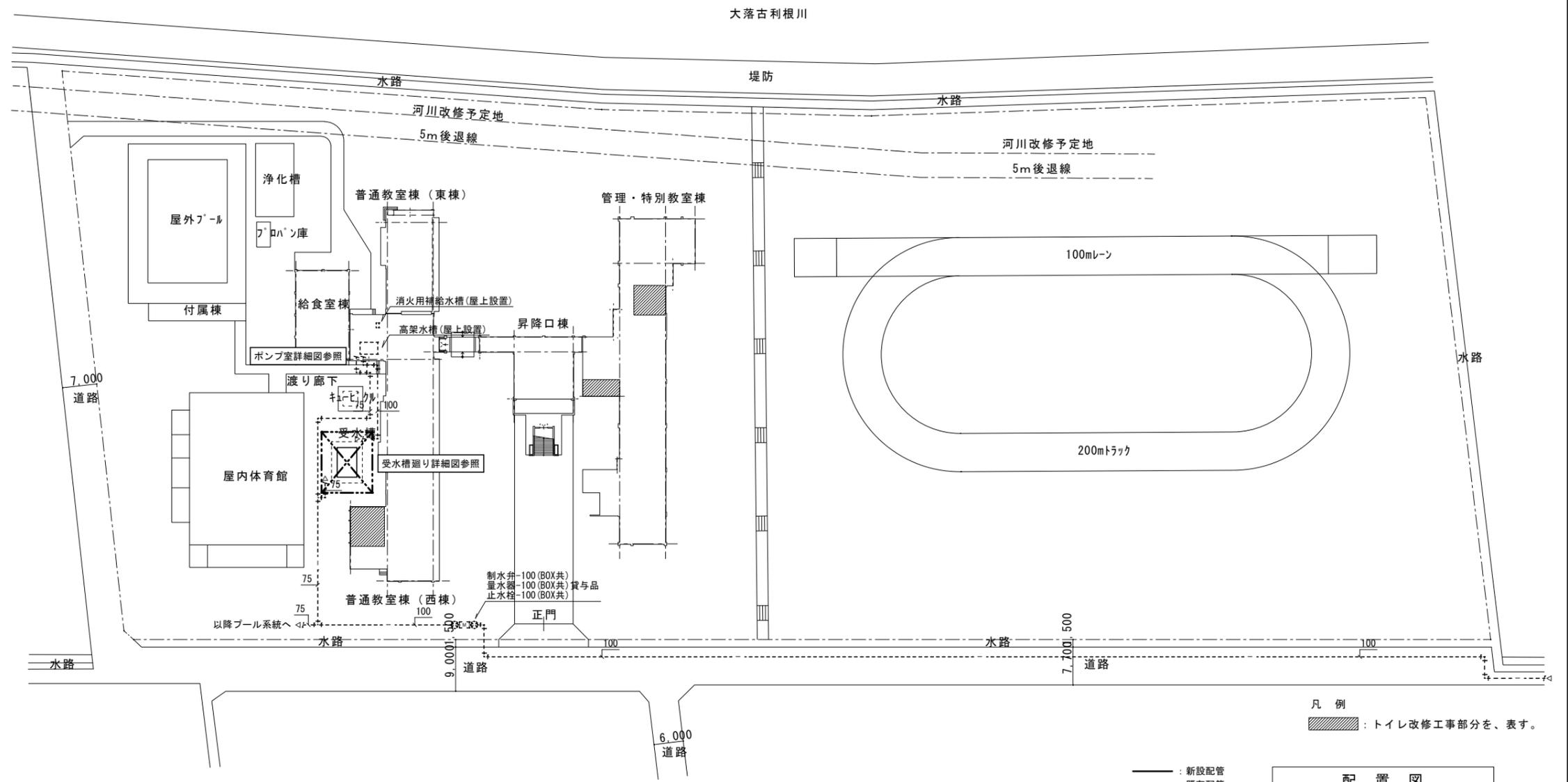
—— : 撤去配管
 - - - - : 既存配管
 [Box] : 配置図



工事建物：春日部市立緑小学校
 工事場所：春日部市緑町5丁目4番1号



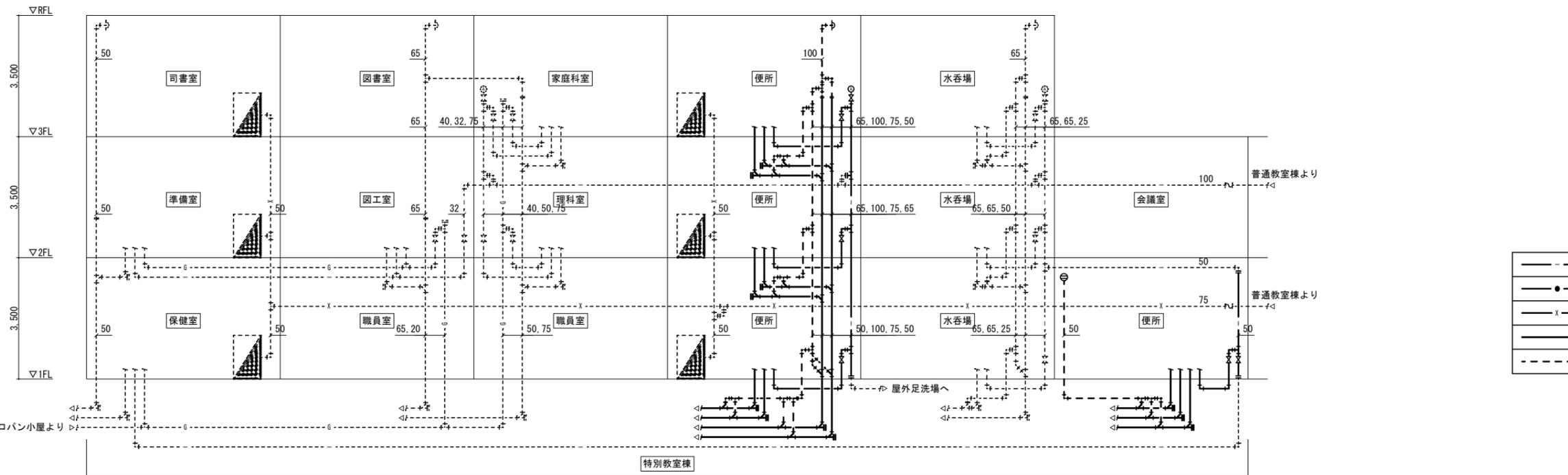
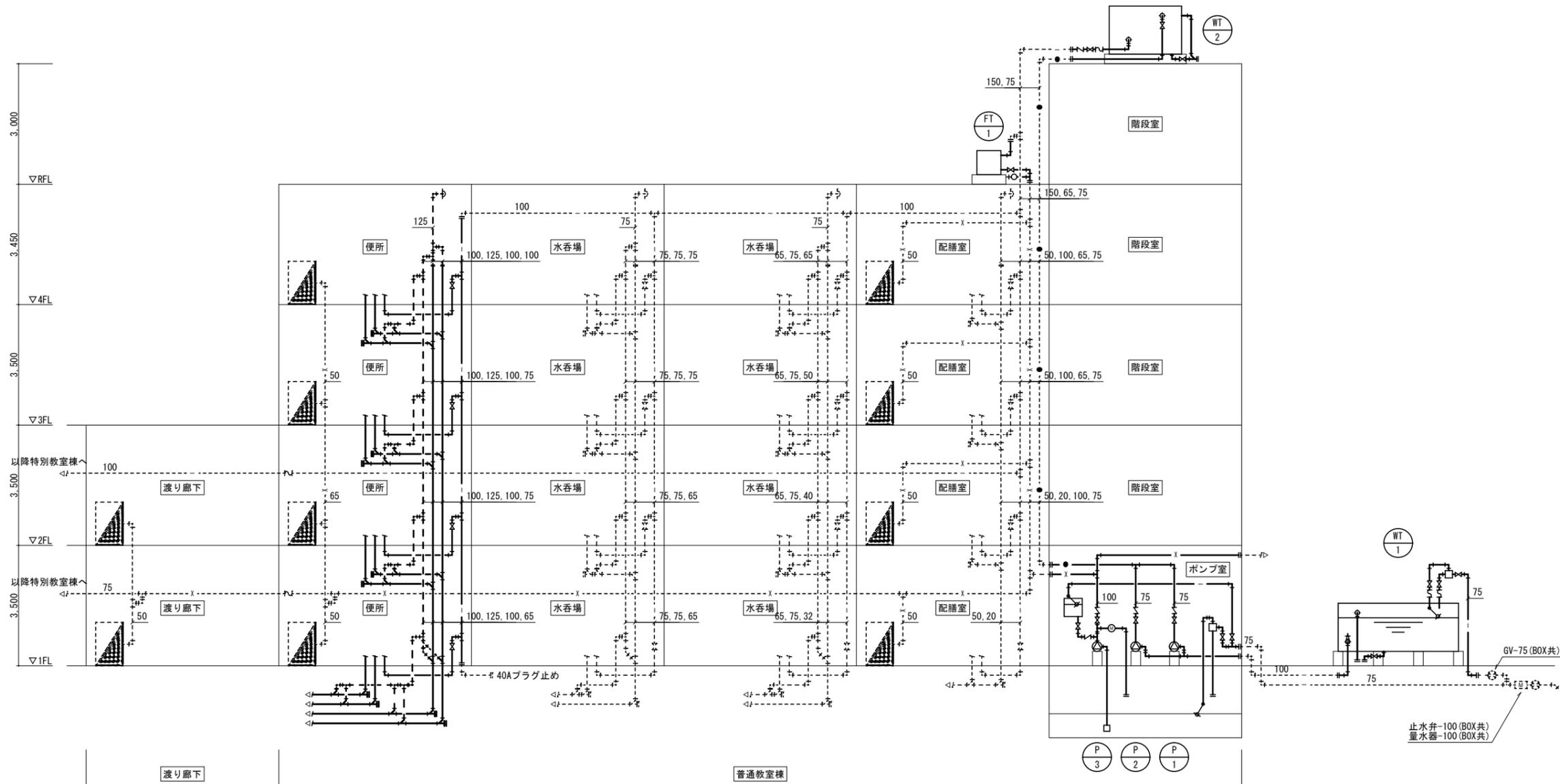
案内図 Non scale



凡例
 [Hatched Box] : トイレ改修工事部分を、表す。

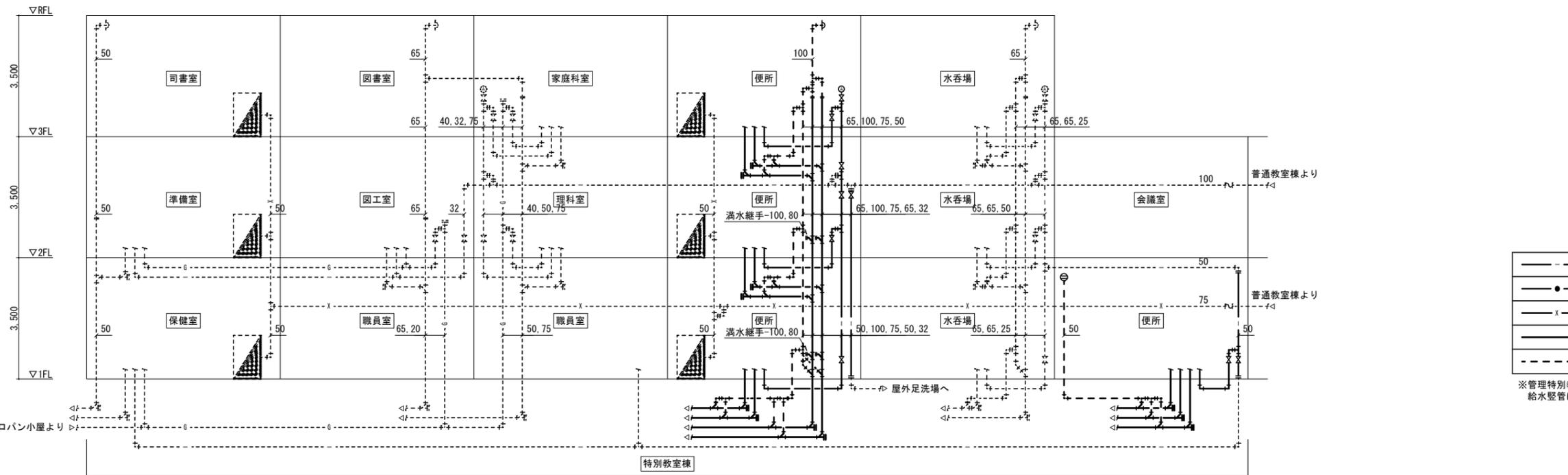
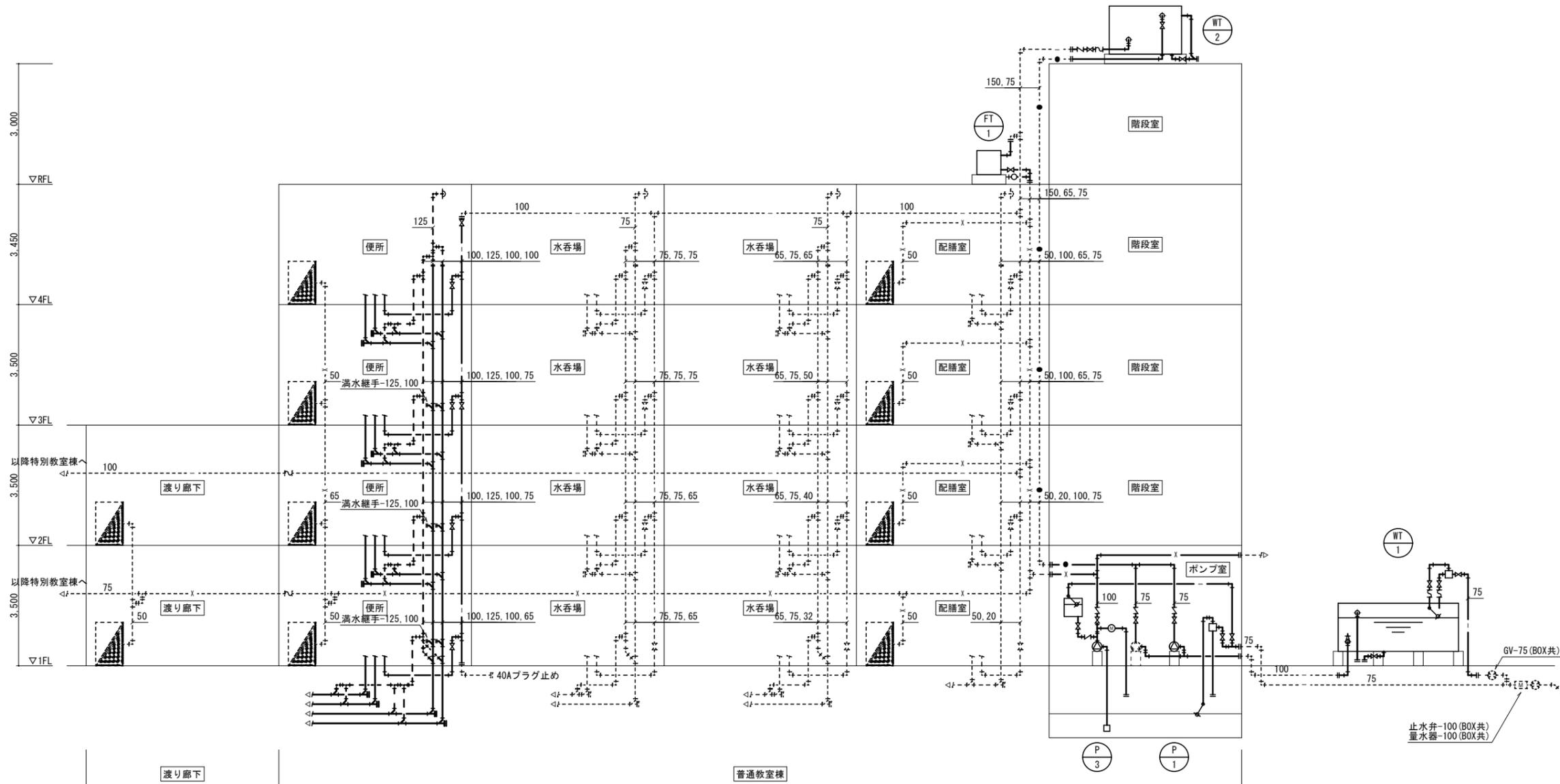
—— : 新設配管
 - - - - : 既存配管

配置図



	給水管
	揚水管
	消火栓管
	汚水・雑排水管
	通気管

: 撤去配管
 : 既存配管



	給水管
	揚水管
	消火栓管
	汚水・雑排水管
	通気管

※管理特別教室棟(職員用)トイレに接続する給水立管について先行して作業すること

—— : 新設配管
 - - - : 既存配管

衛生機器表（撤去）

機器番号	名称	仕様	台数	電源				設置場所	備考
				φ	V	kW	起動		
WT-1	受水槽	FRP製パネルタンク 容量： 40 m3 サイズ： 6000 W × 4000 L × 2000 H 基礎： 300 W × 4350 L × 500 H × 3 本	1					屋外	
WT-2	高置水槽	FRP製パネルタンク 容量： 9.8 m3 サイズ： 3000 W × 2000 L × 2000 H 基礎： 300 W × 3300 L × 300 H × 4 本	1					屋上	
P-1	揚水ポンプ	渦巻ポンプ 80 φ × 355 L/min × 42.3 m 付属品： 制御盤、スプリング防振架台、 他標準付属品一式	1	3	200	5.5kW	L-S	ポンプ室	80MSN355.5B (荏原製作所)
既存継続使用	揚水ポンプ	渦巻ポンプ 80 φ × 0.60 m3/min × 34 m 付属品： 制御盤、スプリング防振架台、 他標準付属品一式	(1)	3	200	5.5kW	L-S	ポンプ室	M80-111-1 (極東機械製作所)
P-3	消火栓用ポンプ	渦巻ポンプ 100 φ × 0.75 m3/min × 63 m 付属品： 制御盤、スプリング防振架台、 他標準付属品一式	1	3	200	15.0kW	L-S	ポンプ室	MF100-111-2 (極東機械製作所)
FT-1	消火用補助水槽	FRP製パネルタンク 容量： 0.3 m3 サイズ： 500 W × 1000 L × 1000 H	1					屋上	

衛生機器表（新設・仮設）

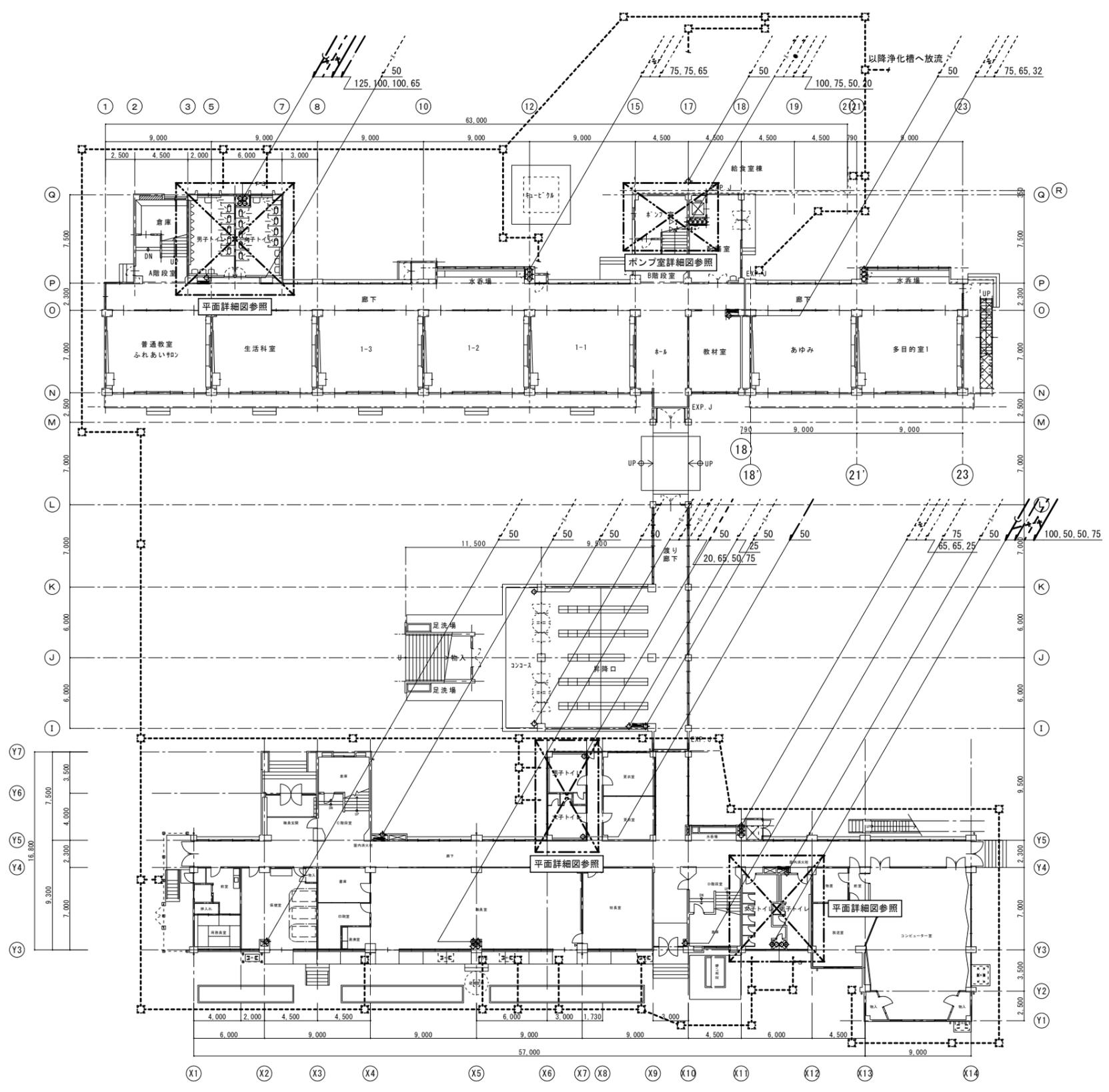
機器番号	名称	仕様	台数	電源				設置場所	備考
				φ	V	kW	起動		
WT-1	受水槽	鋼板製一体型水槽 材質： SS400 容量： 25 m3 サイズ： 6000 W × 3000 L × 2000 H 防食仕様 材質： 厚生労働省告示基準 適合エポキシ樹脂 内面施工： 加熱硬化型エポキシライニング 外面施工： 加熱硬化型エポキシライニング 施工法： 無溶剤型ホットエアースプレー 設計震度： KH=1.5 KV=0.75 基礎： 300 W × 4350 L × 500 H × 3 本 架台施工： SS400の上溶融亜鉛メッキ仕上 (HDZT49) 付属品： 緊急遮断弁 100A JIS10K (n°754弁) 1ヶ 緊急遮断弁制御盤 1ヶ	1					屋外	※基礎は既存再使用
WT-2	高置水槽	鋼板製一体型水槽 材質： SS400 容量： 8.0 m3 サイズ： 3000 W × 2000 L × 2000 H 防食仕様 材質： 厚生労働省告示基準 適合エポキシ樹脂 内面施工： 加熱硬化型エポキシライニング 外面施工： 加熱硬化型エポキシライニング 施工法： 無溶剤型ホットエアースプレー 設計震度： KH=2.0 KV=1.0 基礎： 300 W × 3300 L × 300 H × 4 本 架台施工： SS400の上溶融亜鉛メッキ仕上 (HDZT49)	1					屋上	※基礎は既存再使用
P-1	揚水ポンプ	渦巻ポンプ 50 φ × 180 L/min × 24 m 付属品： 制御盤、スプリング防振架台、 他標準付属品一式	1	3	200	2.2kW	L-S	ポンプ室	50MSN352.2B (荏原製作所) (参考品番)
既存継続使用	揚水ポンプ	渦巻ポンプ 80 φ × 0.60 m3/min × 34 m 付属品： 制御盤、スプリング防振架台、 他標準付属品一式	(1)	3	200	5.5kW	L-S	ポンプ室	M80-111-1 (極東機械製作所) (参考品番)
P-3	消火栓用ポンプ	渦巻ポンプ 80×65 φ × 750 L/min × 63 m 付属品： 制御盤、スプリング防振架台、 他標準付属品一式	1	3	200	15.0kW	L-S	ポンプ室	80X65FMDFU2515 (荏原製作所)
FT-1	消火用補助水槽	鋼板製消火栓補給水槽 材質： SS400 容量： 500 L サイズ： 800 W × 1000 L × 1000 H 防食仕様 材質： 厚生労働省告示基準 適合エポキシ樹脂 内面施工： 加熱硬化型エポキシライニング 外面施工： 加熱硬化型エポキシライニング 施工法： 無溶剤型ホットエアースプレー 設計震度： KH=2.0 KV=1.0 架台施工： SS400の上溶融亜鉛メッキ仕上 (HDZT49)	1					屋上	※基礎は既存再使用

衛生器具（新設）

器具名称	参考型番 TOTO <small>(衛生器具表面仕上げ：ホワイト仕様)</small>	付属品	普通教室棟								小計	管理特別教室棟(児童用)								小計	管理特別教室棟(職員用)				小計	合計	備考
			1F		2F		3F		4F			1F		2F		3F		1F									
			男子	女子	男子	女子	男子	女子	男子	女子		男子	女子	車椅子	男子	女子	男子	女子	男子		女子						
大便器(フラッシュタンク)	CFS498BMC		1	3	1	3	1	3	1	3	16		3		2	3	2	3	13	1	2			3	32		
普通便座	TC301V6		1	3	1	3	1	3	1	3	16		3		2	3	2	3	13		1			1	30		
洗浄便座	TCF5523AUYS																			1	1			2	2		
棚付二連紙巻器	YH701		1	3	1	3	1	3	1	3	16		3		2	3	2	3	13	1	2			3	32		
小便器	UFS900WR		4		4		4		4	16	3			3		3		9	2				2	27	自己発電タイプ		
掃除流し	SK22		1	1	1	1	1	1	1	1	8	1	1		1	1	1	1	6	1	1			2	16		
横水栓	T23AEQ20C		1	1	1	1	1	1	1	1	8	1	1		1	1	1	1	6	1	1			2	16		
洗面器	L210C		2	3	2	3	2	3	2	3	20	2	2		2	2	2	2	12	2	2			4	36		
自動水栓	TLE28SS1W		2	3	2	3	2	3	2	3	20	2	2		2	2	2	2	12	2	2			4	36	自己発電タイプ	
耐食鏡	YM3545F	角形 350×450	2	3	2	3	2	3	2	3	20	2	2		2	2	2	2	12	2	2			4	36		
洗面器用手すり	T112CP23		2	2	2	2	2	2	2	2	16	2	2		2	2	2	2	12	2	2			4	32		
小便器用手すり	T112CU2		1		1		1		1		4	1			1		1		3	1				1	8		
〈車椅子トイレ〉 大便器(高座面タイプ)	C480AN, TEFV70UHA(フロッグパッド 1P)	TES47MR(タッチスイッチ)	1	1	1	1	1	1	1	1	8			1					1						9		
洗浄便座(瞬間式)	TCF5841P		1	1	1	1	1	1	1	1	8			1					1						9	φ 100V 1260W	
棚付二連紙巻器	YH701		1	1	1	1	1	1	1	1	8			1					1						9		
車椅子対応洗面器	L103A		1	1	1	1	1	1	1	1	8			1					1						9		
自動水栓	TLE28SS1W		1	1	1	1	1	1	1	1	8			1					1						9	自己発電タイプ	
耐食鏡	YM3580F	角形 350×800	1	1	1	1	1	1	1	1	8			1					1						9		
手すり(L型)	T112CL10		2	2	2	2	1	1	1	1	12		1	1	1	1	1	1	6	1	1			2	20		
手すり(跳ね上げ)	T112HK7R		1	1	1	1	1	1	1	1	8			1					1						9		
洗面器用手すり	T112CP23		2	2	2	2	2	2	2	2	16			2					2						18		

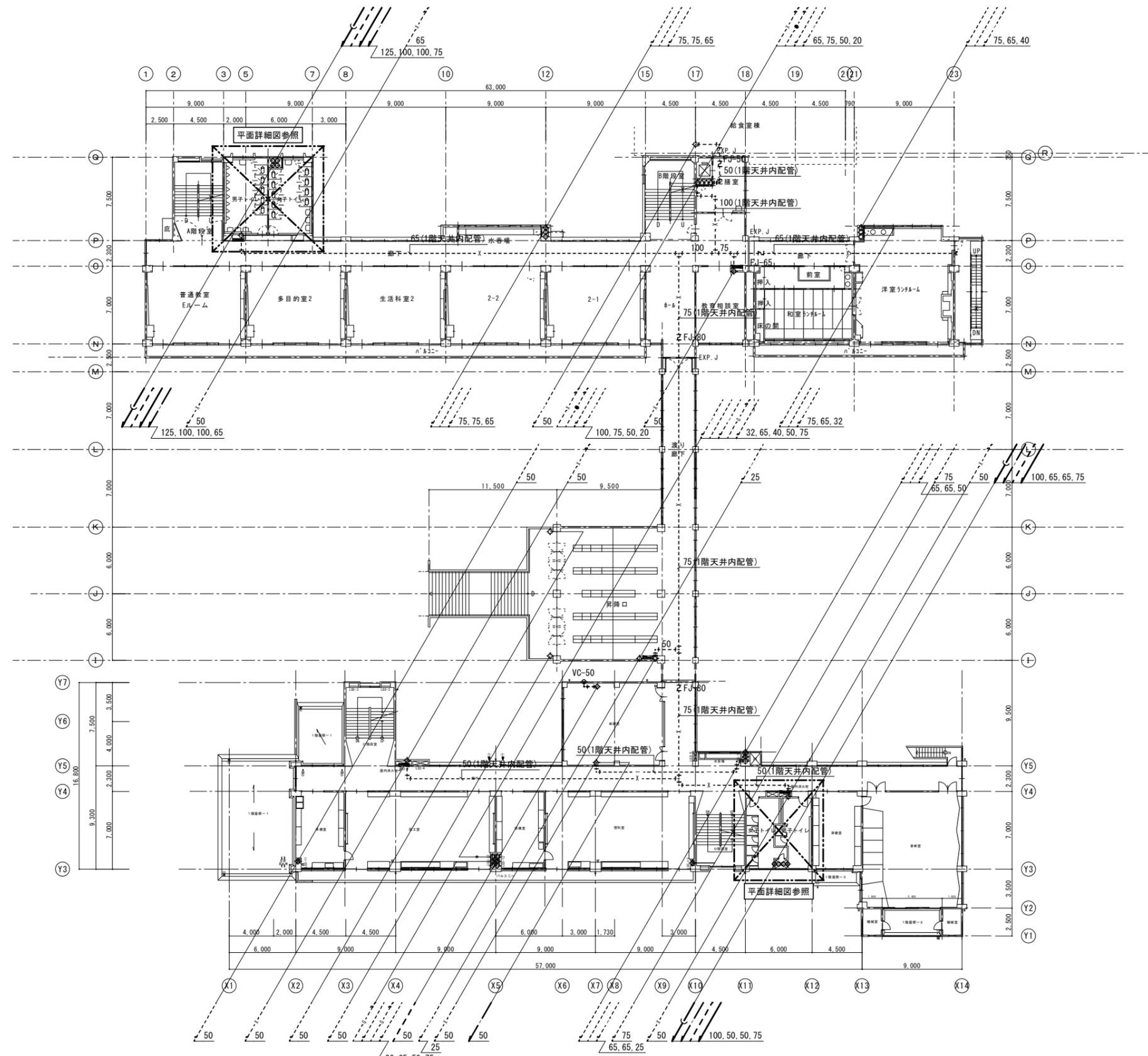
衛生器具（撤去）

器具名称	普通教室棟								小計	管理特別教室棟(児童用)								小計	管理特別教室棟(職員用)				小計	合計
	1F		2F		3F		4F			1F		2F		3F		1F								
	男子	女子	男子	女子	男子	女子	男子	女子		男子	女子	男子	女子	男子	女子	男子	女子							
和風大便器	3	6	3	6	3	6	3	6	36	2	5	2	5	2	5	21	1	1			2	59		
洋風大便器	2	3	2	3	2	3	2	3	20									1			1	21		
紙巻器	5	9	5	9	5	9	5	9	56	2	5	2	5	2	5	21	1	2			3	80		
小便器	8		8		8		8		32	5		5		5		15	2				2	49		
掃除流し	1	1	1	1	1	1	1	1	8	1	1	1	1	1	1	6	1	1			2	16		
洗面器	3	3	3	3	3	3	3	3	24	3	3	3	3	3	3	18	2	2			4	46		
耐食鏡	3	3	3	3	3	3	3	3	24	3	3	3	3	3	3	18	2	2			4	46		



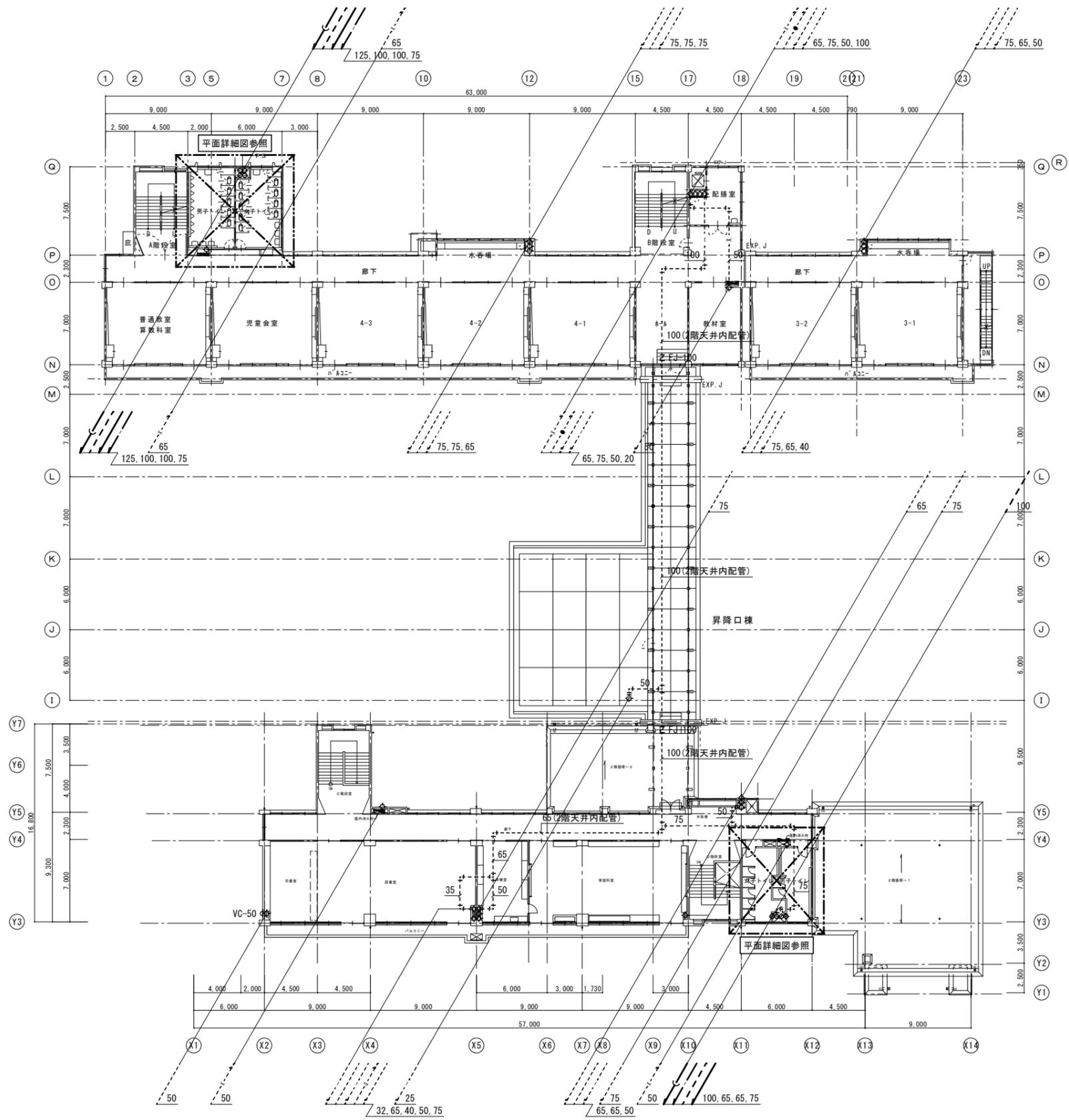
———— : 撤去配管
 - - - - - : 既存配管
 <注記>
 ・特記無き配管は1階床下配管とする。

1階平面図 (改修前) S=1/200



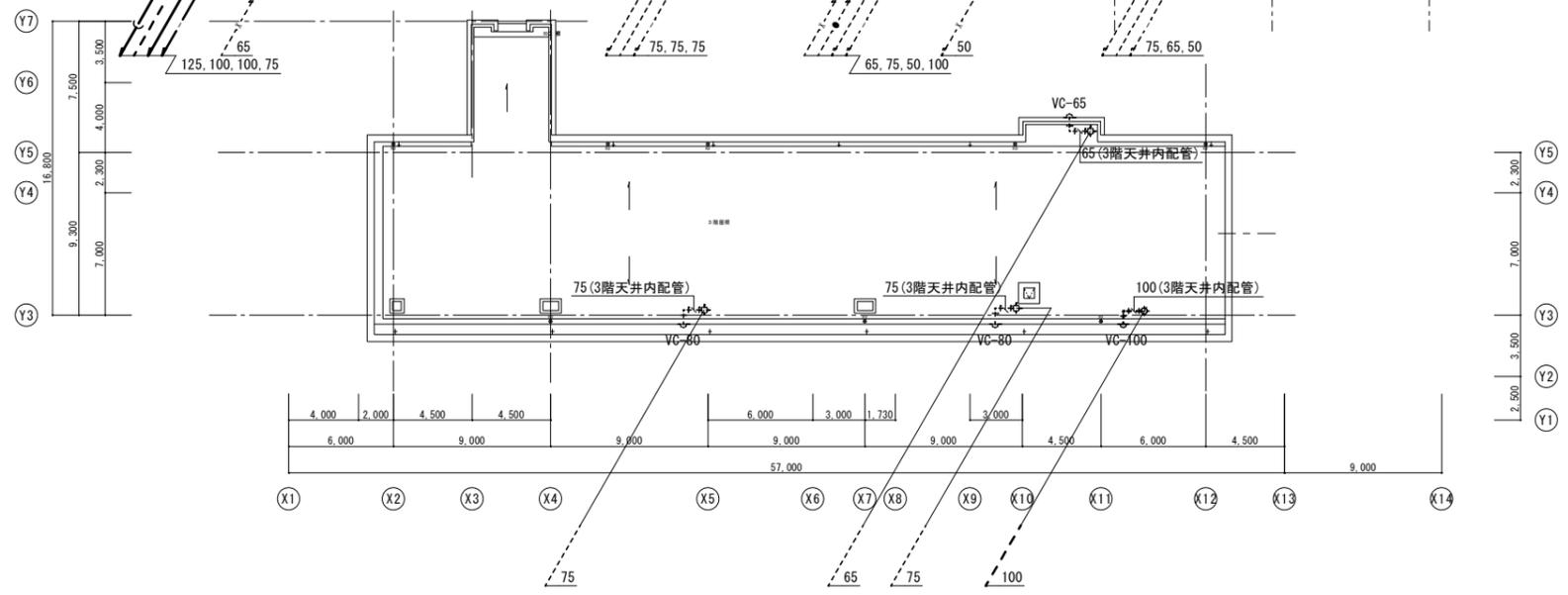
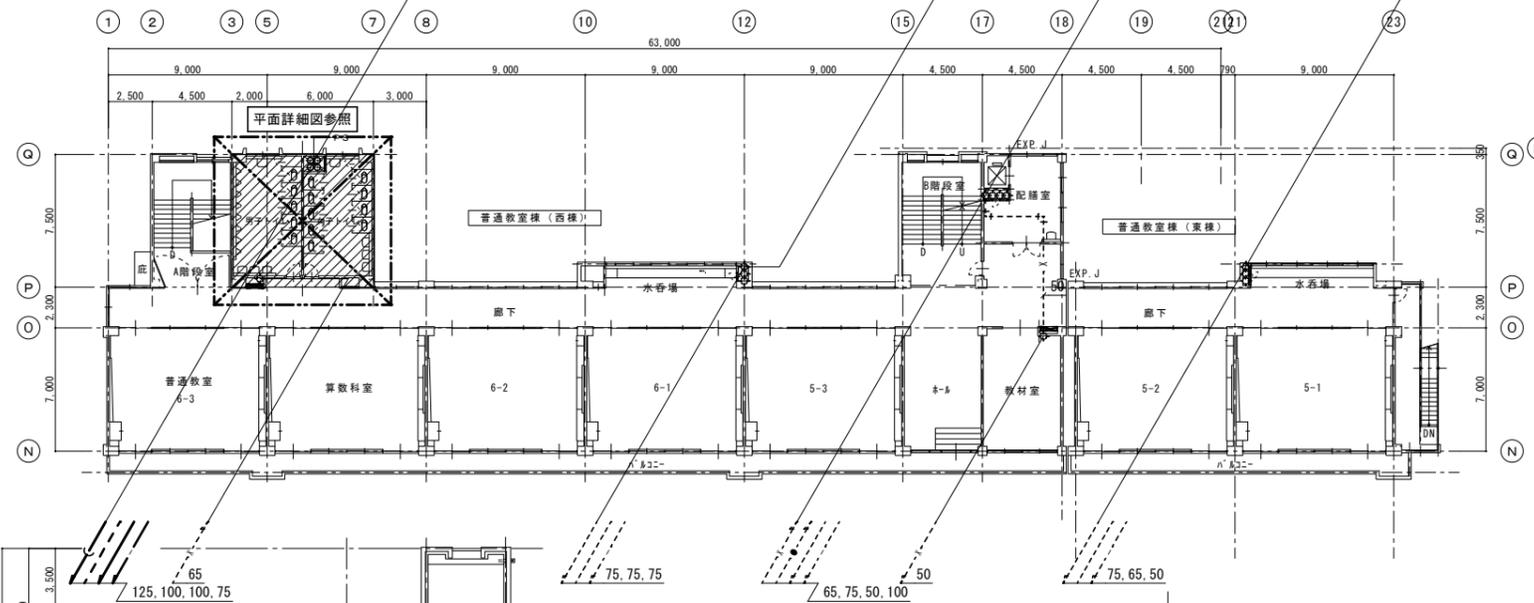
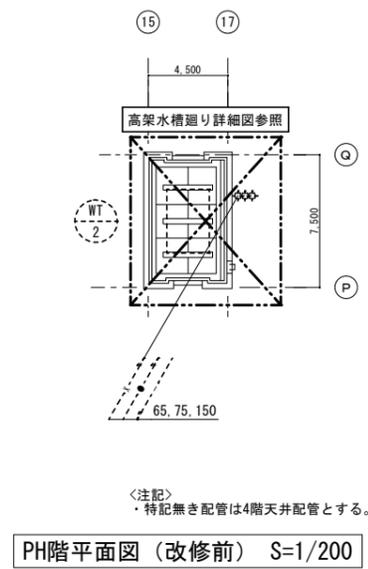
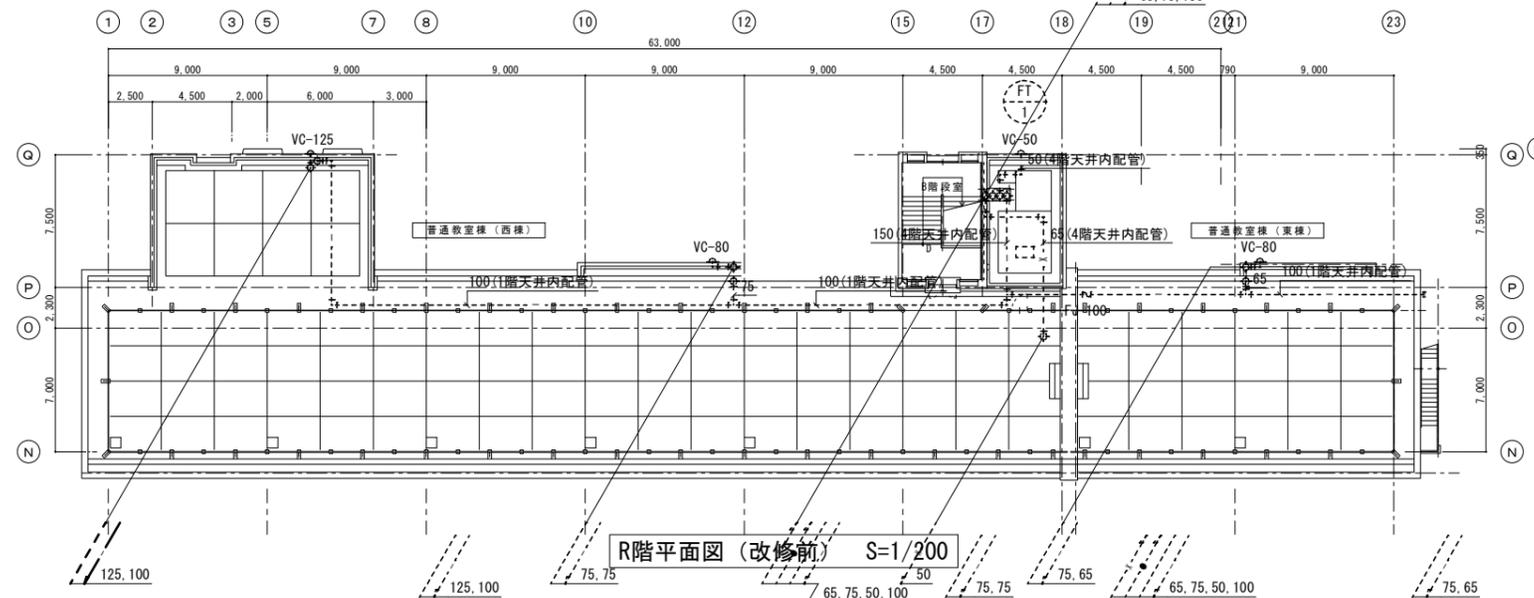
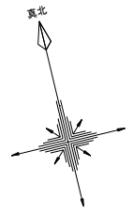
———— : 撤去配管
 - - - - - : 既存配管
 <注記>
 ・特記無き配管は1階天井内配管とする。

2階平面図 (改修前) S=1/200



———— : 新設配管
 - - - - - : 既存配管
 <注記>
 ・特記無き配管は2階天井内配管とする。

3階平面図 (改修前) S=1/200



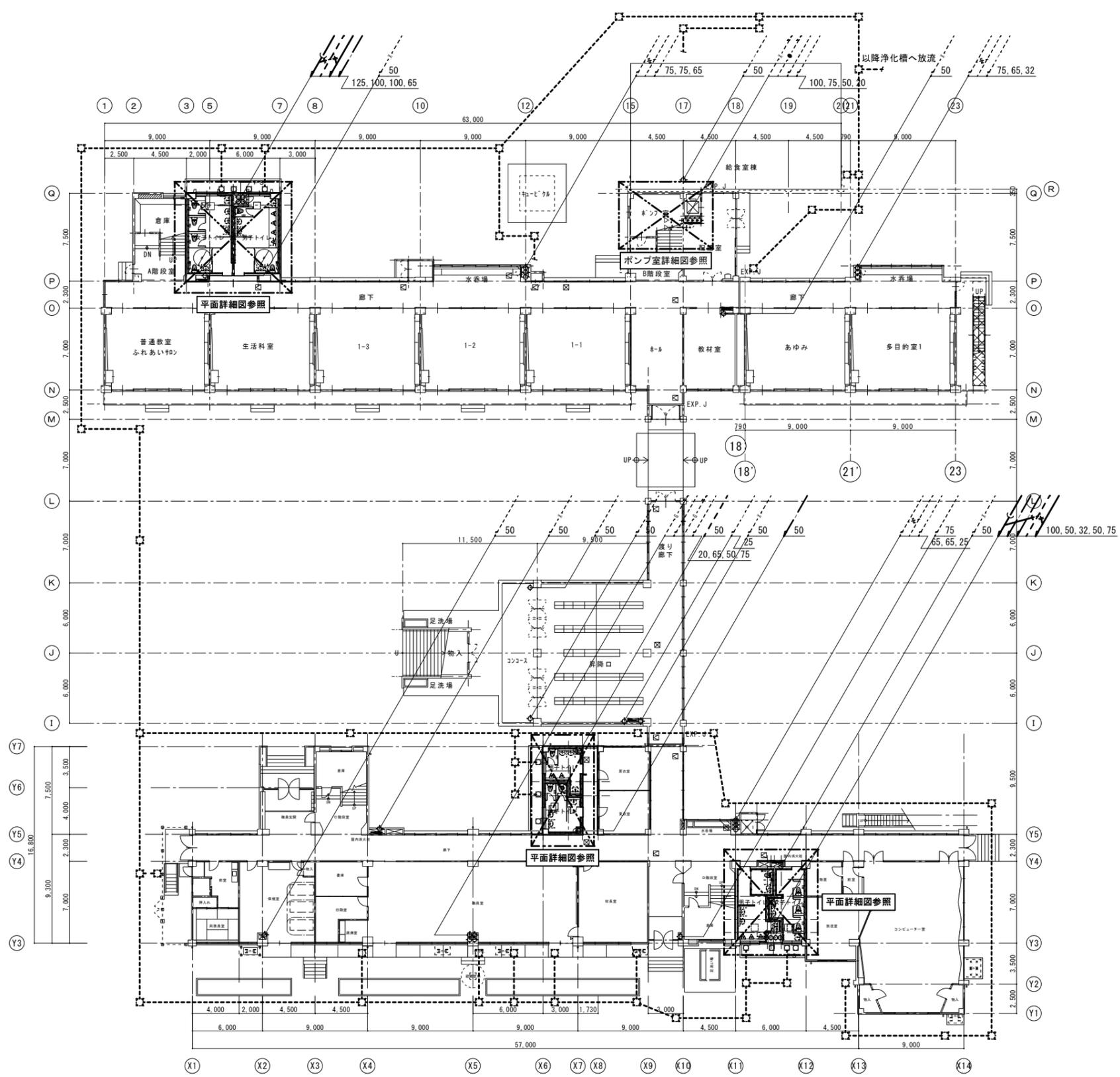
4階平面図 (改修前) S=1/200

— : 撤去配管
 - - - : 既存配管

<注記>
 ・特記無き配管は3階天井配管とする。

▨ : トイレ改修工事範囲

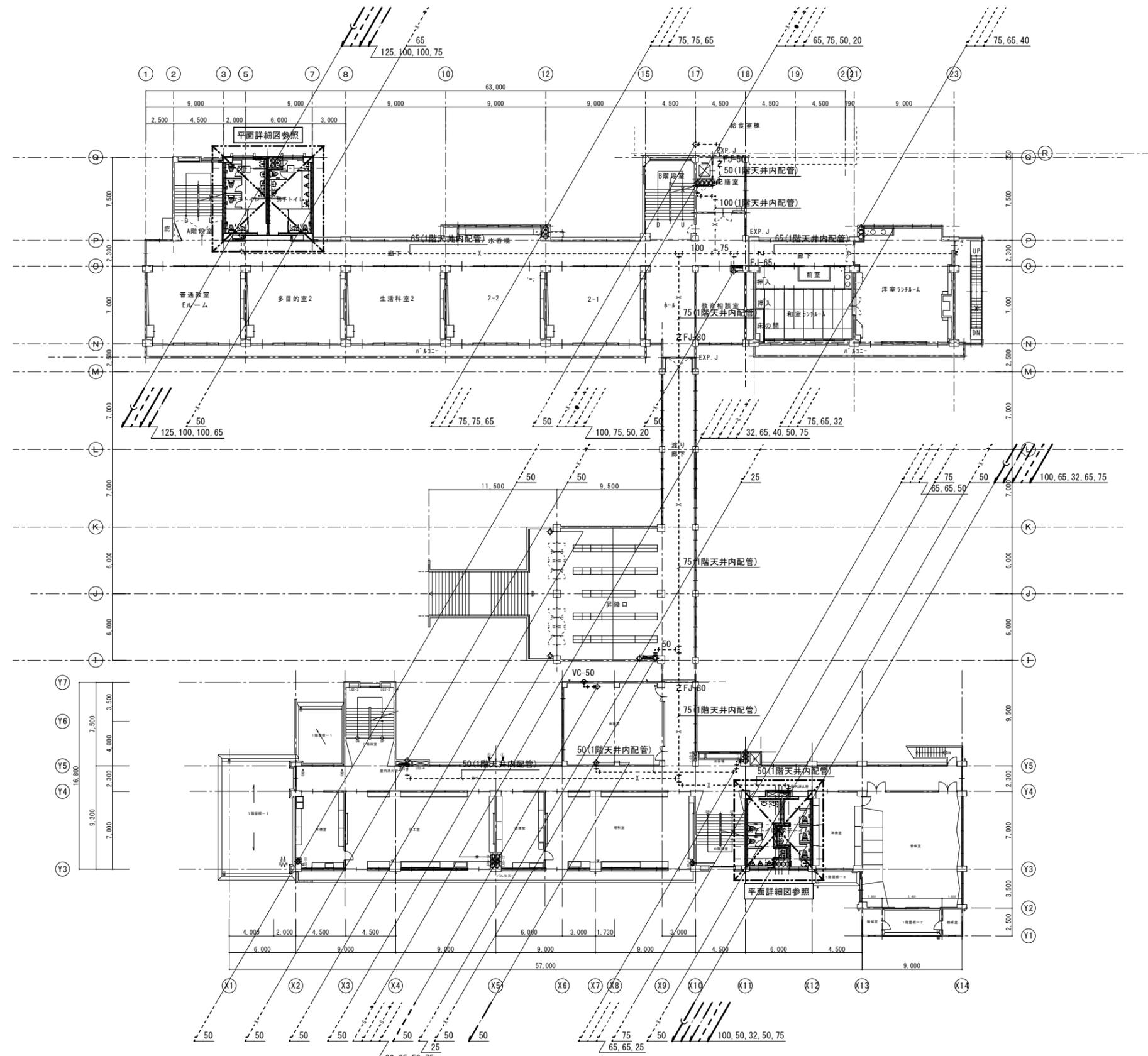
▨ : 天井改修工事範囲



——— : 新設配管
 - - - - - : 既存配管

<注記>
 ・特記無き配管は1階床下配管とする。

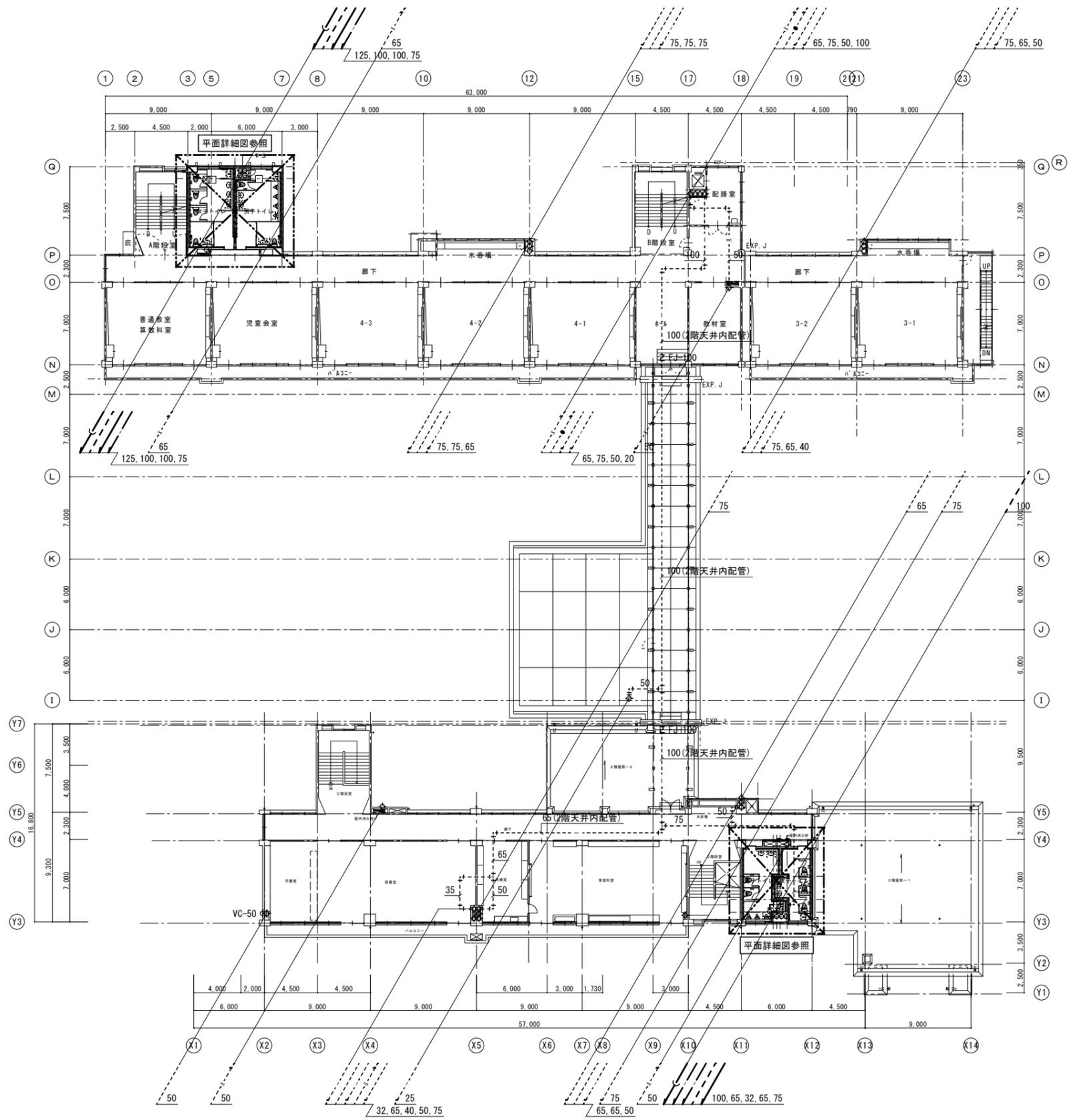
1階平面図 (改修後) S=1/200



———— : 新設配管
 - - - - - : 既存配管

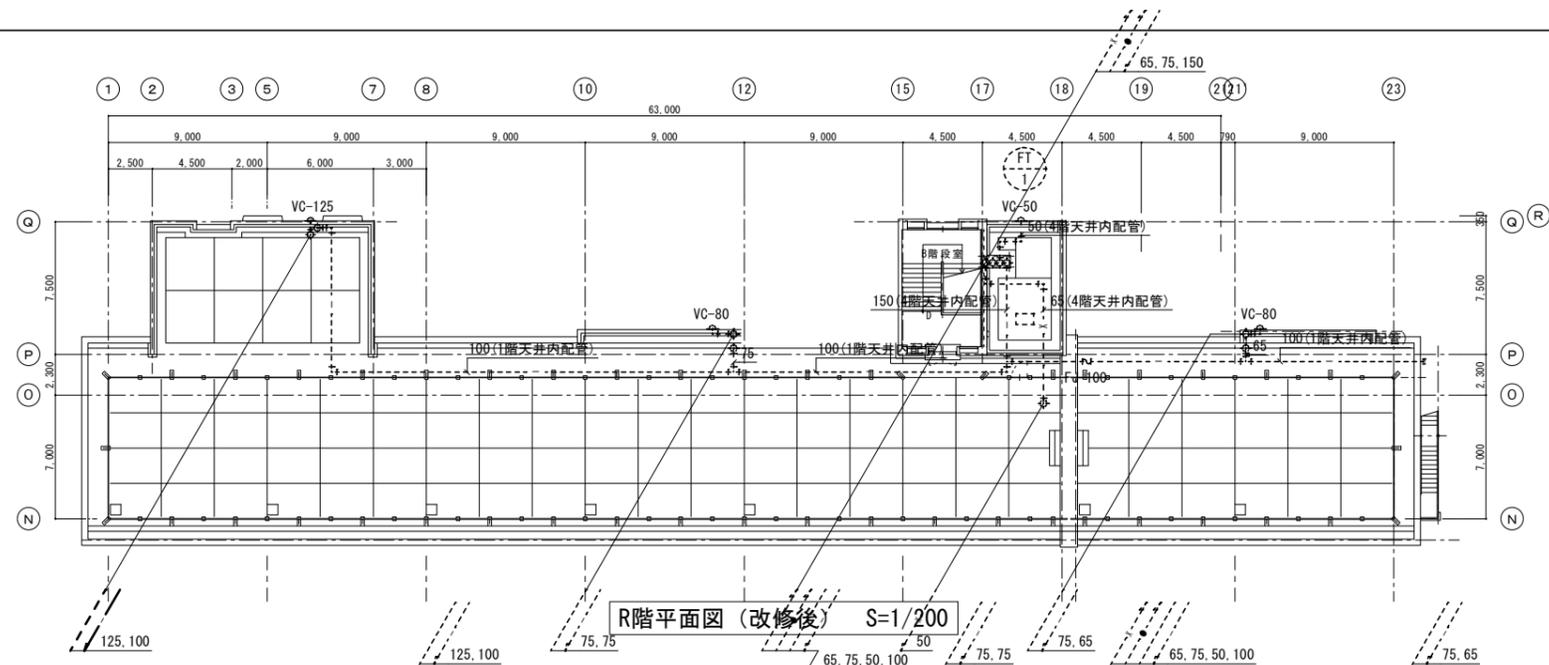
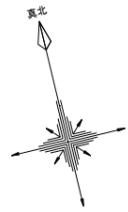
<注記>
 ・特記無き配管は1階天井内配管とする。

2階平面図 (改修後) S=1/200

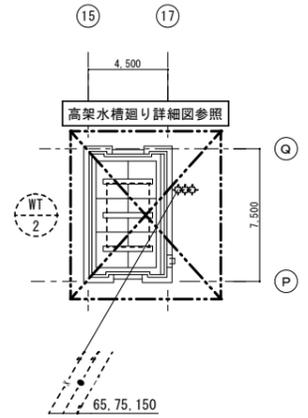


3階平面図 (改修後) S=1/200

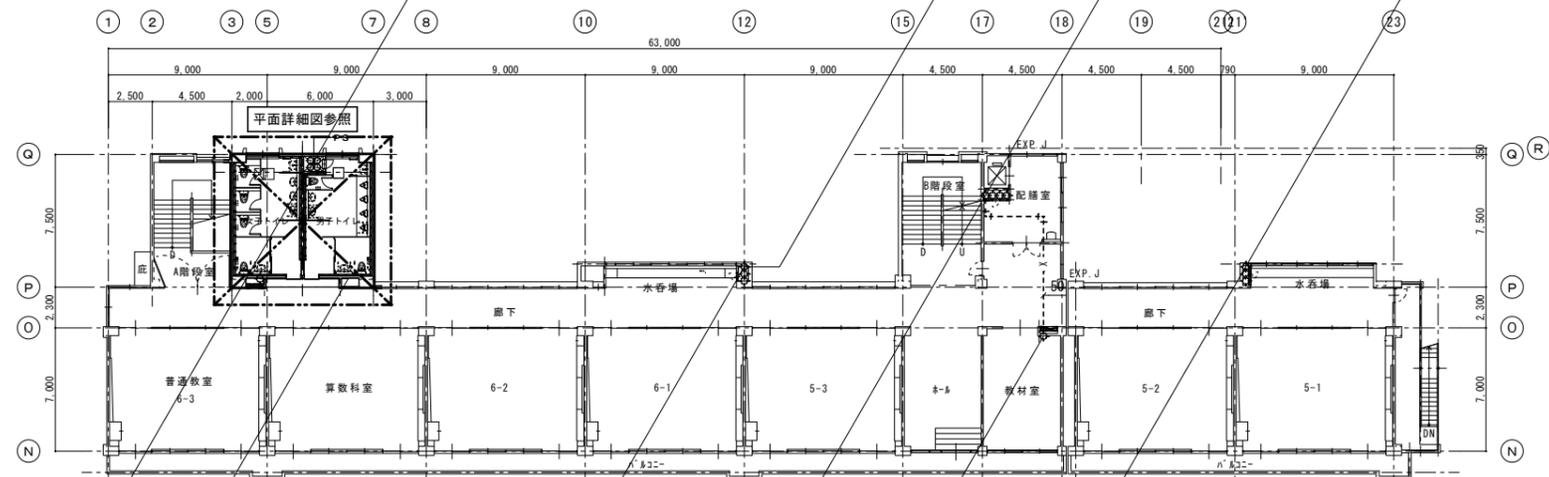
———— : 新設配管
 - - - - - : 既存配管
 <注記>
 ・特記無き配管は2階天井内配管とする。



R階平面図 (改修後) S=1/200



PH階平面図 (改修後) S=1/200

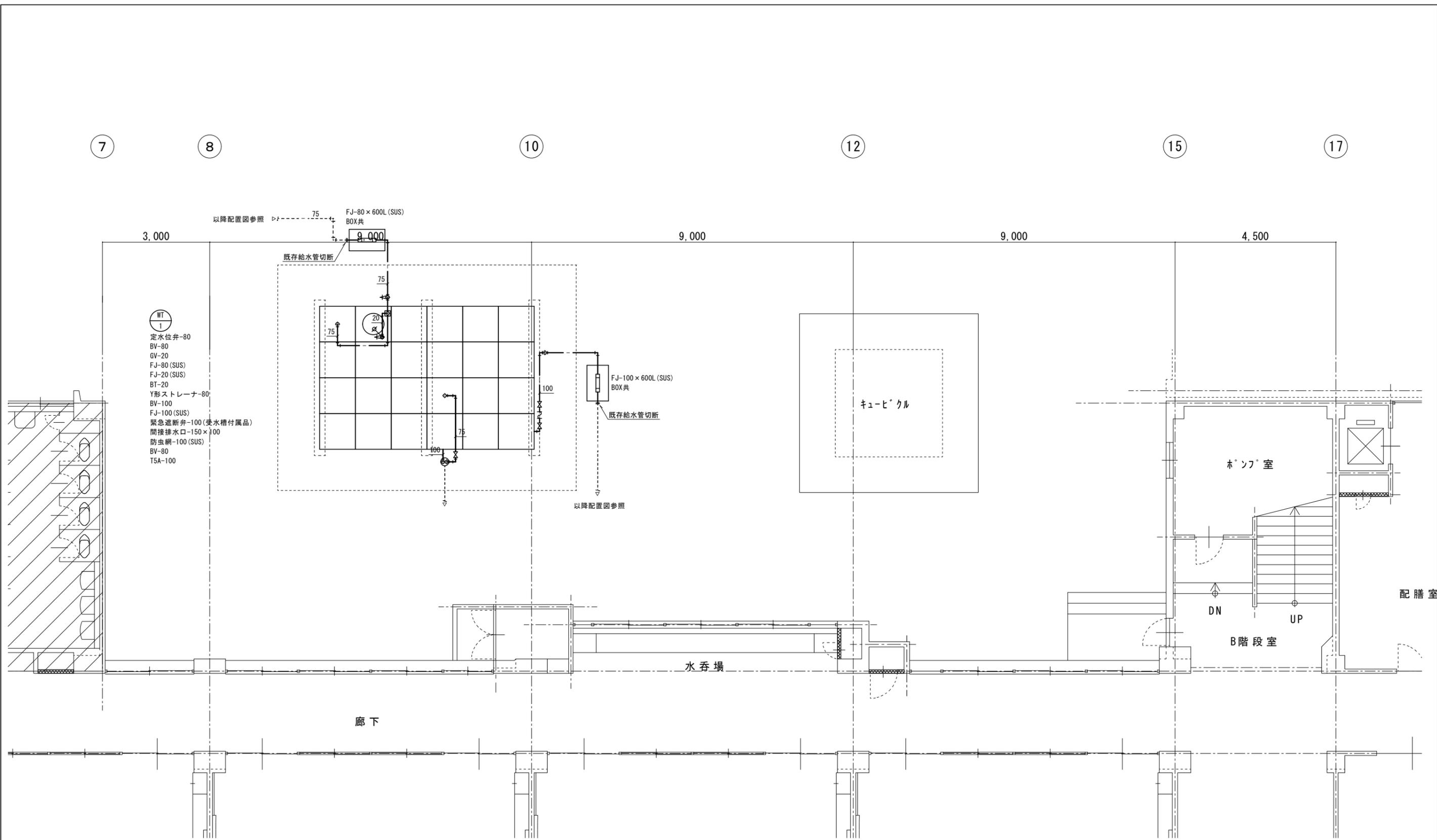


4階平面図 (改修後) S=1/200

<注記>
・特記無き配管は4階天井配管とする。

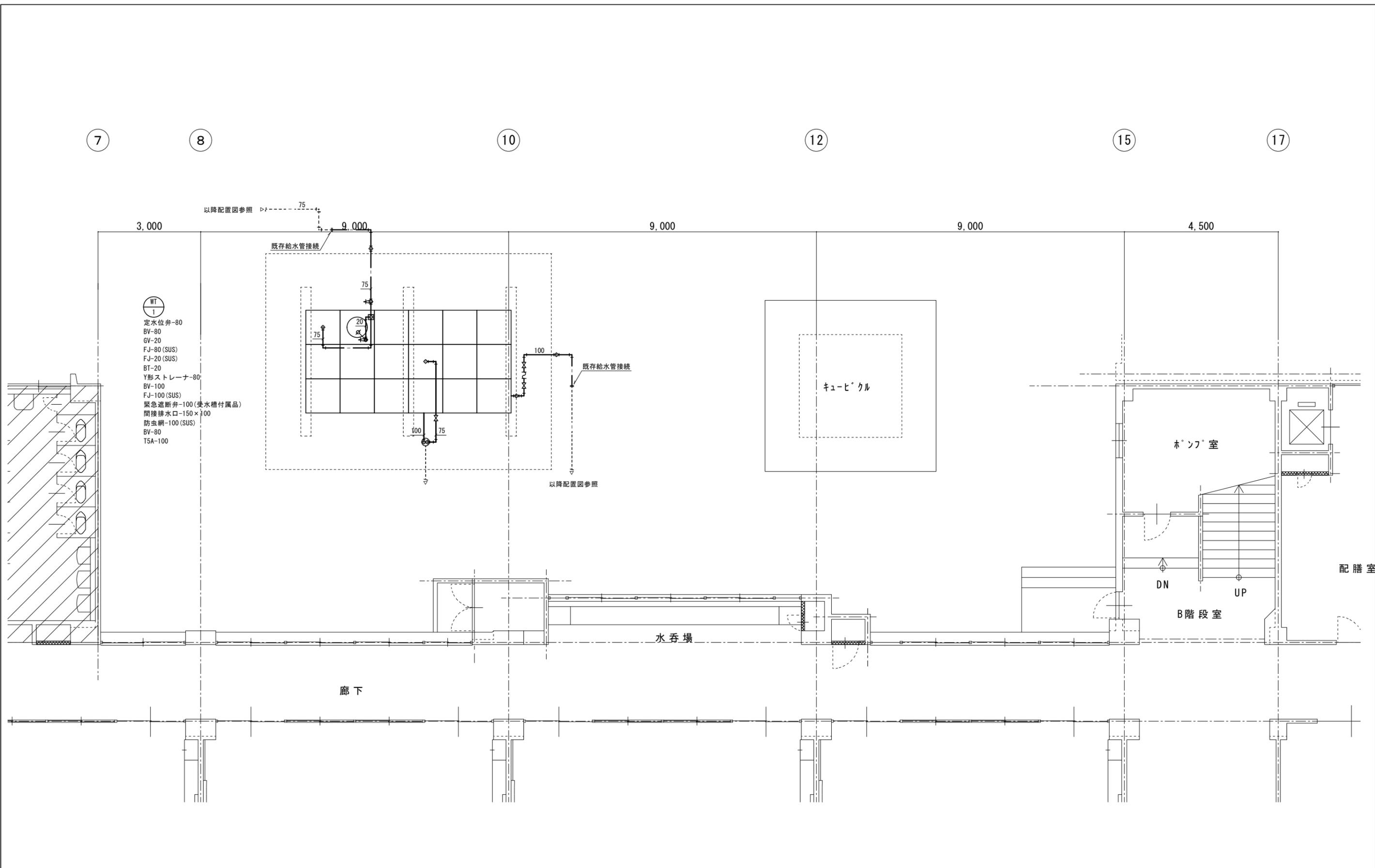
<注記>
・特記無き配管は3階天井配管とする。

— : 新設配管
- - - : 既存配管



1階平面詳細図 (改修前) S=1/50

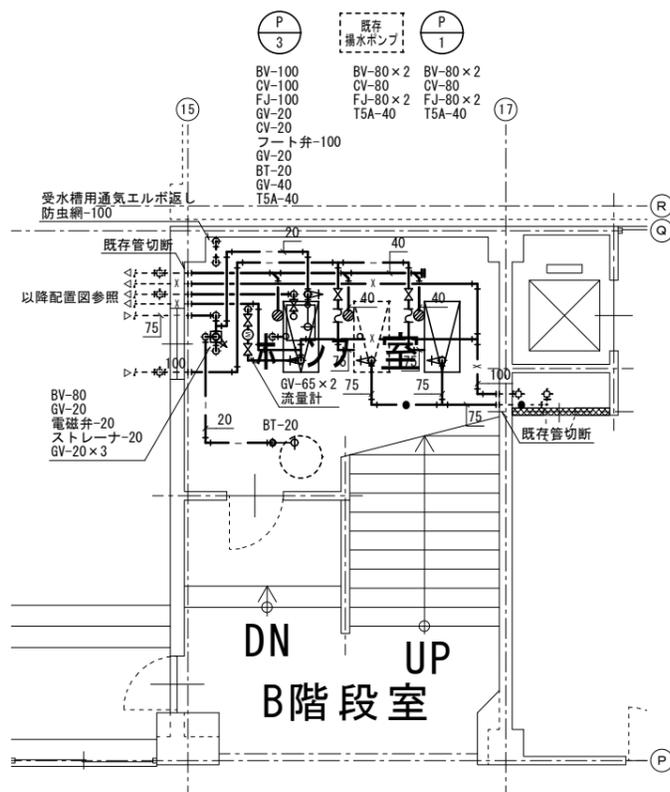
<凡例>
 - - - : 既存配管
 ——— : 撤去配管



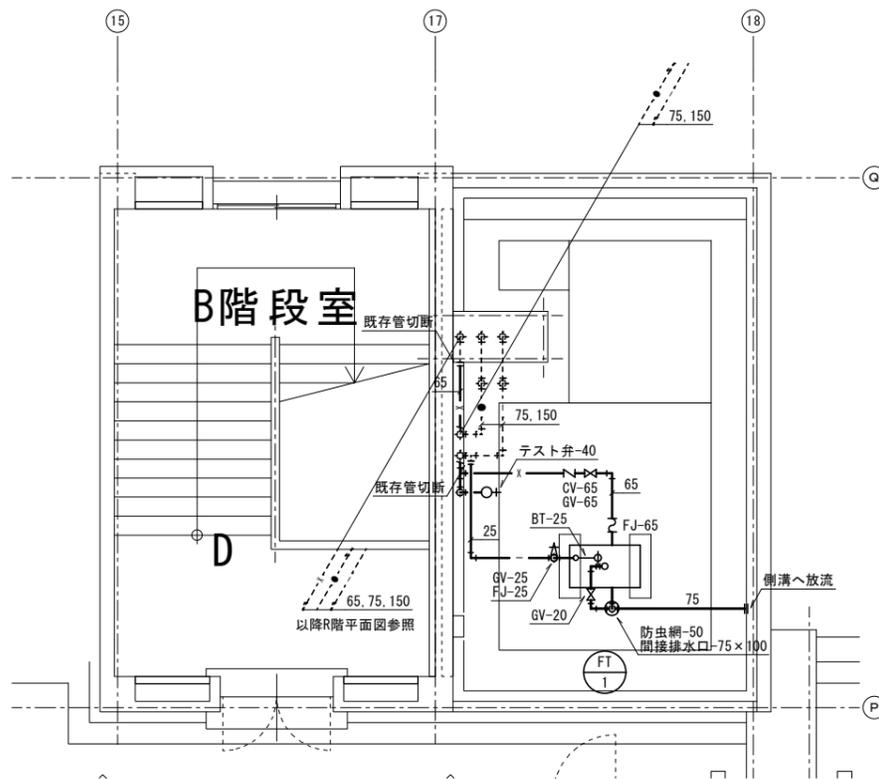
- WT
1
- 定水位弁-80
 - BV-80
 - GV-20
 - FJ-80 (SUS)
 - FJ-20 (SUS)
 - BT-20
 - Y形ストレーナー-80
 - BV-100
 - FJ-100 (SUS)
 - 緊急遮断弁-100 (受水槽付属品)
 - 間接排水口-150×100
 - 防虫網-100 (SUS)
 - BV-80
 - T5A-100

1階平面詳細図 (改修前) S=1/50

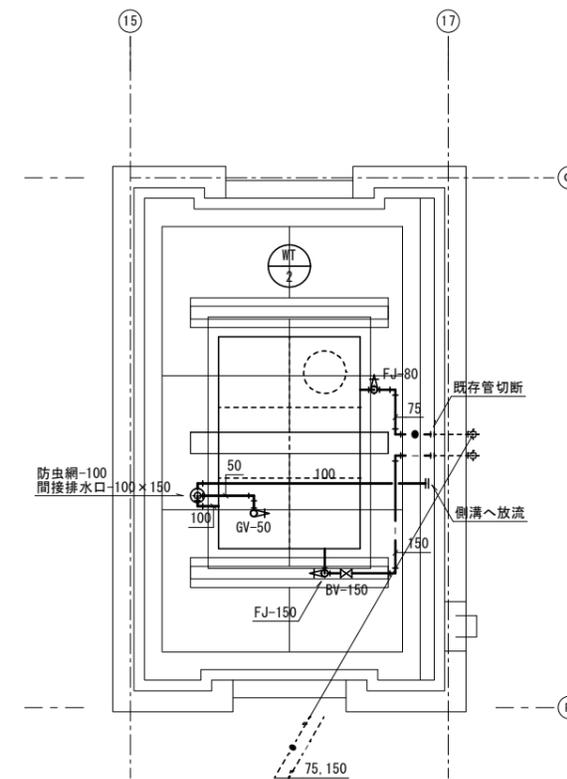
<凡例>
 ———— : 新設配管
 - - - - - : 既存配管



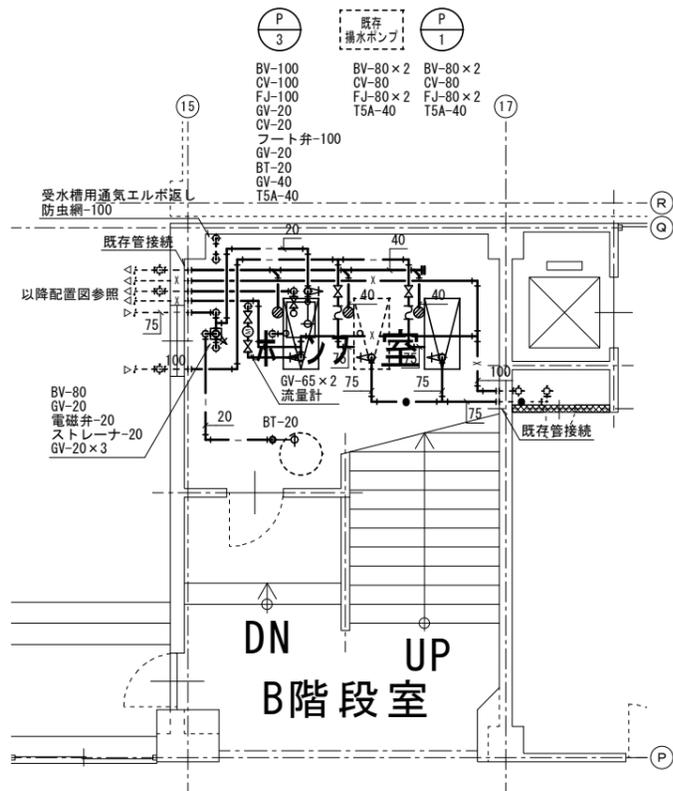
1階 ポンプ室 詳細図



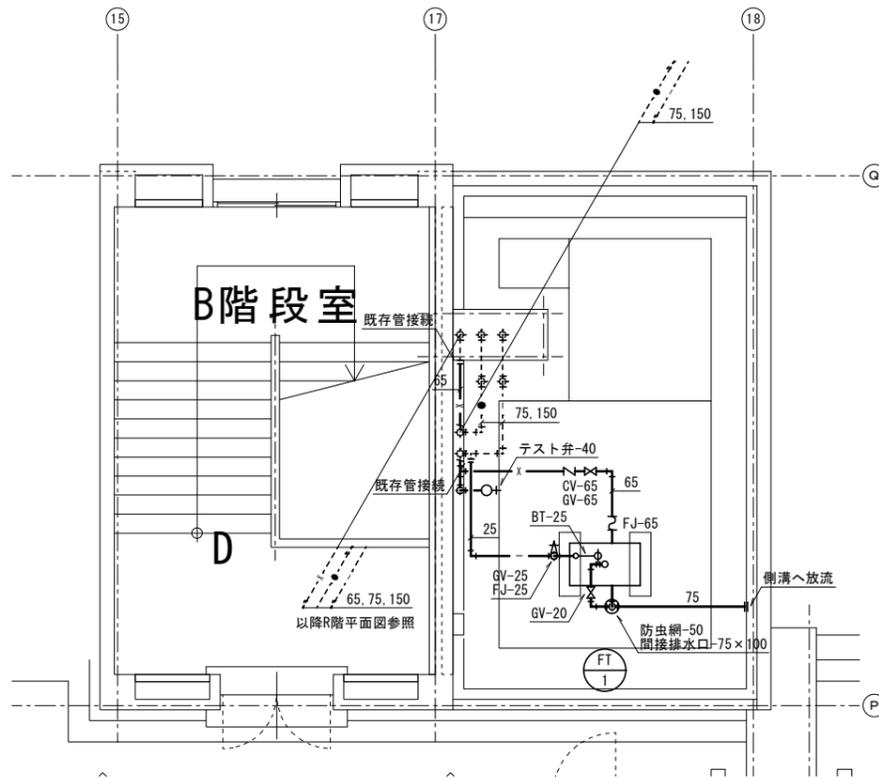
R階 消火水槽廻り 詳細図



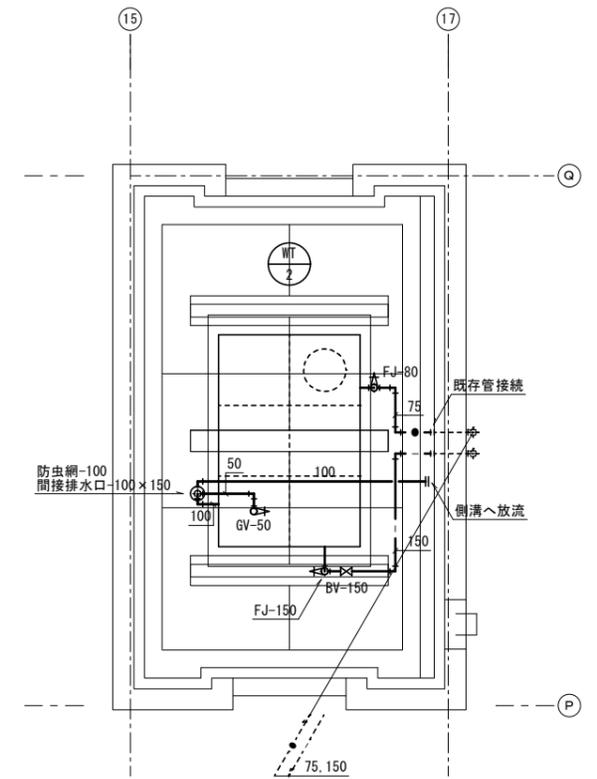
PH階 高架水槽廻り 詳細図



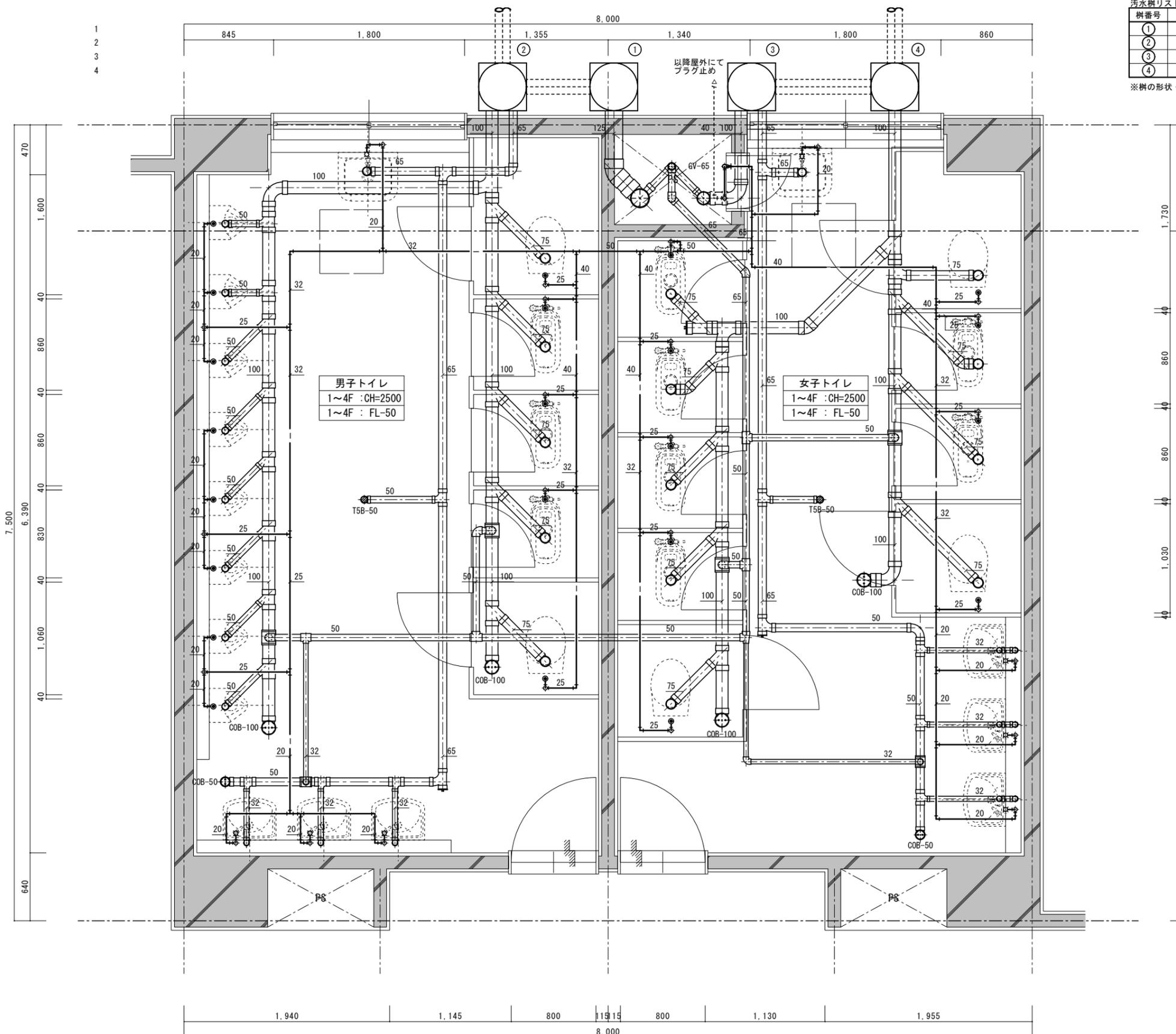
1階 ポンプ室 詳細図



R階 消火水槽廻り 詳細図



PH階 高架水槽廻り 詳細図



汚水樹リスト

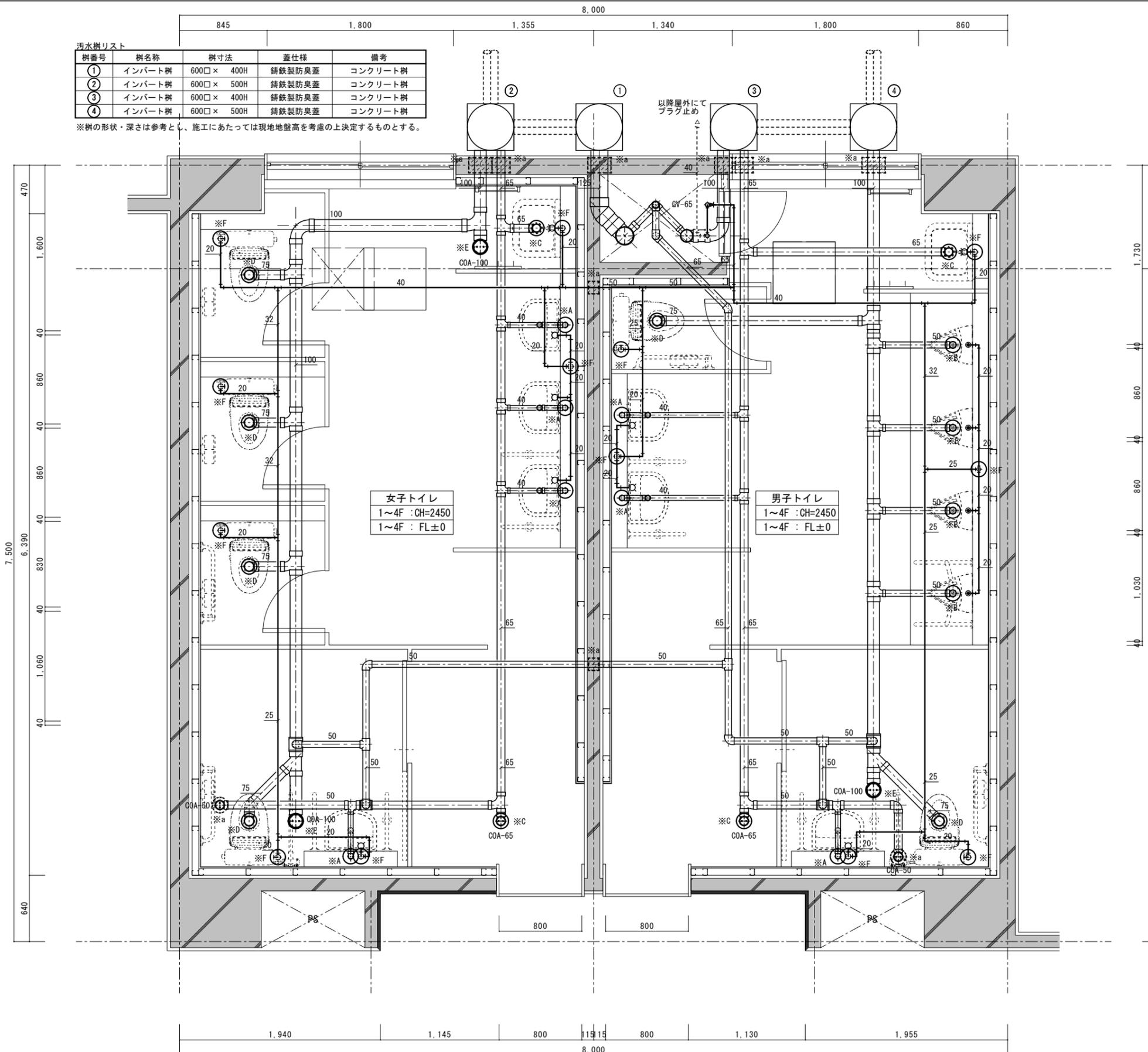
樹番号	樹名称	樹寸法	蓋仕様	備考
①	インバート樹	600□× 400H	鑄鉄製防臭蓋	コンクリート樹
②	インバート樹	600□× 500H	鑄鉄製防臭蓋	コンクリート樹
③	インバート樹	600□× 400H	鑄鉄製防臭蓋	コンクリート樹
④	インバート樹	600□× 500H	鑄鉄製防臭蓋	コンクリート樹

※樹の形状・深さは参考とし、施工にあたっては現地地盤高を考慮の上決定するものとする。

普通教室棟 1階トイレ 平面詳細図 (改修前) S=1/20

樹番号	樹名称	樹寸法	蓋仕様	備考
①	インバート樹	600□× 400H	鑄鉄製防臭蓋	コンクリート樹
②	インバート樹	600□× 500H	鑄鉄製防臭蓋	コンクリート樹
③	インバート樹	600□× 400H	鑄鉄製防臭蓋	コンクリート樹
④	インバート樹	600□× 500H	鑄鉄製防臭蓋	コンクリート樹

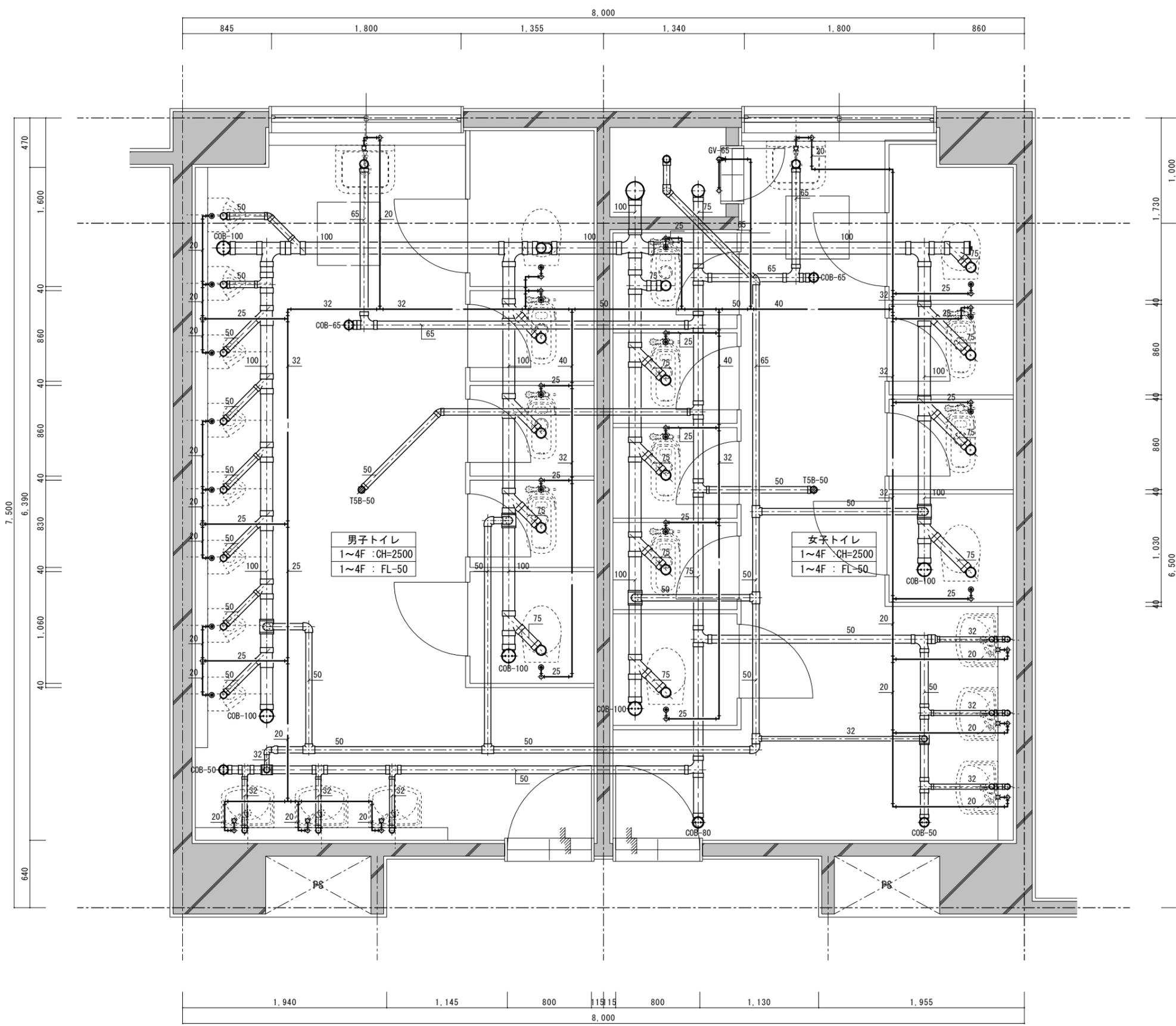
※樹の形状・深さは参考とし、施工にあたっては現地地盤高を考慮の上決定するものとする。



新設配管要領図(参考)

- 〈凡例〉
- ※A: 配管貫通孔65φ
 - ※B: " 75φ
 - ※C: " 100φ
 - ※D: " 125φ
 - ※E: " 150φ
 - ※F: " 50φ
 - ※a: 既存スリーブ利用
 - ※b: 既存配管孔穴埋め処理25φ
 - ※c: " 50φ
 - ※d: " 65φ
- : 新設配管
 - - - : 既存配管
- ※給水管(新設)の仕様について
 給水用耐衝撃性塩化ビニル管(HIVP)とする。
 ※汚水管・排水管(新設)の仕様について
 耐火性硬質ポリ塩化ビニル管(VP)とする。

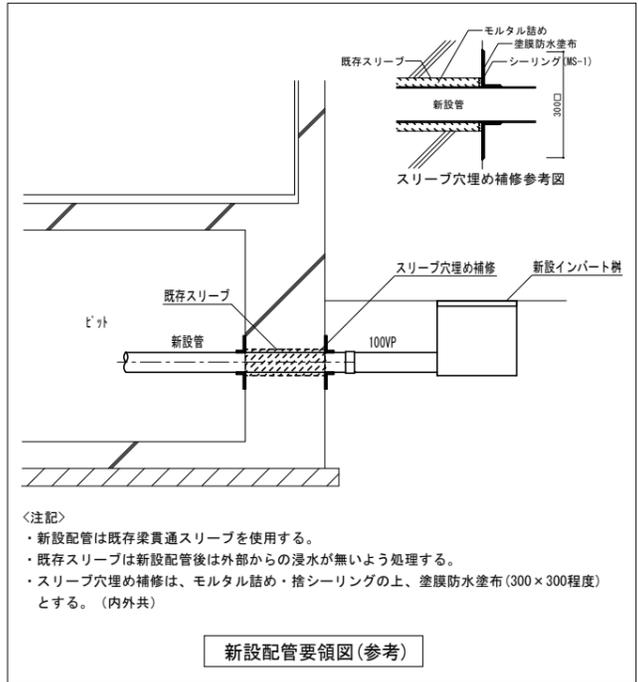
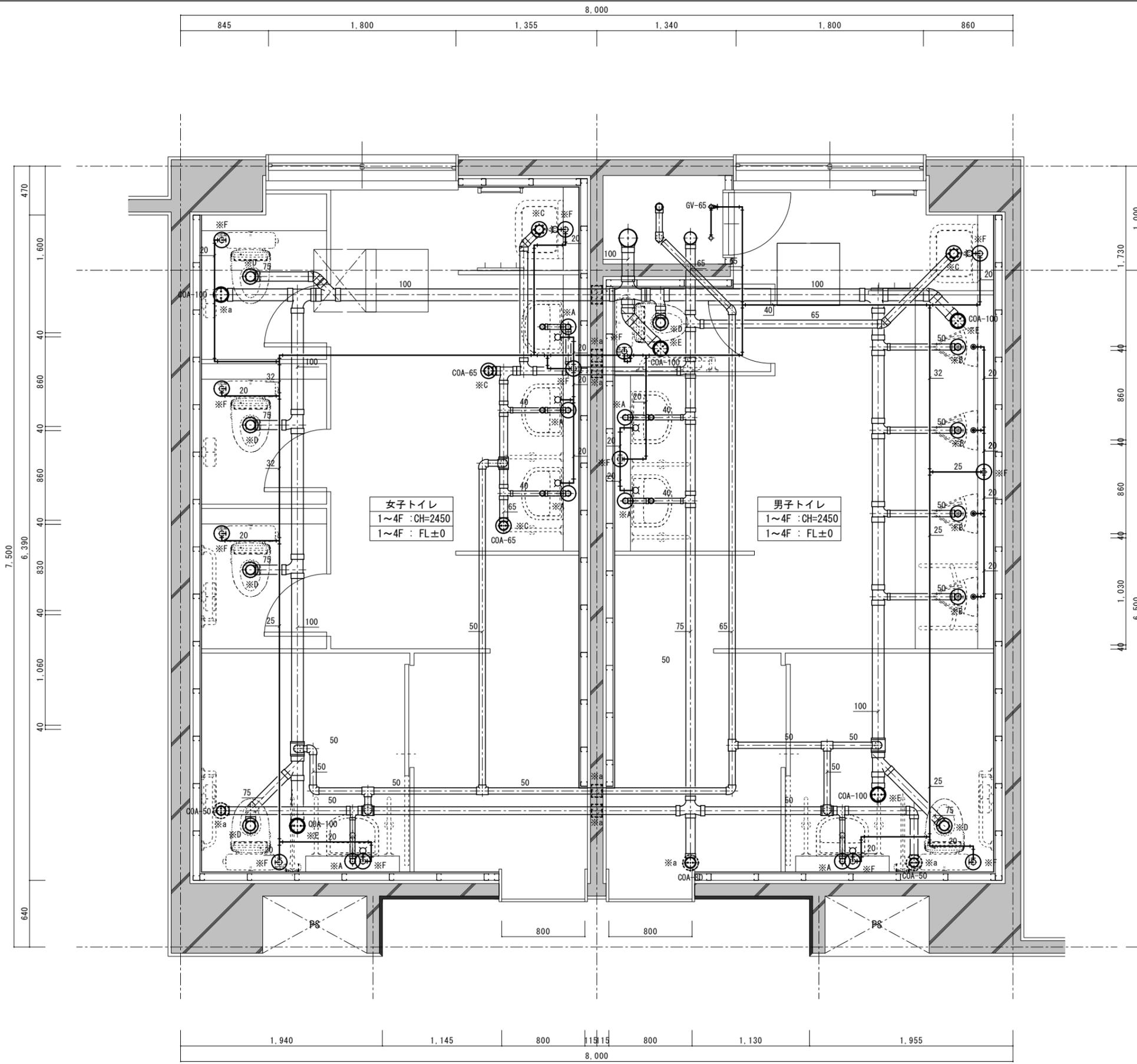
普通教室棟 1階トイレ 平面詳細図(改修後) S=1/20



春日部市
学校教育課
教育施設課

日付
縮尺 A1: 1/20
A3: 1/40

工事名称 緑小学校校舎トイレ改修工事
図面名称 給排水衛生設備 普通教室棟
2~4階トイレ 平面詳細図 (改修前)

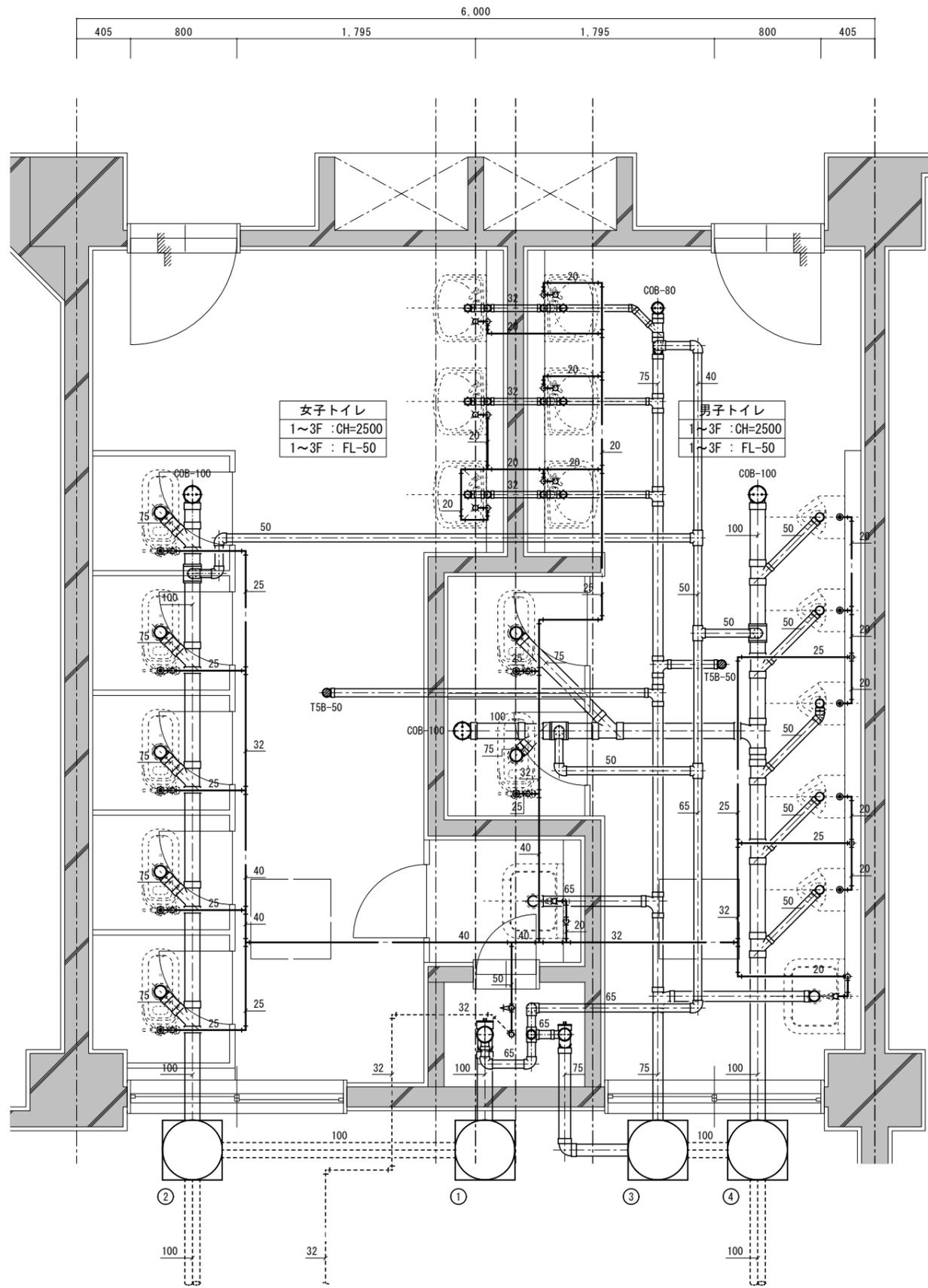


<注記>
 ・新設配管は既存梁貫通スリーブを使用する。
 ・既存スリーブは新設配管後は外部からの浸水が無いよう処理する。
 ・スリーブ穴埋め補修は、モルタル詰め・捨シーリングの上、塗膜防水塗布(300×300程度)とする。(内外共)

新設配管要領図(参考)

- <凡例>
- ※A: 配管貫通孔65φ
 - ※B: " 75φ
 - ※C: " 100φ
 - ※D: " 125φ
 - ※E: " 150φ
 - ※F: " 50φ
 - ※a: 既存スリーブ利用
 - ※b: 既存配管孔埋処理25φ
 - ※c: " 50φ
 - ※d: " 65φ
- : 新設配管
 - - - - - : 既存配管
- ※給水管(新設)の仕様について
 給水管 耐衝撃性塩化ビニル管(HIVP)とする。
 ※汚水管・排水管(新設)の仕様について
 耐火性硬質ポリ塩化ビニル管(VP)とする。

普通教室棟 2~4階トイレ 平面詳細図(改修後) S=1/20



女子トイレ
1~3F : CH=2500
1~3F : FL-50

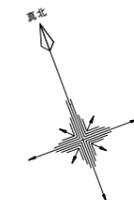
男子トイレ
1~3F : CH=2500
1~3F : FL-50

汚水樹リスト

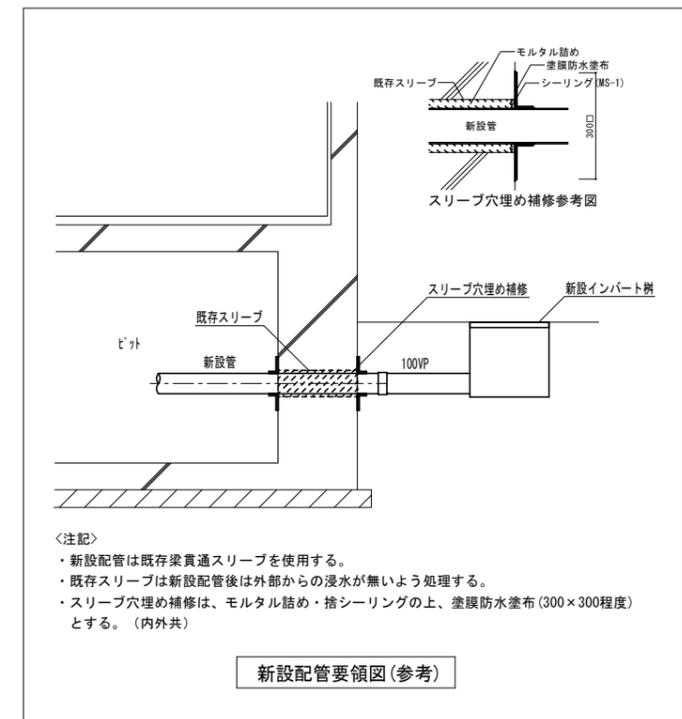
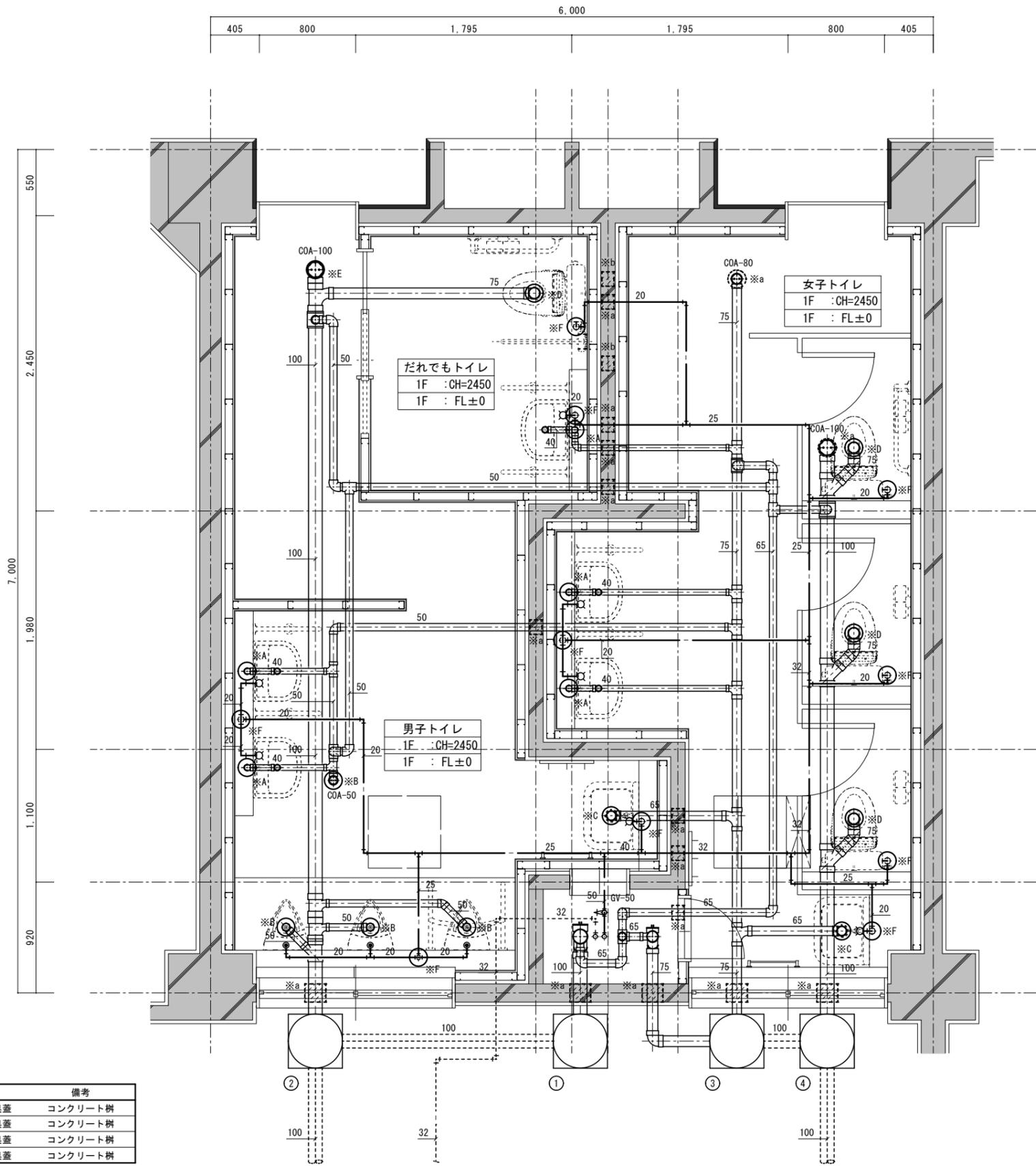
樹番号	樹名称	樹寸法	蓋仕様	備考
①	インバート樹	600□× 300H	鑄鉄製防臭蓋	コンクリート樹
②	インバート樹	600□× 470H	鑄鉄製防臭蓋	コンクリート樹
③	インバート樹	600□× 200H	鑄鉄製防臭蓋	コンクリート樹
④	インバート樹	600□× 400H	鑄鉄製防臭蓋	コンクリート樹

※樹の形状・深さは参考とし、施工にあたっては現地地盤高を考慮の上決定するものとする。

管理特別教室棟(児童用) 1階トイレ 平面詳細図(改修前) S=1/20



— : 撤去配管
- - - : 既存配管



＜注記＞
 ・新設配管は既存梁貫通スリーブを使用する。
 ・既存スリーブは新設配管後は外部からの浸水が無いよう処理する。
 ・スリーブ穴埋め補修は、モルタル詰め・捨シーリングの上、塗膜防水塗布(300×300程度)とする。(内外共)

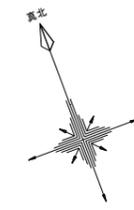
新設配管要領図(参考)

汚水樹リスト

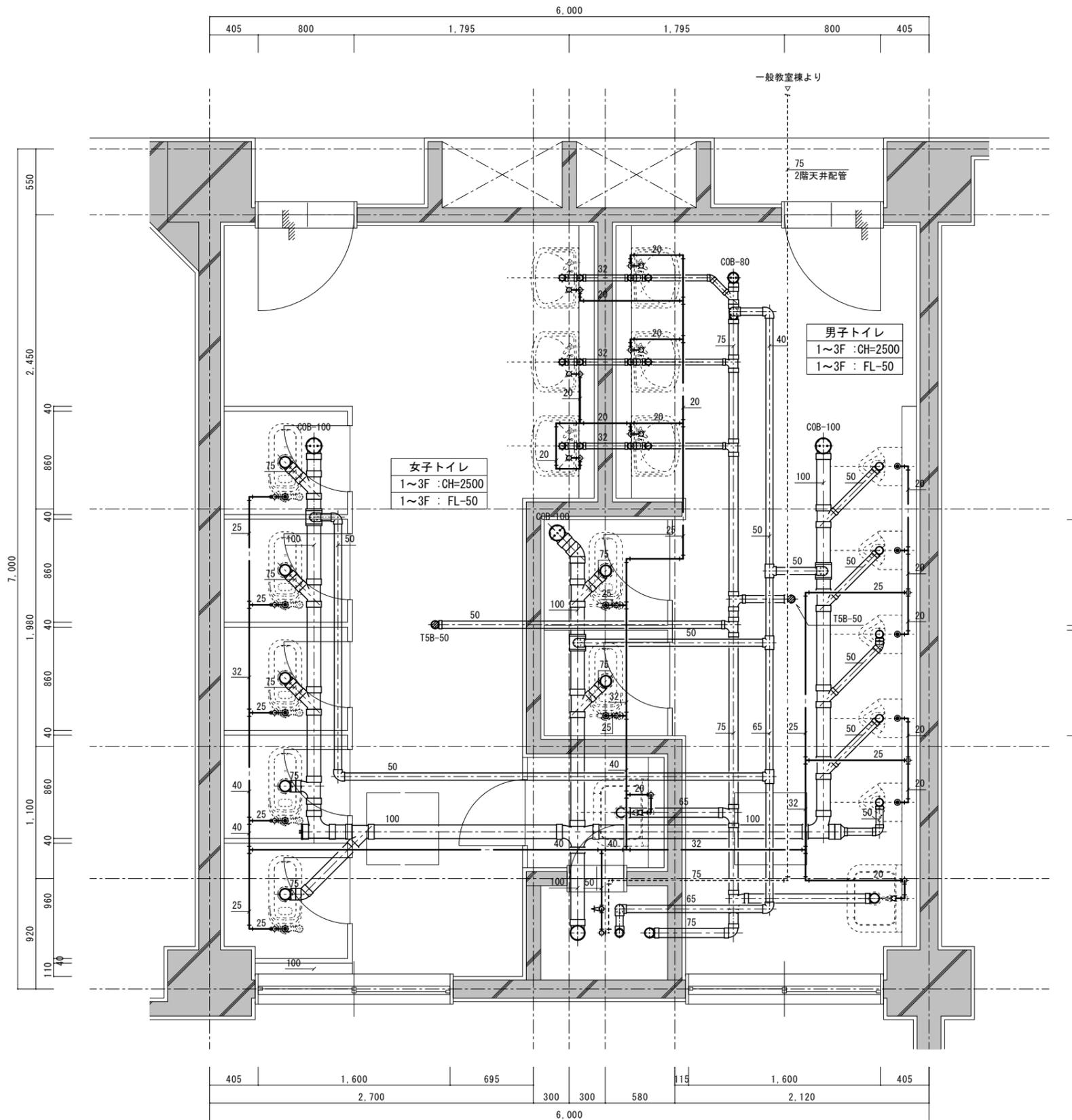
樹番号	樹名称	樹寸法	蓋仕様	備考
①	インバート樹	600□× 300H	鑄鉄製防臭蓋	コンクリート樹
②	インバート樹	600□× 470H	鑄鉄製防臭蓋	コンクリート樹
③	インバート樹	600□× 200H	鑄鉄製防臭蓋	コンクリート樹
④	インバート樹	600□× 400H	鑄鉄製防臭蓋	コンクリート樹

※樹の形状・深さは参考とし、施工にあたっては現地地盤高を考慮の上決定するものとする。

- ＜凡例＞
- ※A: 配管貫通孔65φ
 - ※B: " 75φ
 - ※C: " 100φ
 - ※D: " 125φ
 - ※E: " 150φ
 - ※F: " 50φ
 - ※a: 既存スリーブ利用
 - ※b: 既存配管孔処理25φ
 - ※c: " 50φ
 - ※d: " 65φ
- : 新設配管
 - - - : 既存配管
- ※給水管(新設)の仕様について
 給水管(新設)の仕様について
 ※汚水管・排水管(新設)の仕様について
 耐火性硬質ポリ塩化ビニル管(VP)とする。

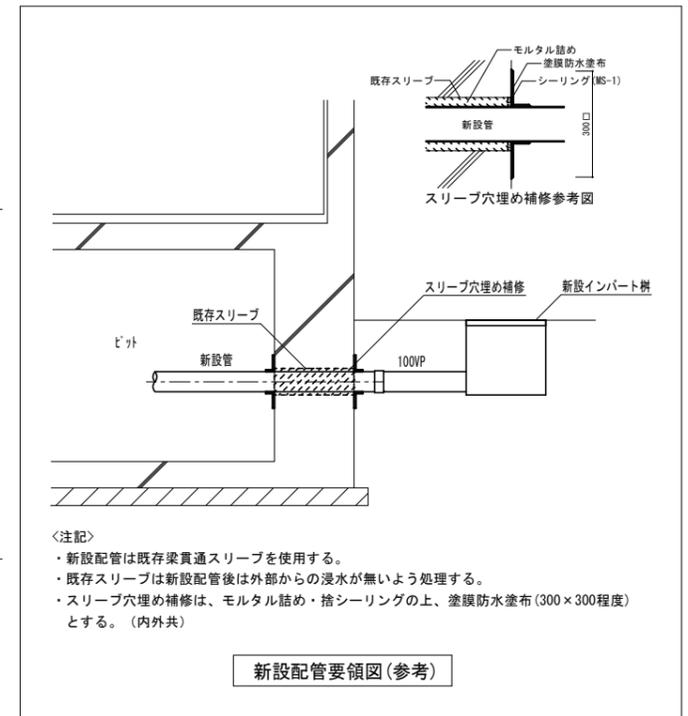
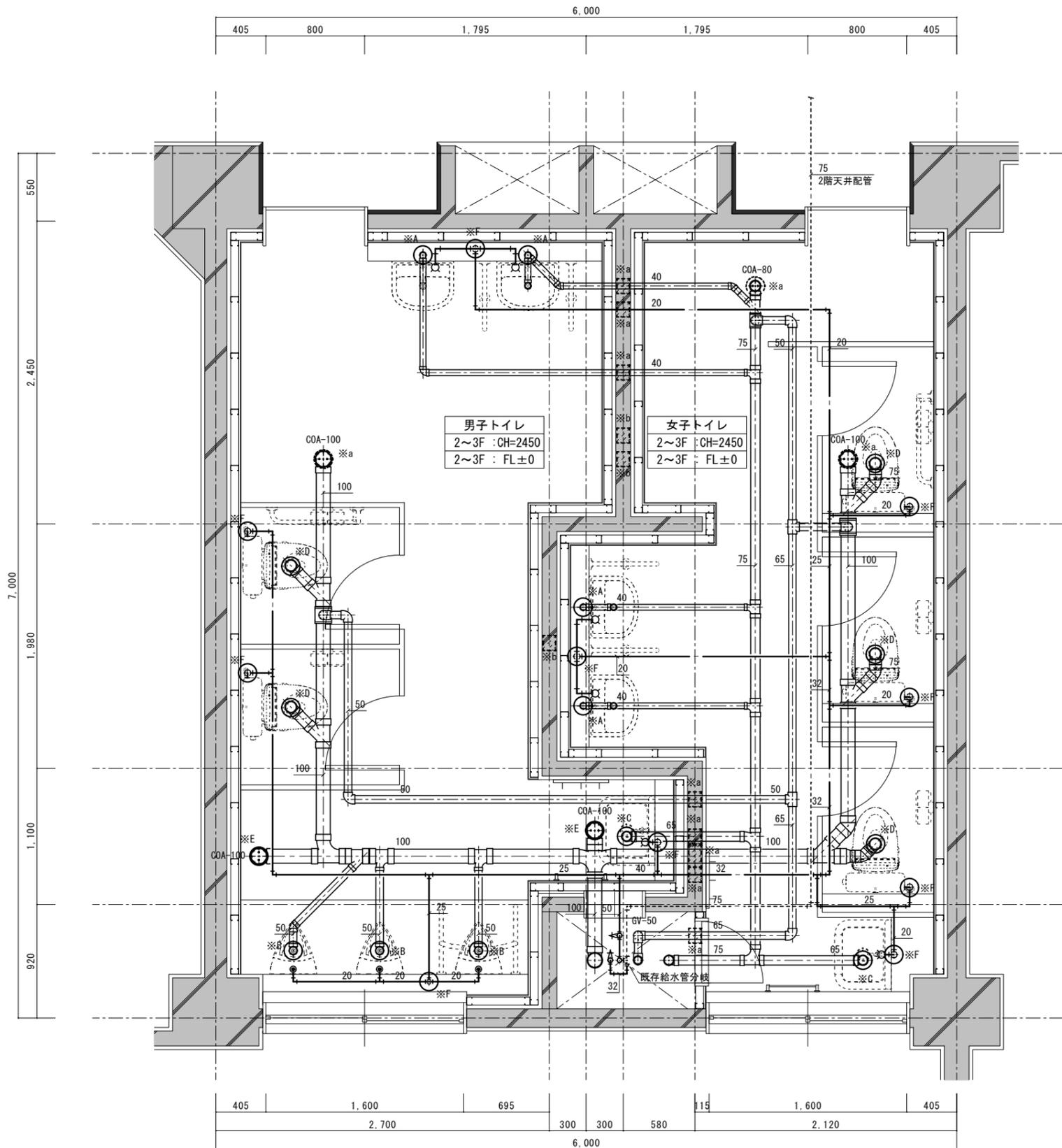


管理特別教室棟(児童用) 1階トイレ 平面詳細図(改修後) S=1/20



— : 撤去配管
 - - - : 既存配管

管理特別教室棟(児童用) 2階~3階トイレ 平面詳細図 (改修前) S=1/20



＜注記＞
 ・新設配管は既存梁貫通スリーブを使用する。
 ・既存スリーブは新設配管後は外部からの浸水が無いよう処理する。
 ・スリーブ穴埋め補修は、モルタル詰め・捨シーリングの上、塗膜防水塗布(300×300程度)とする。(内外共)

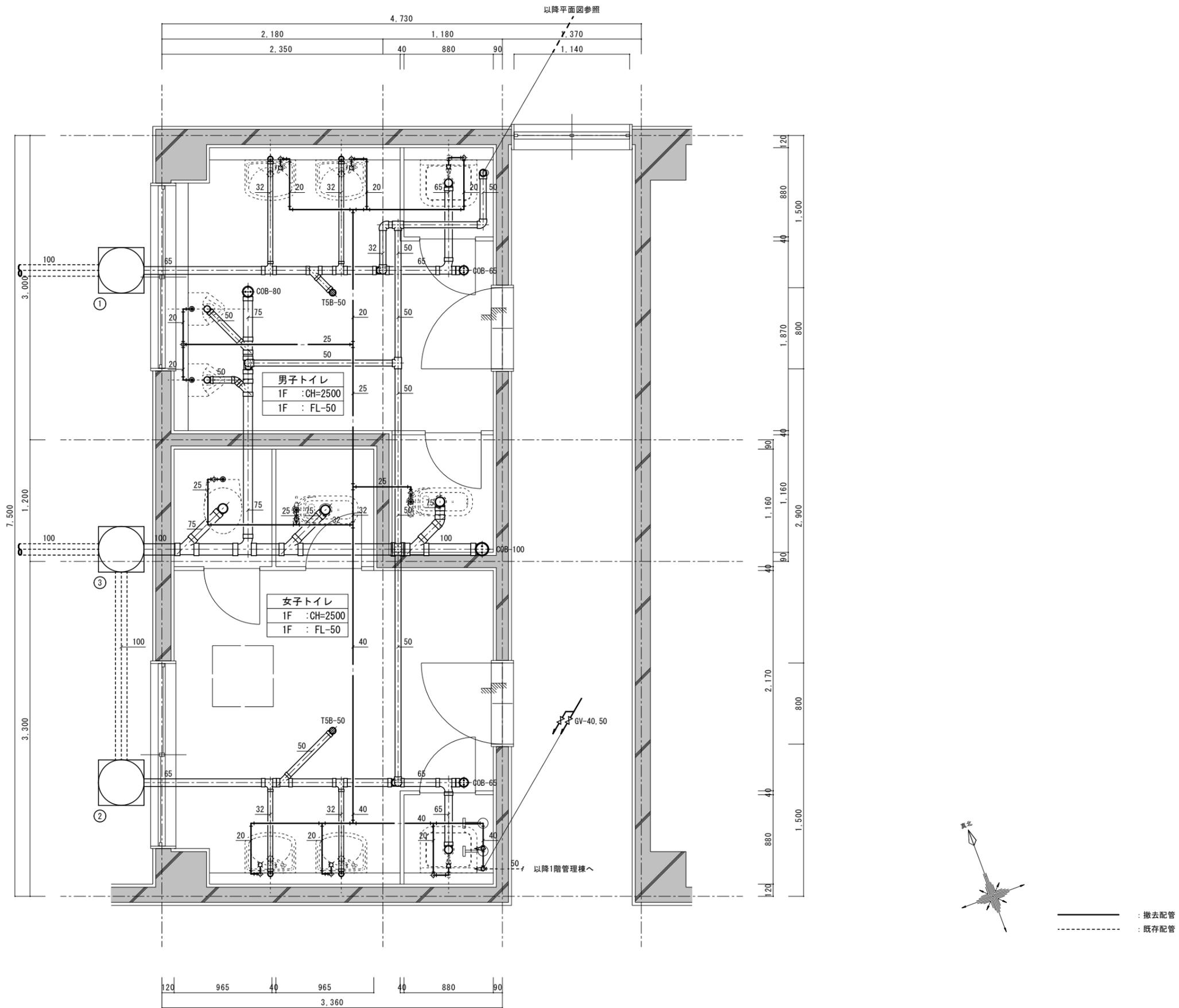
新設配管要領図(参考)

- ＜凡例＞
 ※A: 配管貫通孔65φ
 ※B: " 75φ
 ※C: " 100φ
 ※D: " 125φ
 ※E: " 150φ
 ※F: " 50φ
 ※a: 既存スリーブ利用
 ※b: 既存配管孔穴処理25φ
 ※c: " 50φ
 ※d: " 65φ
- : 新設配管
 - - - - - : 既存配管
- ※給水管(新設)の仕様について
 給水用耐衝撃性塩化ビニル管(HIVP)とする。
 ※汚水管・排水管(新設)の仕様について
 耐火性硬質ポリ塩化ビニル管(VP)とする。

管理特別教室棟(児童用) 2~3階トイレ 平面詳細図(改修後) S=1/20

樹番号	樹名称	樹寸法	蓋仕様	備考
①	インバート樹	600□× 450H	鑄鉄製防臭蓋	コンクリート樹
②	インバート樹	600□× 300H	鑄鉄製防臭蓋	コンクリート樹
③	インバート樹	600□× 470H	鑄鉄製防臭蓋	コンクリート樹

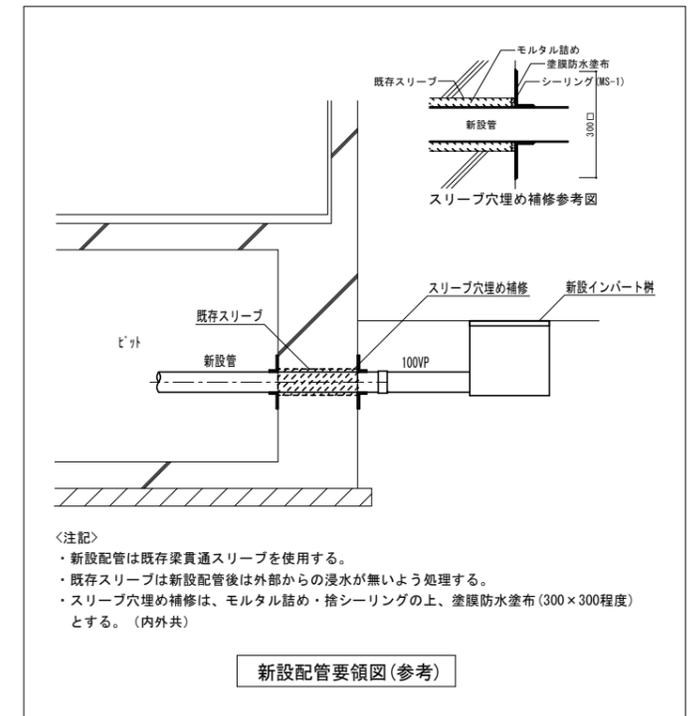
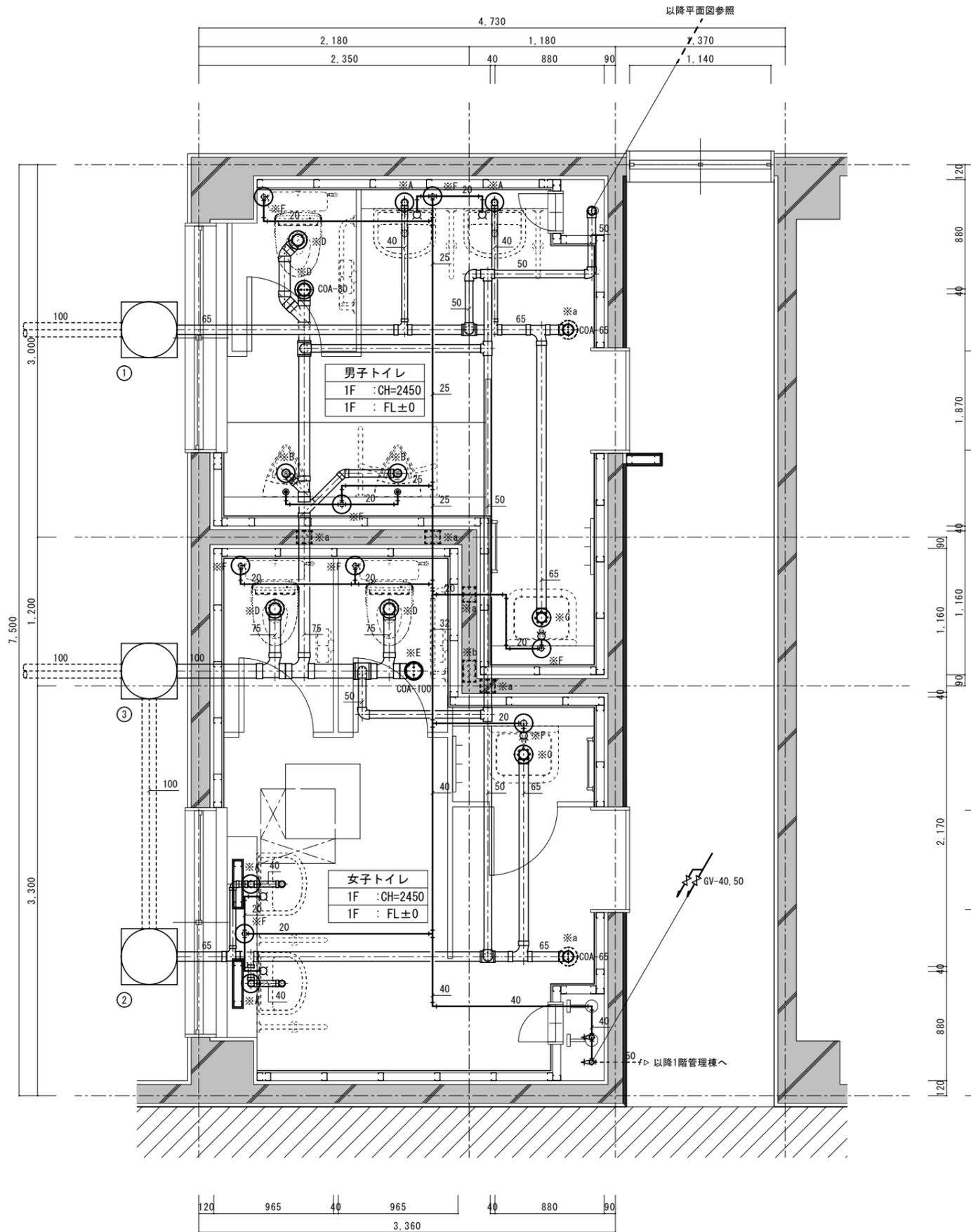
※樹の形状・深さは参考とし、施工にあたっては現地地盤高を考慮の上決定するものとする。



管理特別教室棟(職員用) 1階トイレ 平面詳細図(改修前) S=1/20

樹番号	樹名称	樹寸法	蓋仕様	備考
①	インバート樹	600□× 450H	鑄鉄製防臭蓋	コンクリート樹
②	インバート樹	600□× 300H	鑄鉄製防臭蓋	コンクリート樹
③	インバート樹	600□× 470H	鑄鉄製防臭蓋	コンクリート樹

※樹の形状・深さは参考とし、施工にあたっては現地地盤高を考慮の上決定するものとする。



- ＜注記＞
- ・新設配管は既存梁貫通スリーブを使用する。
 - ・既存スリーブは新設配管後は外部からの浸水が無いよう処理する。
 - ・スリーブ穴埋め補修は、モルタル詰め・捨シーリングの上、遮断防水塗布(300×300程度)とする。(内外共)

新設配管要領図(参考)

- ＜凡例＞
- ※A: 配管貫通孔65φ
 - ※B: " 75φ
 - ※C: " 100φ
 - ※D: " 125φ
 - ※E: " 150φ
 - ※F: " 50φ
 - ※a: 既存スリーブ利用
 - ※b: 既存配管孔穴処理25φ
 - ※c: " 50φ
 - ※d: " 65φ
- : 新設配管
 - - - - -: 既存配管
- ※給水管(新設)の仕様について
 給水用耐衝撃強化ビニル管(HIVP)とする。
 ※汚水管・排水管(新設)の仕様について
 耐火性硬質ポリ塩化ビニル管(VP)とする。

管理特別教室棟(職員用) 1階トイレ 平面詳細図(改修後) S=1/20

換気機器表（新設）

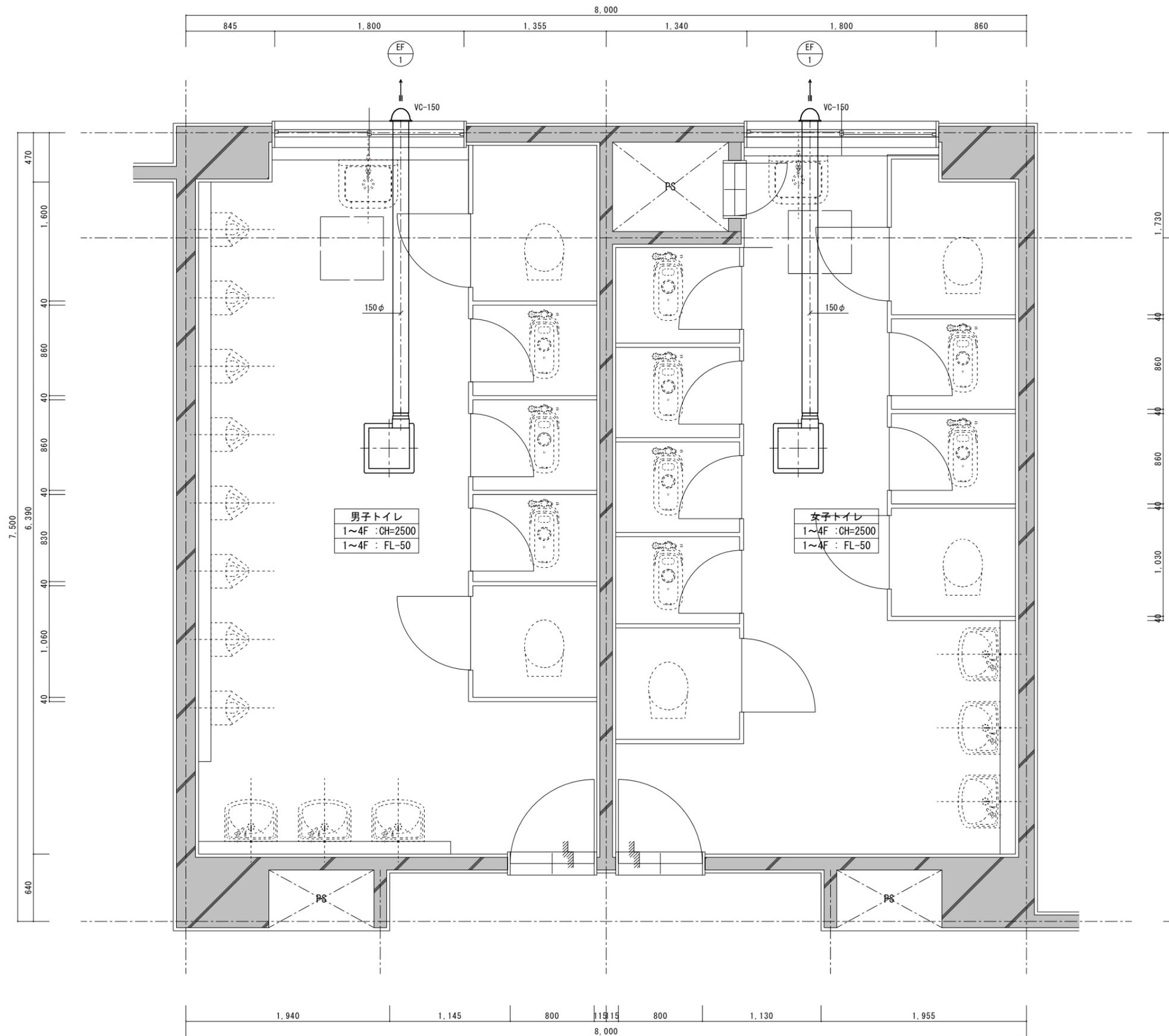
機器番号	名称	仕様	台数	電源				設置場所	備考	
				φ	V	kW	起動			
EF-1	排気ファン	天井扇（低騒音形） 150 φ × 560 m3/h × 120 Pa 付属品：防振吊金具	8	1	100	95W	L-S	普通教室棟	VD-23ZP13	
								1～4階	(三菱電機)	
									男子便所×4	
									女子便所×4	
			6						管理特別教室棟(児童用)	
									1～3階	
									男子便所×3	
									女子便所×3	
			2						管理特別教室棟(職員用)	
									1階	
						男子便所×1				
						女子便所×1				
EF-2	排気ファン	天井扇（低騒音形） 100 φ × 130 m3/h × 50 Pa 付属品：防振吊金具	8	1	100	14W	L-S	普通教室棟	VD-15ZC14	
								1～4階	(三菱電機)	
									車椅子対応便所×4	
									車椅子対応便所×4	
									管理特別教室棟(児童用)	
									1階	
									車椅子対応便所×1	
			1							

換気機器表（撤去）

機器番号	名称	仕様	台数	電源				設置場所	備考
				φ	V	kW	起動		
	排気ファン	天井扇（低騒音形） 150 φ × 400 m3/h 付属品：防振吊金具	8	1	100	34W	L-S	普通教室棟	FY-32S5
								1～4階	(National)
								男子便所×4	
								女子便所×4	
			6					管理特別教室棟(児童用)	
								1～3階	
								男子便所×3	
								女子便所×3	
			2					管理特別教室棟(職員用)	
								1階	
								男子便所×1	
								女子便所×1	

換気計算書

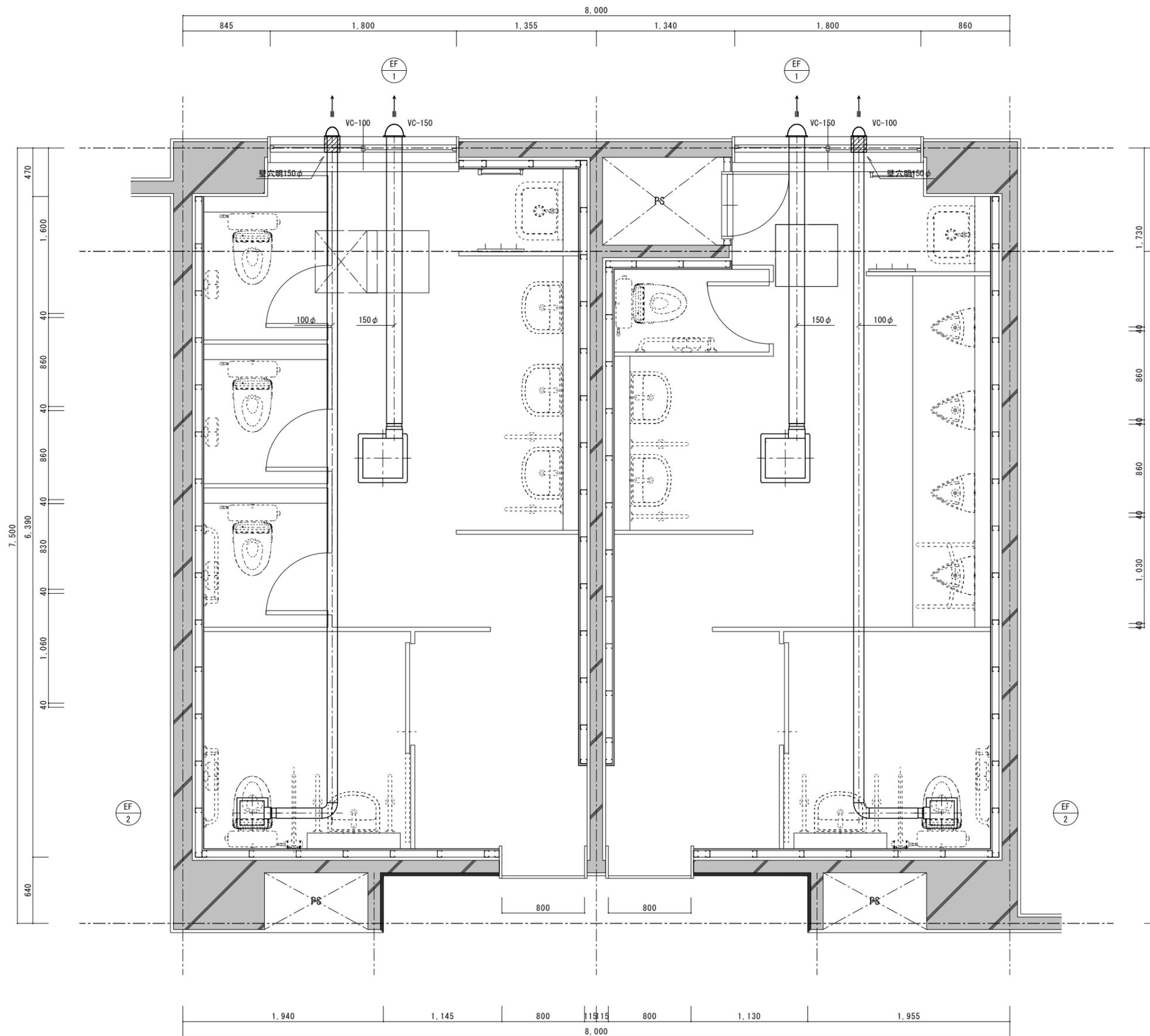
階	室名	居室	面積 m2	天井高 H	容積 m3	換気種別	換気回数より		人より (30m3/人・h)			燃焼に 必要な 空気量	決定OA量 m3/h	決定EA量 m3/h	シックハウス検証		OA量		空気の流れ エアバランス	EA量		備考	
							回/h	m3/h	人/m2	人	m3/h				換気回数 回/h	判定 ≥0.5回/h	系統	送風機風量		系統	送風機風量		
	普通教室棟																						
1～4	男子便所		21.51	2.45	52.70	第3種	10	527				530	530				自然給気	530	→	EF-1	530		
	車椅子対応便所		5.07	2.45	12.42	第3種	10	125				130	130				自然給気	130	→	EF-2	130		
	女子便所		22.70	2.45	55.62	第3種	10	557				560	560				自然給気	560	→	EF-1	560		
	車椅子対応便所		5.10	2.45	12.50	第3種	10	125				130	130				自然給気	130	→	EF-2	130		
	管理特別教室棟(児童用)																						
1	男子便所		15.41	2.45	37.75	第3種	10	378				380	380				自然給気	380	→	EF-1	380		
	車椅子対応便所		4.70	2.45	11.52	第3種	10	116				120	120				自然給気	120	→	EF-2	120		
	女子便所		17.43	2.45	42.70	第3種	10	427				430	430				自然給気	430	→	EF-1	430		
2,3	男子便所		20.18	2.45	49.44	第3種	10	495				500	500				自然給気	500	→	EF-1	500		
	女子便所		17.43	2.45	42.70	第3種	10	427				430	430				自然給気	430	→	EF-1	430		
	管理特別教室棟(職員用)																						
1	男子便所		11.50	2.45	28.18	第3種	10	282				290	290				自然給気	290	→	EF-1	290		
	女子便所		13.70	2.45	33.57	第3種	10	336				340	340				自然給気	340	→	EF-1	340		



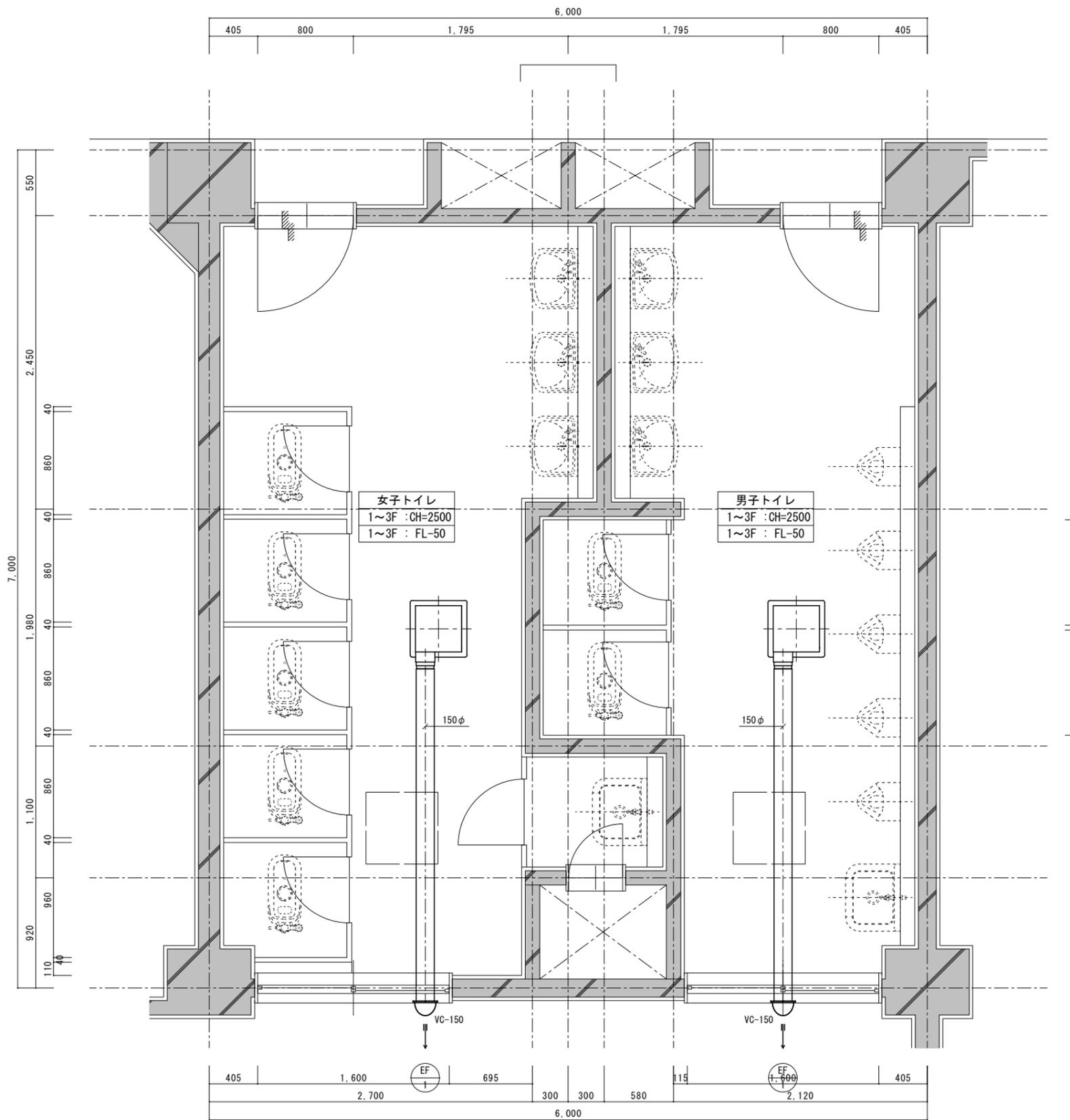
男子トイレ
1~4F : CH=2500
1~4F : FL=50

女子トイレ
1~4F : CH=2500
1~4F : FL=50

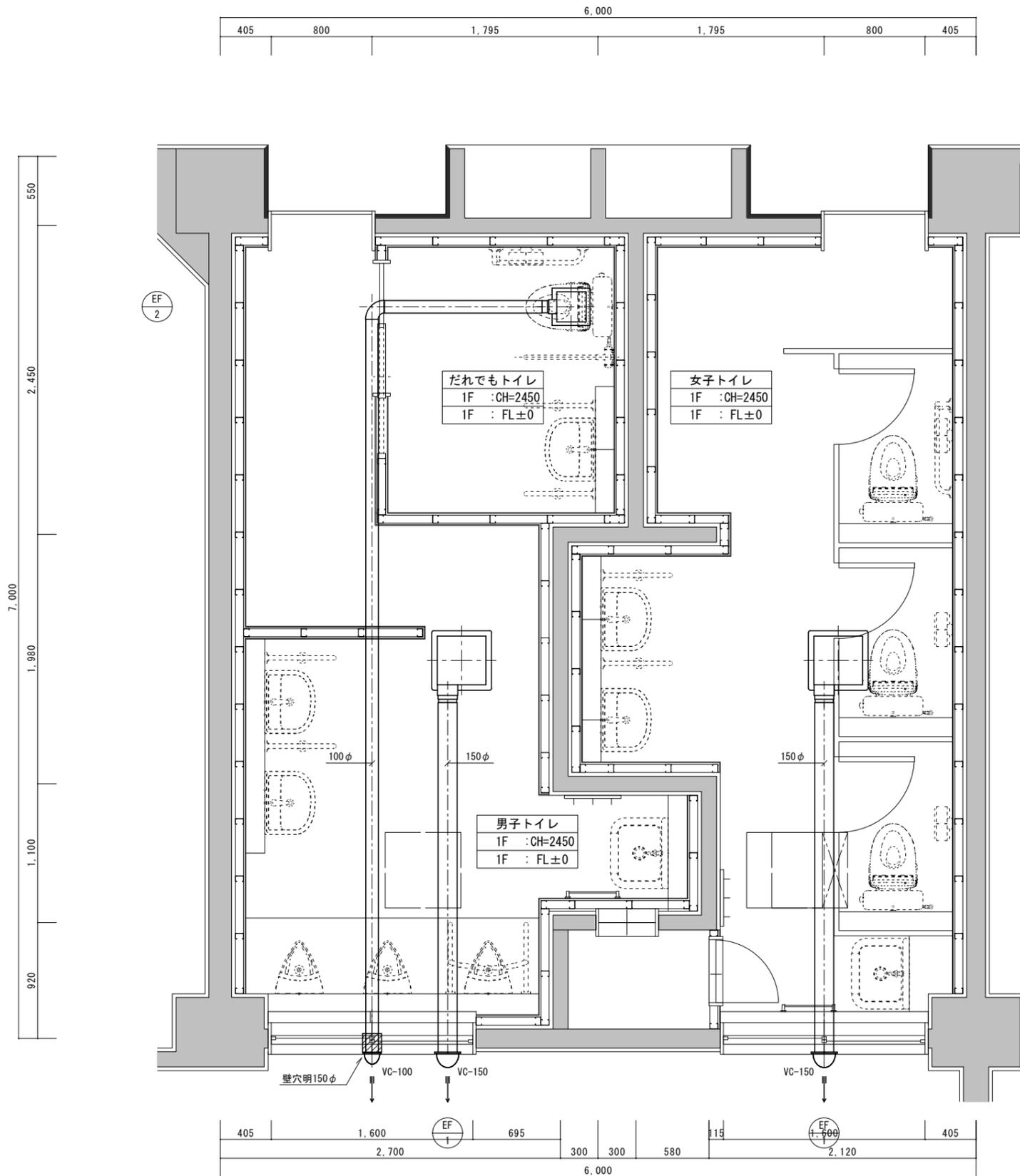
普通教室棟 1~4階トイレ 平面詳細図 (改修前) S=1/20



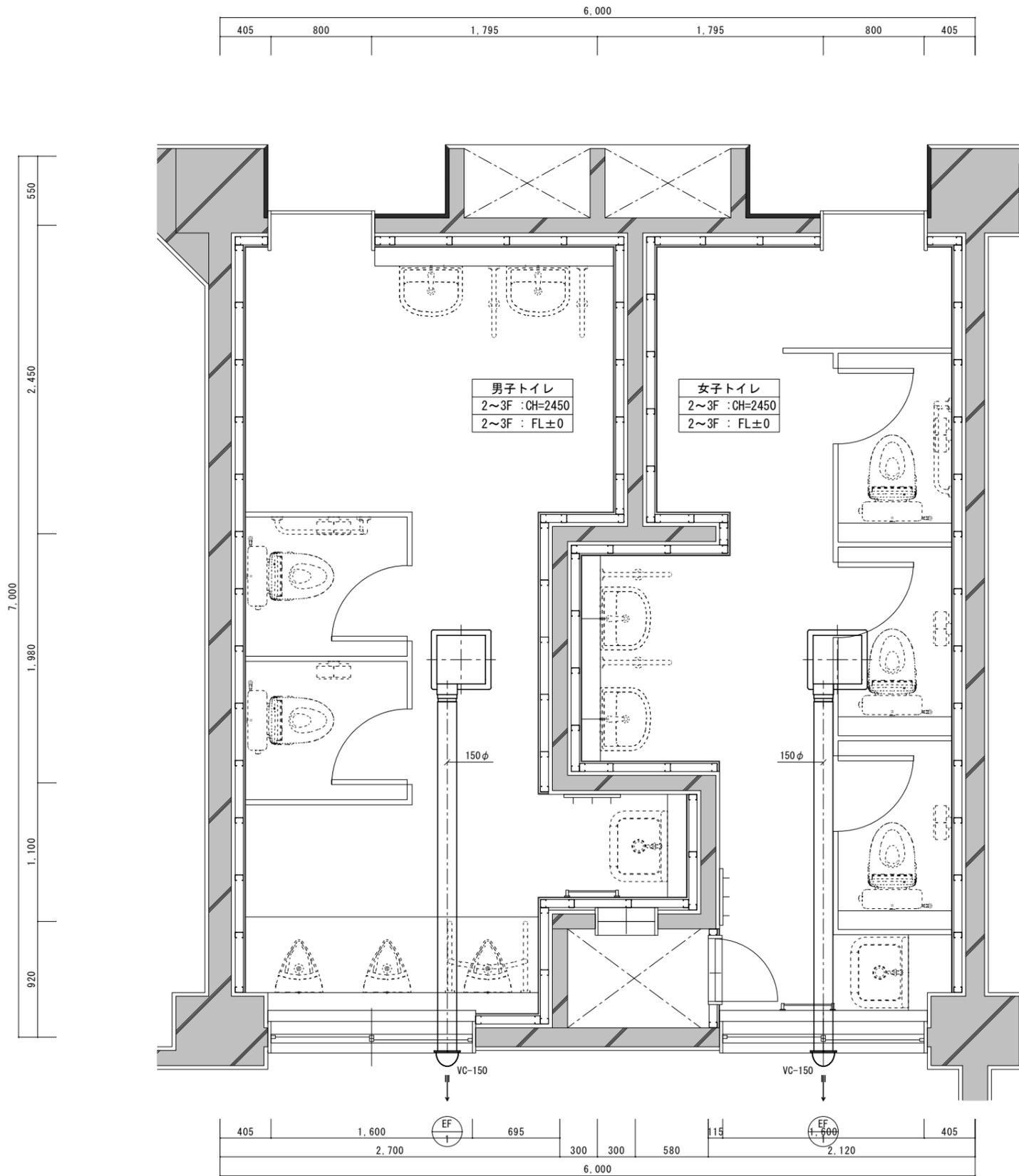
普通教室棟 1~4階トイレ 平面詳細図 (改修後) S=1/20



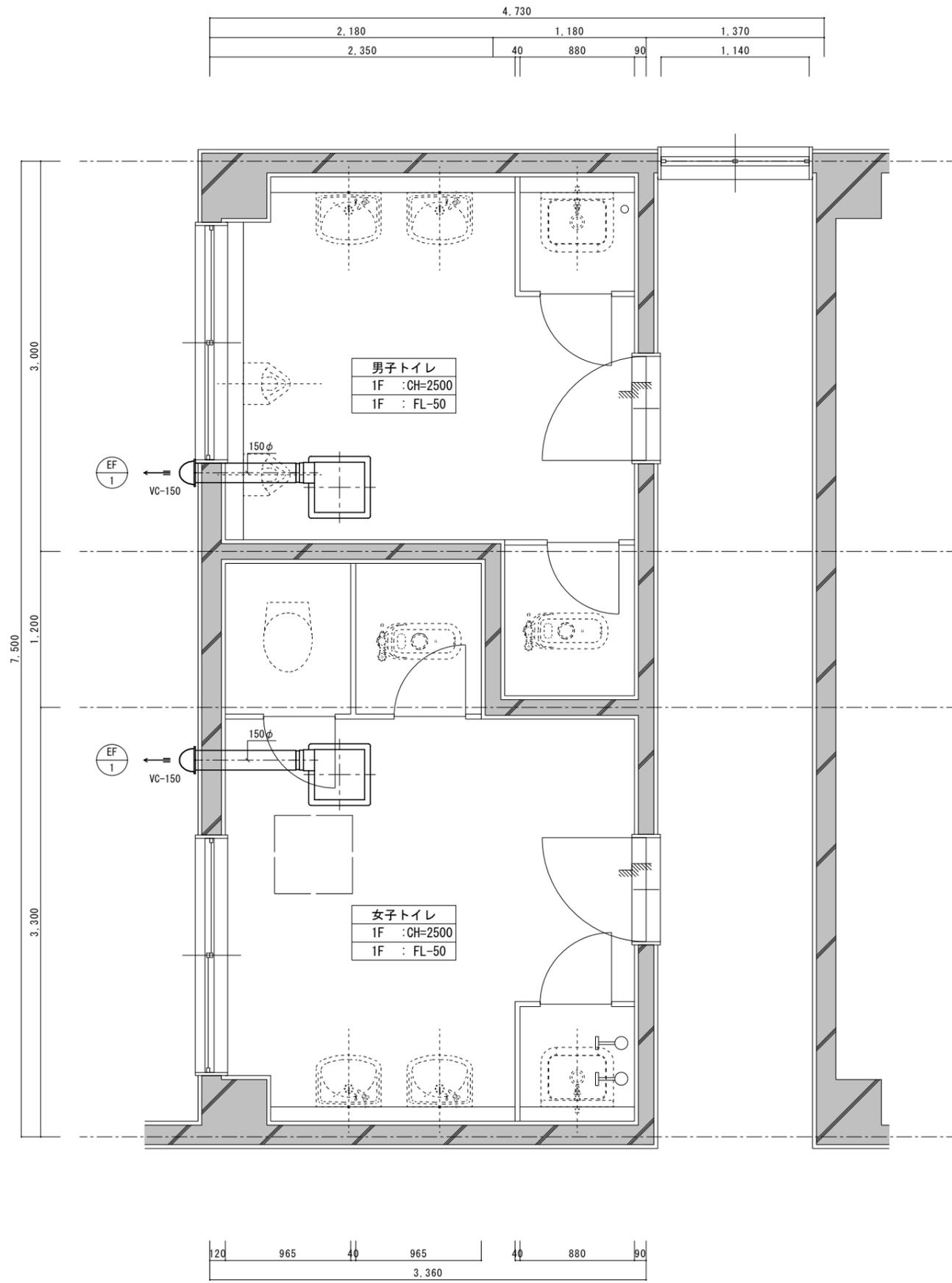
管理特別教室棟(児童用) 1~3階トイレ 平面詳細図(改修前) S=1/20



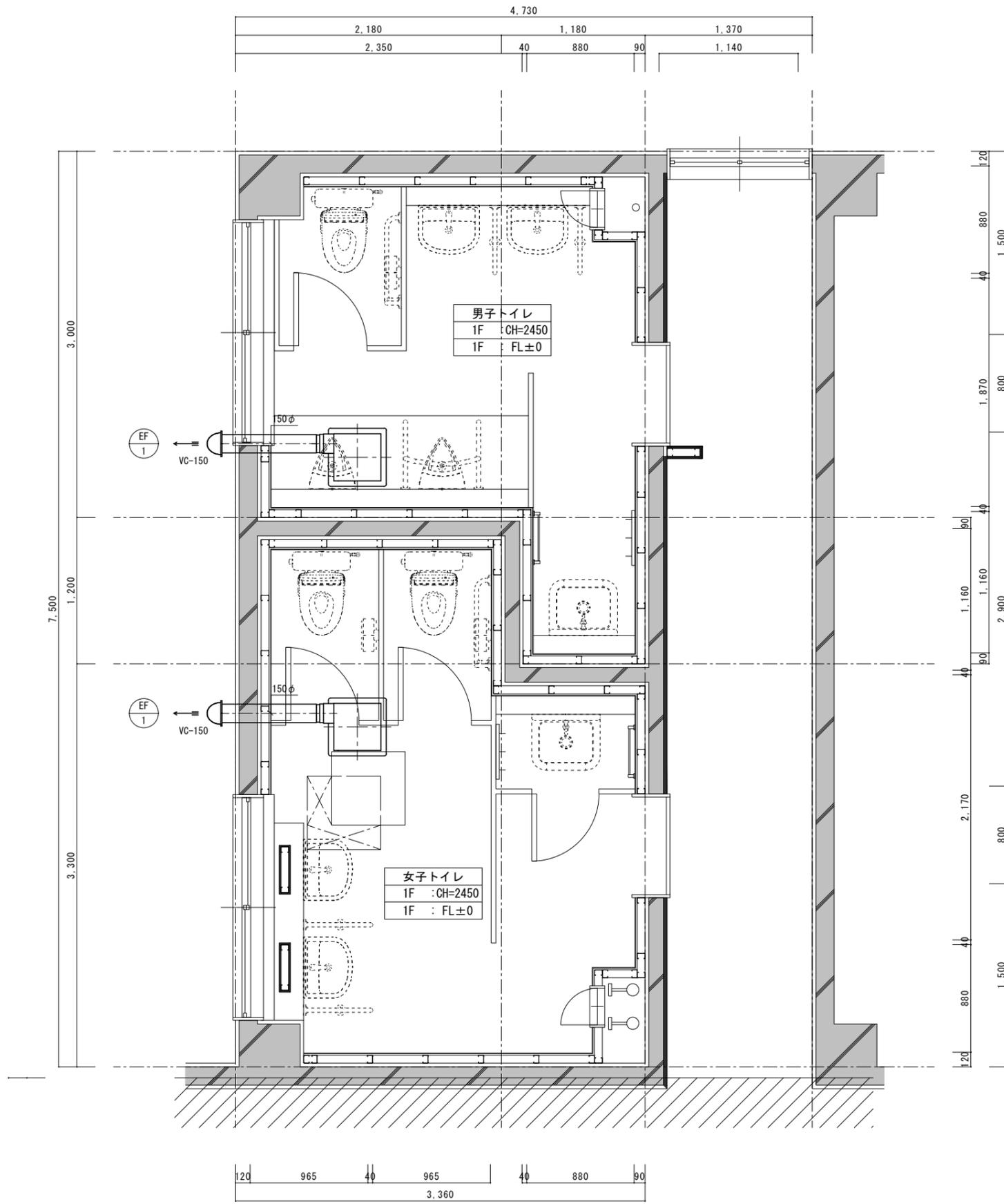
管理特別教室棟(児童用) 1階トイレ 平面詳細図(改修後) S=1/20



管理特別教室棟(児童用) 2~3階トイレ 平面詳細図(改修後) S=1/20



管理特別教室棟(職員用) 1階トイレ 平面詳細図 (改修前) S=1/20

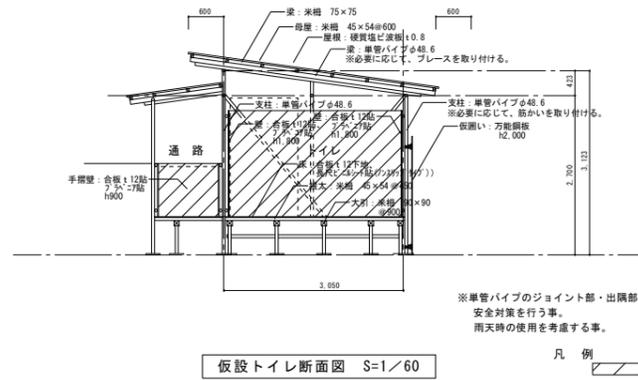
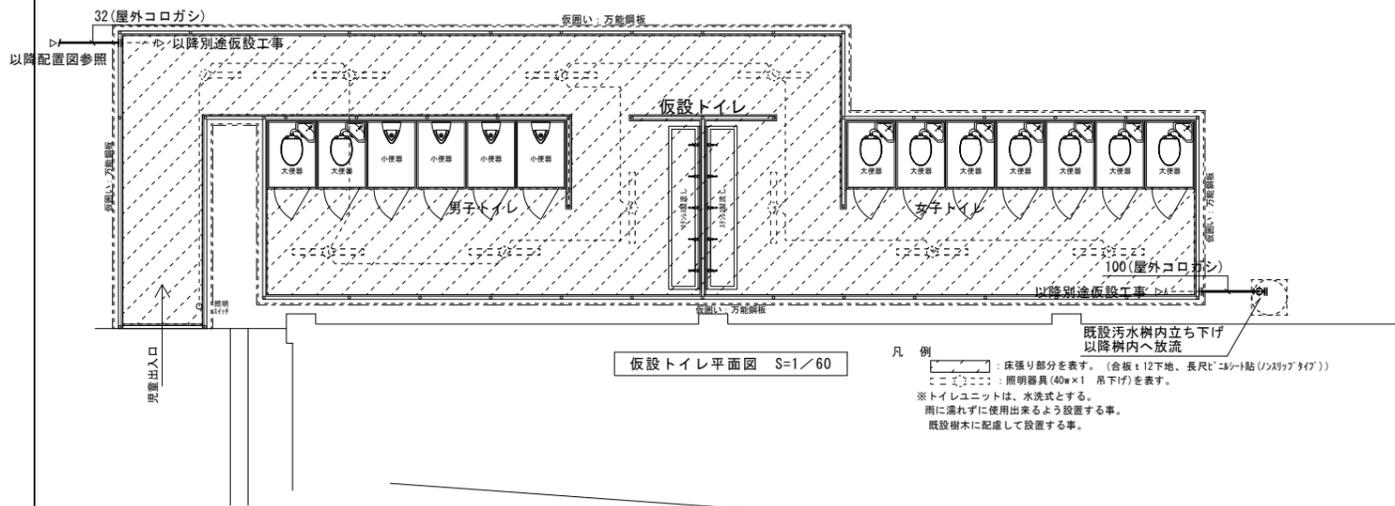


管理特別教室棟(職員用) 1階トイレ 平面詳細図(改修後) S=1/20

凡例

▨ : 工事建物を表す。

凡例	
←	: 工事用車両進入路
←	: 学校関係者動線の確保
▨	: 強化型プラスチック敷き (4尺×6尺)
---	: 仮囲い (鋼製、H=2,000)
⋈	: シートゲート (w6,000×h4,500)
▨	: 枠組足場 (900×1,800)
○	: コーナクション
☆	: 交通誘導員

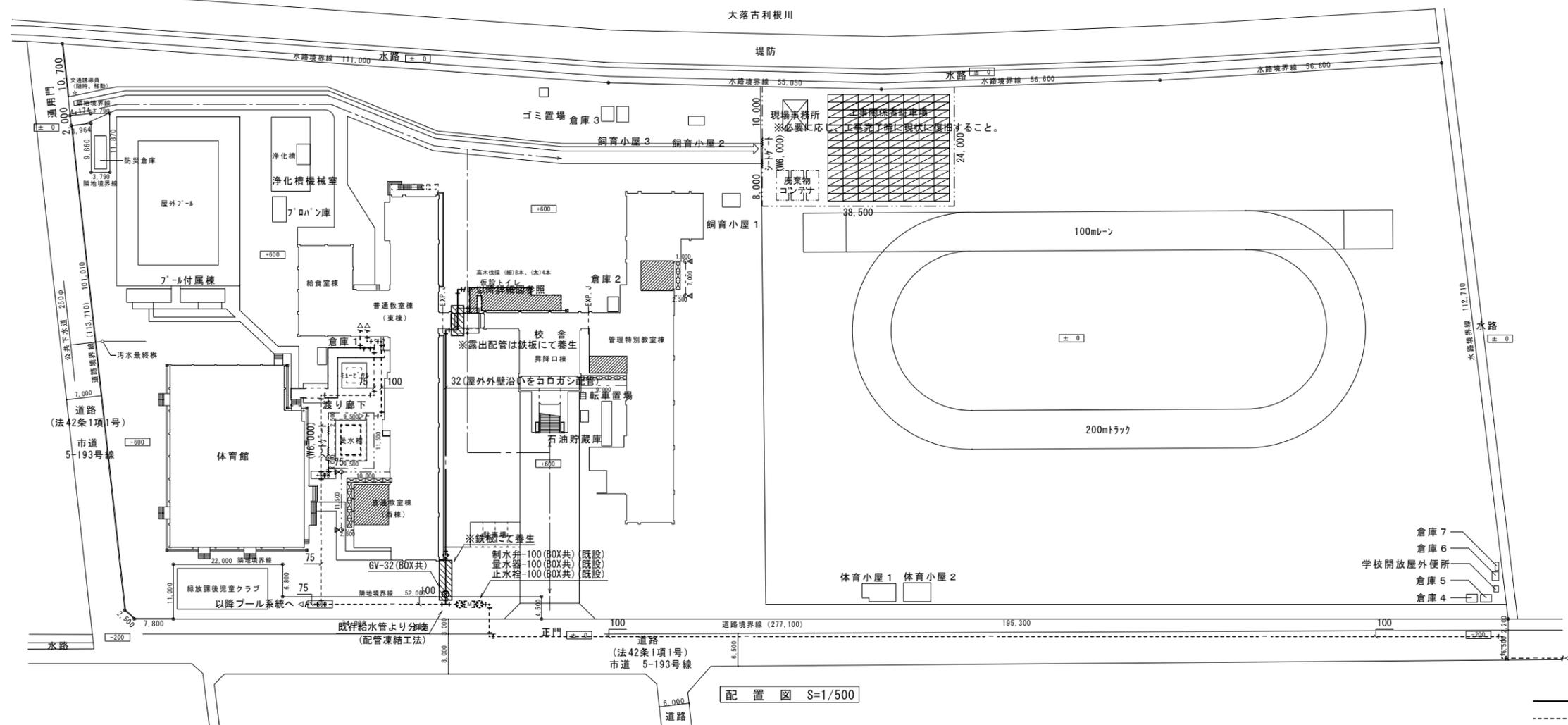


凡例
 ▨ : 床張り部分を表す。(合板12下地、長尺ビニルシート(ノリタイプ))
 □ : 照明器具(40w×1 吊下げ)を表す。
 ※トイレユニットは、水洗式とする。
 雨に濡れず使用出来るよう設置する事。
 既設樹木に配慮して設置する事。

※単管パイプのジョイント部・出隅部・端部(h1,800以下部分)は、防護カバーを取り付ける等の安全対策を行う事。
 ※必要に応じて、筋かいを取り付ける。
 雨天時の使用を考慮する事。

凡例
 ▨ : 壁張り部分を表す。

※仮設計画については、監督員・学校関係者と協議の上、適切に設置する事。
 図面に記入がなく、やむ負えず必要となる工事は、監督員と協議の上、施工を行う事。
 工事用車両進入路の鉄板敷きは、工事完了後に現状に復旧させる事。
 足場については、労働安全衛生法を厳守すること。



—— : 仮設配管
 - - - : 既存配管
 ※仮設配管は、本設後撤去(埋設部の給水管、バルブは残置)とする